

日本帝国時代における朝鮮の 領土測量に関する研究

Study on Surveying Progress of Chosun Peninsula
in the Japanese Empire Age

2014年9月3日

長崎大学大学院生産科学研究科

李 鎮 昊

目 次

第1章 序 論	1
1.1 本研究の背景	1
1.2 本研究の目的	1
1.3 本研究の概要	2
第2章 日本陸地測量部による朝鮮半島測量の歩みと朝鮮地方民の抵抗	3
2.1 はじめに	3
2.2 朝鮮近海の諸外国の測量	3
2.3 朝鮮内陸測量	4
2.4 陸地測量部の沿革と朝鮮・日本の測量比較	6
2.5 外邦図と陸地測量部の活動	8
2.6 青山良敬による朝鮮の秘密測量	17
2.7 朝鮮官吏(官僚)の庇護と地方民の抵抗	18
2.8 陸地測量師の歩み	20
2.9 朝鮮政府と測量行政	22
2.10 おわりに	24
第3章 大韓帝国時代の森林法がもたらした朝鮮の初期測量とその教育	25
3.1 はじめに	25
3.2 森林法の制定とその背景	25
3.3 新聞等の批判と勧告	27
3.4 測量教育機関と測量設計事務所	28
3.5 測量施行	40
3.6 測量教科書	42
3.7 測量機器	44
3.8 測量学校出身者の行方	46
3.9 おわりに	46
第4章 朝鮮林野調査事業の問題点の探究と分析	48
4.1 はじめに	48
4.2 林政の貧困と不備	48
4.3 法規における問題点	56

4.4 従事者の待遇	60
4.5 未完成部分と誤り部分の修正	62
4.6 林野税の新設	66
4.7 おわりに	67

第5章 結 論	68
---------	----

謝 辞	69
-----	----

参考文献	70
------	----

付 録	76
-----	----

林野整理調査内規

竹島(独島)の測量と登録に関する日韓の関係文献

第1章 序論

1.1 本研究の背景

著者が測量の歴史に関心を持ち始めたのは50歳を過ぎてからである。それは日本の陸地測量部沿革誌、土地・林野事業報告書、林野調査事業終末報告書、大韓帝國時代の測量教科書などを、著者が携わっていた地籍業務の一環として身近に接することができたからである。その資料はほとんどが日本帝国時代の資料である。日本帝国時代の新聞である、皇城新聞、大韓毎日申報等の資料を精査し始めたのもその理由である。これらの研究結果は韓国の学術雑誌に投稿しており、掲載論文として採択されている。著者はこのような研究成果を日本でも検証したいと強く願い、本論文をまとめるに至った。

1.2 本研究の目的

1894年から陸地測量部の技師らが朝鮮半島を潜入盗測⁴³⁾して「外邦図」すなわち「軍事密図」を作製したのは周知の事実である。多数の測量隊員が殺害され、また多くの経費を消費しながらなぜこの測量を強行したのかを明らかにすることが一つの目的である。

外邦図は軍事目的として、日本の参謀本部の下で作製された。その作成範囲は朝鮮や台湾などにとどまらず、中国を含む東南アジアの広い国にまで及ぶ。日本が領土化した地域の地図を秘密扱にしたのは「軍事目的」のためである。そのため、外邦図は常に日本の朝鮮を始めとするアジアへの侵略戦争と関係がある。このことを証明する歴史的経緯を追跡するのが第2章の目的である。第3章の目的は、大韓帝國の後半、すなわち西暦1908年、道家充之が制定した森林法のもとに全国の民有林野の申告測量、略図を提出した歴史的経緯を追求することである。第4章の目的は、植民地時代初期の林野調査測量の過程とその問題点を導出・分析し、また林野調査以後の林野行政の変化を整理することである。総体的に言えば、なぜ日本が朝鮮の領土測量に一生懸命に取り組んできたのかを明確にすることが本研究の目的である。

1.3 本研究の概要

本論文の概要は表4.1のとおりである。日本帝国時代における朝鮮の領土測量のうち、第2章では地形測量、第3章及び第4章では森林測量(地籍測量)に関する内容を記している。測量の対象として、第2章では土地と林野、第3章と第4章では林野となっている。各章で扱う時代は、第2章は朝鮮と大韓帝国期、第3章は同じ大韓帝国時代でも実権のない統監府期、第4章は植民地時代である。これらの測量の実施期間は、陸地測量部の測量期間が12年間で最も長いく、森林法に関する期間が3年、林野調査関連が10年である。第2章で述べた主要官吏の豊田四郎は、1894年の測量が始まった時点から1921年の土地調査、林野調査にまで従事している。第3章で記した道家充は、問題の森林法を制定した人物である。第4章で述べた林野調査は道知事の主管であるが、総責任者は農商工部長官殖産局長である。林野調査期間中の農商工部長官は石塚英蔵(1914～1916, 2年間)、小原新三(1916～1919, 3年間)、殖産局長西村保吉(1919～1924, 4年間)で、最後の西村が最も長い。

日本が朝鮮領土を測量したのは4回、その内、土地調査は除外した。非常に分量が多いためである。

表1.1 本論文の概要

章別 種別	第2章 陸地測量部の測量	第3章 森林法による測量	第4章 林野調査・測量	諸合計
目的	軍事・朝鮮進出	日韓併合準備	課税・予算確保	
期間	1872～1909 (37年間)	1908.1.21～ 1911.1.20 (3年間)	1914.12.5～ 1925.4.17 (10年5月間)	50年5月間
事業主体	陸地測量部	大韓帝国(統監府)	朝鮮總督府(府面)	
主要官吏	豊田四郎	道家充之	西村保吉	
従事人員	236名	1,870名	4,670名	6,776名
範囲	韓半島	民有林野	朝鮮半島中林野	
成果・問題	軍事密図 484枚	全面積の 33%提出	部分不備 (特に島)	

第2章 日本陸地測量部による朝鮮半島測量の歩み

2.1 はじめに

過去、日本の測量技術は朝鮮半島からの仏教の伝承とともに伝わったものである¹⁾⁻³⁾。このような朝鮮と日本との測量技術交流は18世紀の初期まで続いた。19世紀後半、日本はこれらの既存の測量技術にヨーロッパの新技术を導入し、西欧式近代測量技術の発展を積極的に推進した。しかし、朝鮮は政府官僚らの測量への認識度が低かったことから、技術伝習の移行がともに行われず、西欧式近代測量技術の導入が遅くなった。

本研究では、朝鮮における近代測量の足跡を日本の近代測量の歩みと比較しながら、日本の近代測量を支えてきた陸軍の「陸地測量部」の「修技所」について簡潔に述べるとともに、これらの機関から輩出された測量技術者の朝鮮半島での活動、また、朝鮮の官僚たちの日本の測量への配慮および朝鮮地方民の抵抗などを追跡している。

日本には測量史に関する資料が多く、多岐にわたっているが、陸地測量部の朝鮮半島に関わる資料は少ない。つい最近、陸地測量部が作製した「外邦図」に関する研究が活発化され、様々な研究成果が発表⁴⁾⁻⁷⁾されるようになった。しかしながら、陸地測量部の朝鮮半島での活動やそれに関わる資料は依然として少ない。これに詳しい1894年から1911年までの臨時測図部が発行した「外邦兵要地図整備法」や「測量地図百年史」にも該当項目はない。測量史研究の限界であり問題点でもあるが、本研究では「外邦測量沿革史」と「陸地測量部沿革誌¹¹⁾」を主に参照したことを付言しておく。本研究を通して、著者は朝鮮と日本との両面から近代測量交流史を明らかにしたい。

2.2 朝鮮近海の諸外国の測量

(1) 諸外国による測量

鎖国政策を実施し、外国との交流を閉ざしていた朝鮮に対して、欧米諸国の列強は測量を通じて朝鮮との接近を試みた。これを著者は「測量外侵」と称することとする。その他に、日本の陸地測量部による朝鮮半島の測量がある。ここに、当時の朝鮮に対する列強の測量事情やその背景と内容を述べる。

1787年5月29日、フランスのラ・ペルズ(LaPerouse)一行が朝鮮の東海岸域を調査し、海図を作成する。これが朝鮮近海での諸外国の測量行為の始まりである⁸⁾。その後、1795年には、イギリスの探検家ブラフトン(Broughton)が釜山港を測量し、釜山港の海図が作製される。海図の名称は「釜山」ではなく「朝鮮:Chosan」となっている。

日本は1873年に「朝鮮全図」を出版し、日本海軍の青木住眞と吉田重親が釜山港を測量し、港泊図⁹⁾を作製する。この地図作製をスタートとして、日本は朝鮮の地図製作に深く関わるようになるのである。1875年には雲揚号を朝鮮の近海に派遣し、航路測量をしており、その成果の一つとして釜山港の海図を完成している。1895年には229名の測量部隊が朝鮮半島を測量している。また、当時の財政顧問であった目賀田種太郎が朝鮮の度支部の量地課において測量技術者を養成しながら、朝鮮半島の局地地籍測量を遂行している¹⁰⁾。1910年には日本帝国主導で実施した土地調査とは別に、大邱・全州・郡山・尚州・京城地方の5万分の1縮尺の地形測量を行った¹¹⁾。

上記の1787年から1910年までの間、諸外国の朝鮮半島周辺の測量行為は、著者の調査¹²⁾によれば合計48回に上っている。その内容はドイツが1回、フランスが3回、イギリスとアメリカがそれぞれ

れ4回, ロシアが5回, 日本が31回である。

これらの測量の主な目的は通商と探検など様々である。特に, 他の国とは違って日本の場合は, 雲揚号による航路測量が日朝修好条約の第7款条規(以下に内容を示す)により実施し, 朝鮮侵略の足場を構築しており, その後, 大同江・漢江などの水路測量, 鉄道測量, 駅屯土測量, 朝鮮の大韓帝国時代の土地調査測量等が日本の朝鮮侵略の基礎になったためである¹³⁾。その日朝修好条規第七款は次のようである。

日朝条規第七款:朝鮮国沿岸の島々の暗礁は従前審検を経ていないのできわめて危険。日本国の航海者が自由に海岸を測量するように准設してその位置の深浅を詳審, 図誌を編製して両国の航客達が危険を避けて安全を図る。

(2) 諸外国への測量許可

上述したように, 日本は1875年, 雲揚号による朝鮮近海の航路測量を行った後, 1876年, 日朝修好条約(通称:江華島条約)において航路測量の許可書を手にする。また, 1883年11月26日には, ドイツが朝独修好条約を締結し測量許可を受けている。同時期に, 朝鮮政府はロシアに対しても1884年, 朝露条約を通して朝鮮沿岸の測量を許可している。

1876年から1910年までの期間を, 朝鮮では開化期と呼んでいる。朝鮮は開化期において国土の測量を諸外国に許可している。ドイツやロシアなど, 近代化した国々へ国土の情報を公開していたのである。特に, 日本に対しての国土の測量を許可したことにより, 朝鮮の近代は激変を招く。これは, 日本の植民地への道(時代)を招くことにつながる。朝鮮が開化期において国の測量を諸外国に許可したことが, 国の衰退を招いた一つの要因であると言える。当時の朝鮮の軍事力が列強に比べて顕著に弱かったことを示すものでもある。

一方, 日本(江戸幕府)は1861年, 英国艦隊に対して沿岸測量を許可している¹⁴⁾⁻¹⁵⁾。しかし, 日本は伊能図が完成され40年が過ぎており, 諸外国に測量を許可すること自体大きな問題にはならなかった。しかし, 朝鮮の場合は諸外国に沿岸測量を許可した当時, 沿岸測量図は一枚も存在しなかった。

2.3 朝鮮内陸測量

日朝修好条約により海図作製の目的で海岸測量が行われたのに対して, 内陸測量は軍事的な必要により施行された。後者は条約上, 大韓帝国からの許可がないまま密かに行われた測量である。その期間は花房義質が外部大丞・朝鮮公使の時で, 随行員として来ていた陸軍間諜隊の時期と陸地測量部技手(師)として来ていた測量期とで区分される。

1872年9月外務大丞・花房義質が朝鮮に派遣された時, 花房を随行した牒報隊・北村重頼中佐と, 別府晋介少佐, 海津三雄少尉(公使館武官)らが牒報調査即測量に従事した¹⁶⁾。これが日本が朝鮮測量を施行した嚆矢である。前にも述べていた日朝修好条約の4年前のことである。間諜隊の名单と測量地域は表2-1の通りである。

表2.1 間牒隊の測量地域

氏名	測量地域
海津三雄	長浦江河口及浅水湾・沃講湾略図(1878) 牙山湾略図(1879.5) 自元山至龍池院路上図(1883.5) 自元山津至文川郡路上図(1883.5) 元山港居留地之図(1883.6) 義州往復路上図(自雲山至義州・自京城至元山津・自陽徳至殷山・従平壤至京城・自義州至平壤)(1883.8) 鏡図路山図(1883.12)・自濟物浦至石川院略図(1885.5)・自箭串至広州路上図(1885.6) 濟物浦近傍墓地図(1885.7) 江原沿海往復図 I、II (1885.11、1896.2) 陽根・驪州・砥平・忠州・麟蹄・襄陽・江陵郡(県) I、三涉・蔚珍・奉化・順興・英陽・平海・永川・礼安・豊基・問慶郡(県) 色地図。
磯林眞三	従仁川至漢城図(1882)・自楊花鎮經金浦江華濟物浦至梧柳洞路上図(1883)・平壤想像図(1883)・濟物浦居留地略図麻浦近傍図(1884)・自麻浦至文殊山城路上図(1884)・濟物浦居留地
渡辺岡	慶山左道路上測図(1883)
三浦	従京城之元山津路上図(1884)・従北青至中嶺鎮路上図(1885)・従徳源至定平見取図(1885)・咸鏡・平壤両道路上図(1886)
柄田紫山	京城近傍遊歩期程内路上図(1887)・平壤之永興路上草稿図(1887)・京城往復路上図(1886)
	順天昌原(1887)・釜山附近(1888)
	大同江(1889)・迎日湾(1891)

資料；南榮祐、日帝の韓半島侵略史、68p.86p.88p.105p.を再構成

表2-1は、7名の歩兵・破兵が働いた内容だが、最も活躍した人は海津三雄である。彼の略歴は次の通りである。

海津三雄(1853～?): 陸軍少佐。静岡県出生。沼津兵学校卒業。工兵少尉任命(1874)。24歳の時、花房義質を随伴、朝鮮半島要地を測量した(1877)。朝鮮秘密測量の嚆矢。彼が作製した図面は右図の通りである。

測量の方法は羅針盤を固定した携帯用製図板を水平にして歩測で距離を測りながら、測量をした。この測量は陸地測量部技師が測量を実施した1894年まで継続された。



江陵府彩色地図(1885年)

現江原道江陵市。測量制図海津三雄

縮尺20,000分の1

資料；南榮祐「日帝の韓半島測量侵略史」115p.

2.4 陸地測量部の沿革と朝鮮・日本の測量比較

(1) 陸地測量部の沿革

日本の明治維新以降、日本では計画的な測量事業が始まる。陸地測量部の沿革史の中には、朝鮮と関わりのあるものが多い。ここで朝鮮との関連があるものだけを抽出し、日朝測量史の対比を表2.1にまとめて整理する。表2.1の内容以外に、1909年10月26日の日刊紙「大韓民報」には、日本の陸軍省の技師1名と技手2名を招き、度支部の技手約10名と合同で、測量練習があると報道されている。これらのモデル地区としては京城地区を対象にしており、目的は将来の土地整理のためのものであると記されている¹⁷⁾。

(2) 陸地測量部・修技所の活動

1887年、陸軍参謀部の測量局において、修技所の志願者の心得を制定し、測量隊員を養成する目的で修技所が創設される。この修技所の詳細内容については本論外なので省略するが、朝鮮との関わりを持っているものとして、この修技所を外国人として卒業した最初の人には朝鮮人の李周煥である。

(3) 朝鮮・日本の測量対比

表2.1に日朝測量史の対比を示す。この表からも窺えるように、朝鮮はいち早くから実測図(1467年の都城図)を作成している。

表2.2 日本と朝鮮の測量史の対比表

韓国（朝鮮）	西暦	日本
都城図(最初の実測)	1467	
	1589	太閤検地
	1605	国検図
	1717	享保図
	1807	伊能忠敬 機内・中国等 地図完成(最初の実測)
	1821	伊能忠敬 大日本沿海地全図 完成
金正浩の青丘図	1834	
	1844	元祿図
	1854	米国に開港
金正浩の東輿地図	1856	
金正浩の大東輿地図	1861	
	1868	明治維新
	1871	兵部省参謀局に間諜隊を新設
	1872	工務省Maccwenを招聘，東京府三角測量
	1873	北海道測量
雲揚号(軍艦兼測量船)江華島侵攻	1875	坂田虎之助独逸留学
日朝修好条約・開港	1876	内務省水準測量実施
朝露修好通商条約	1884	小菅智淵，国際メータ条約に加入
甲午農民戦争	1888	小菅智淵，初代測量部修技所新設
	1894	日清戦争
内部に土木・地理・地籍課新設	1895	陸地測量部，朝鮮へ渡り，地形測量
朝鮮王族，李垞鎔の陸地測量部視察	1896	
国号 朝鮮⇒大韓帝国	1897	沖縄地相改正
量地衛門創設，米の測量師Krumm招聘・教育	1898	陸地測量部修技所全焼
李周煥，陸地測量部修技所修了	1899	台湾土地調査
量地衛門，「漢城府地図」完成	1900	麻布製巻尺国産製造
メータ導入	1902	
日帝測量師 堤慶藏 招聘・教育	1905	
日本帝国が統監府設置	1906	トランシットとレベル国産製造
土地調査試験測量	1909	
土地調査局設置	1910	日本全国土基本測量完成
土地調査法制定	1910	
	1914	写真測量実地研究 満州関東州土地調査着手
土地調査完了	1919	
林野調査完了	1925	
元山に水準も原点設置	1933	
光復(解放)	1945	敗戦，陸地測量部解体

資料； 伊能忠敬測量隊・陸地測量部沿革誌・測量古代から現代まで・明治以前日本土木史・満州の土地事情(以上日本) 韓国古地図発達史・韓国史年表・韓国地籍史(以上韓国)

表2.3 朝鮮・日本の項目別の測量対比表

測量項目	韓国	日本	差(年)*
最初の実測	1467	1807	-340
開港	1876	1854	+22
測量許可	1876	1861	+15
測量機関の設置	1895	1885	+10
最初の海外留学	1897	1875	+22
外国技師招聘	1898	1872	+24
測量教育	1898	1888	+10
メートル法の導入	1902	1885	+17

*) 算術式 (韓国－日本) の結果

表2-2によれば日本は朝鮮より10年～24年早い。しかし、実測は朝鮮のほうが340年早い。

この実測図である都城図は1467年、朝鮮の王・世祖が安孝禮等に命じて都城(首都、今のソウル)をものさしにより測量させ完成させた(世宗実録, 卷4413年10月乙己(8)131)と記録されている。この都城図は残念ながら伝承していない。その後、朝鮮は諸外国に国の測量を許可し、政府としての測量政策を採用せず、技術導入策などを立てなかったことから近代測量技術において日本より遅れを取り始める。表2.2に朝鮮と日本との近代測量における項目別対比表を示す。

表2.2と表2.3を比較してみれば明らかなように、近代測量において日本が進んだ技術を導入し始める。表2.2に示す最初の海外留学者は朝鮮の李周煥であり、日本の場合は坂田虎之助のドイツ留学である。また、外国人技師の招聘は朝鮮の場合、米国人クルム(Krumm)であり日本の場合はマクウイン(Macwen)が比較されている。また、測量教育については朝鮮の量地衙門と日本の修技所が比較されている。表2-3の結果からも伺えるように、朝鮮の近代測量が日本より遅れを取り始めたのは開港からである。しかしその原因は開港が遅れただけに留まらない。本論の考察からすれば、その後の朝鮮政府の測量に対する認識が弱いのが起因ではないだろうか。

2.5 外邦図と陸地測量部の活動

外邦図は戦争目的、軍用目的に作製された国外領域であり、参謀本部下で作製された^{17), 18)}。

日本の国会図書館には大日本帝国の陸軍参謀本部が1890年代に測量した朝鮮半島の5万分の1縮尺の地図が445枚所蔵されている¹⁹⁾。遺失した39枚を合計すれば、484枚、1917年製版した5万分の1の地形図は620枚だから、約78%を測量をした。445枚は1997年、韓国の成地文化社において出版・公開されている²⁰⁾。その中で2枚(図2.1 剣水駅(個人所蔵)、図2.2 剣水站)のみを参考にして、詳細な内容を分析する。

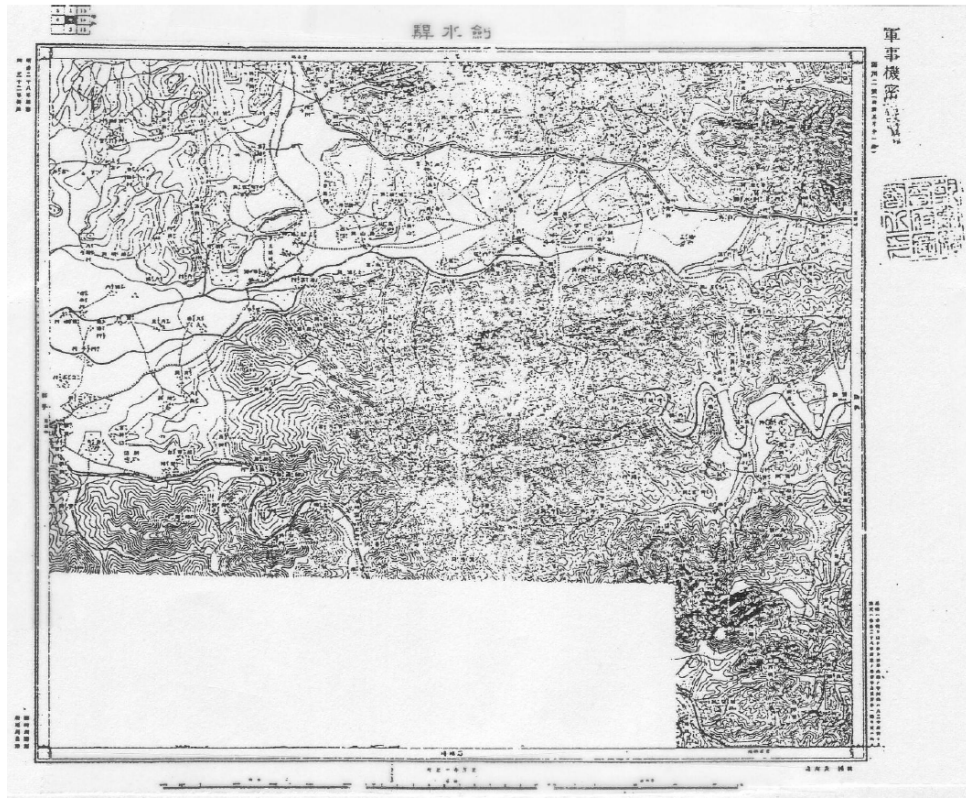


図2.1 軍事機密図（剣水駅），1895年印刷 水原博物館所蔵

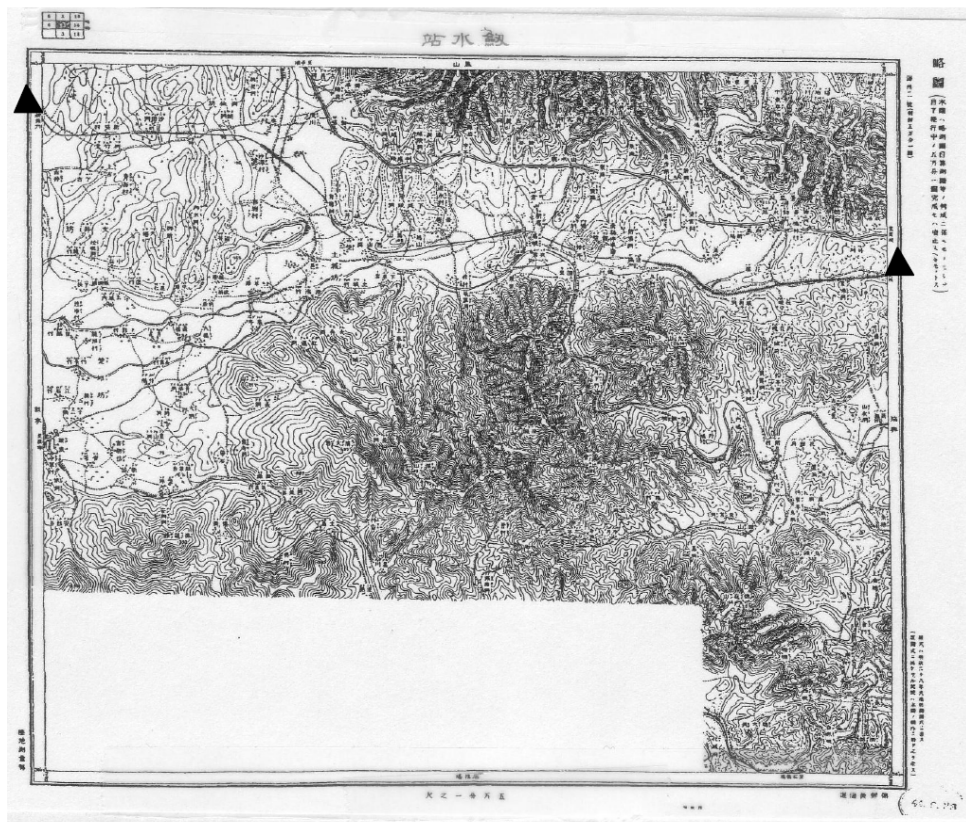


図2.2 略図（剣水駅），1911年印刷 ▲：京義線の印日，本国図書館所蔵

(1) 軍事機密図作成(図2.1の剣水駅)²¹⁾

この地図の名称は黄海道の剣水駅となっている。5万分の1の地図としてその大きさは、38cm×45cmである。右上には「軍事機密」と印刷されており、赤色のスタンプで、「明治43年(西暦は1911年)11月7日解秘」という印が押されている。その横には、活字で「海州二号—朝鮮5万分の1図式」と記されている。左上には「明治28年(1895), 同32年(1899)再版, 臨時測図部, 陸地測量部」と印刷されている。地名は漢字を使用しており、漢字の横に日本語のカタカナで読み方を加えている。その読み方は朝鮮語の発音と同様のものがある。

明治43年(1910)に機密を解除したのは、当時、既に植民地だから公然として測量をする事が出来たから軍事機密として保存する必要が無かったからである。また、日韓併合で朝鮮は主権国家でないことから、この地図を公開しても構わないと判断したからである。図式についての詳細な説明を省略するが、日本では昔から明治13年(1880)式から18年(1885)式、明治27(1894)あるいは明治28(1895)年式、明治33(1900)年式、明治42(1909)年式、大正3(1916)年式などが使用されていた。この軍事機密図は「遼東半島5万分の1図式」と書いており、これは朝鮮半島の測量のために用意された図式の一つである²²⁾。測量年度は1895年となっている。

(2) 略図(図2.2の剣水站)

1911年に印刷するとき、剣水駅から剣水站へと変更されている。これは当時の呼び名が変更されていることを意味する。測量年度は無く、明治44年(1911)に印刷されたと記されている。一番重要な変更点は、前の軍事機密図には無かった京義線の鉄道線路が表示されており、左右を三角印で縁結するところに「清鷄」という駅が示されていることである。これは京義線の工事が1895年以降に実施されたことを意味する。また、地名の変更箇所が6箇所ある。内容を検討した結果からすれば、この図面は測量年代が付記されていないものが、京義線は1905年1月14日竣工(朝鮮鉄道史pp.386)したからその後測量したもの間違いなく、幾つかの修正を加えて、軍事機密図の「略図」と名付けたのであろう。

この測図は後に利用者から批判される初歩的な欠陥が目立つ。例えば、「山頂ノ個数ヲ誤リ且ツ其地点不明」、「砲車ヲ曳キ上ケ得ル程度ノ傾斜ヲ描現セルモ、実地ハ大ニ之ニ反シ、戦術上其用ヲ為サル所多シト云フ外ナシ」等などである²³⁾。上下の両図面の下部の白紙部分は朝鮮住民の妨害のために測量が出来なかった地域である。

(3) 軍事密図の地名

測量隊は密図上の地名の記載に非常に苦労した。言葉が通じないまま、又は朝鮮人が地名を知らせないためであったろう。江原道「原州郡(今は市)」又は「文幕」図面中、測量した地域の50%内にある地名を表2.4の通り整理した。

表2.4(a) 「文幕」 図面の新旧地名対照

里洞名	日本語の表記	ハングル	現行政区域	備考
浦津	ポージン	포진리	原州市 文幕邑 浦津里	
磻溪	パンヨリ	반계리	原州市 文幕邑 磻溪里	
石芝里	ソクチーリ	석지리		
騰安里	ツガリ	신대		
文幕	ムンマク	문막	原州市 文幕邑	
安亭洞	アンジョンコル	안정골		
舊島	チヨクソム	구섬		
二十里	イームニー	이십리	原州市 文幕邑 文幕里	地名事典
槐亭	キョーチヨン	괴정	原州市 文幕邑 浦津里	地名事典
蟾江	ソムガグ	섬강	蟾江	横城郡修理峯から発源
文嶽里	ムネキー	문악		
城厚	ソフ	성후		
隅用	グーヨン	우용	原州市 富論面 魯林里	
茅山	モサン	모산	魯林里	地名事典
魯林	ノシピ	노림리		地名事典
光明堡	カンミョントー	광명터	原州市 富論面	
三方山		삼방산		
飛頭村	ヒツネミー	비두냄이	原州市 文幕邑 碑頭里	
九浦村	パンアイチヨン	구포동	原州市 文幕邑 碑頭里	
立石	ソツル	선돌	原州市 文幕邑 碑頭里	
微村	コサリゴル	고사리골	原州市 興業面 梅芝里	
檜村	チエノー	회촌	原州市 興業面 梅芝里	地名事典
大兩峨峙峴				
鞍嶺	キルアチエ			
沙興	サフン			
新村	セマル	새마을	原州市 富論面 蓀谷里	
蓀谷	ソネシル	손곡리	原州市 富論面	地名事典
五里灘	オリウル	오려울	原州市 文幕邑 富論面 蓀谷里	
杏谷	カイナムコル			
貴來	クレイ	귀래리	原州市 貴來面	
高清	コーヂューキ	고청동	原州市 富論面	
烏頭嶺	ウドチエ	오두재	原州市 興業面 梅芝里と堤川市 白雲面の間	
徳谷	トツコル	덕동리	堤川市 白雲面	
白雲山	ペエーランサン	백운산	堤川市 白雲面	

表2.4(b) 「文幕」 図面の新旧地名対照

里洞名	日本語の表記	ハングル	現行政区域	備考
兩峨峙	ヤガチ	양아치	原州市 興業面 梅芝里	地名事典
兩峨峙峴		양아치현	原州市 興業面 梅芝里	地名事典
多屯	タツトン	다둔리	原州市 貴來面	
明池洞	メーチドン			
文岩	ムガム			
七通	イルトン	칠동골	原州市 貴來面 雲溪里	
徳洞	なし			
可治洞	カチコル	가치랏골	原州市 貴來面 雲溪里	地名事典
龍岩	コグアム	용암말	原州市 貴來面	地名事典
板橋	ドウトリ	너더리	原州市 貴來面 雲南里	地名事典
黄山谷	フアーサンコル	황산골	原州市 貴來面 周浦里 黄山寺 黄山橋がある	
芝字材	ジガイ	지자재		
九寺里	アホプサリ	아홉사리	原州市 貴來面 雲溪里	
柳峴	トウルプヂエ	유현	原州市 貴來面 雲溪里	
熊谷	ウンコル	웅골	原州市 貴來面 貴來里	
塔山谷	タブサンゴル			
沙頭	サエトウ	사둑말	原州市 貴來面 貴來里	地名事典
彌勒山		미륵산		
求萬里	クマーニ	구만동	原州市 開雲洞	地名事典
白谷	ナンアシル			
上朔亭	なし			
柞谷	チャクシリ	작살마을	原州市 富論面 鼎山里	地名事典
居論	クロン	거론	原州市 富論面	
檀内	タンアン			
頭而峯	ツリボン			
論節里	ロンジヨリ			
計	60箇里			

合計60箇所中、現在の1:50,000地形図に残っているものは24箇所(40%)のみである。図面上には無いが、ハングル地名事典(ハングル学会発行)にあるものが14箇所(23%)、残りの22箇所(37%)は現在の図面、又は事典にも無いため消滅したと思われる。昔の人から伝わったか、記載上間違っただと思われる地名は表2.4のとおりである。漢字と誤字は軍事密図に記録されている地名である。

表2.5 誤字の地名表

漢字	誤字名	正確な名
舊島	チョクソム	クソム
二十里	イームニー	イシムニ
槐亭	キョーチョン	クエチョン
蟾江	ソムカグ	ソムカン
文嶽里	ムネキー	ムンマク
城厚	ソフ	ソンス
隅用	グーヨン	ウヨン
七通	イルトン	チルトン
龍岩	コグアム	ヨンアム
板橋	ドウトリ	パンギョ
九寺里	アウブサリ	グサリ
九萬里	クマーニ	グマンリ
柞谷	チャクシリ	チャクッコク
頭而峯	ソリボン	トリボン
論節里	ロンジョリ	ロンジョルリ
魯林	ノシピ	ノリム
九浦村	バンアイチョン	グポチョン
立石	ソツル	リツトル
檜村	チェノー	フェチョン
蓀谷	トネシル	ソンコク
高清	コージューキ	コーチョン
徳谷	トツコル	トクコク
白雲山	ペーヨンサン	ペクウンサン
兩峨峙	ヤガチ	ヤンアチ
文岩	ムガム	ムンアム

調査した図葉は図2.3の通りである.

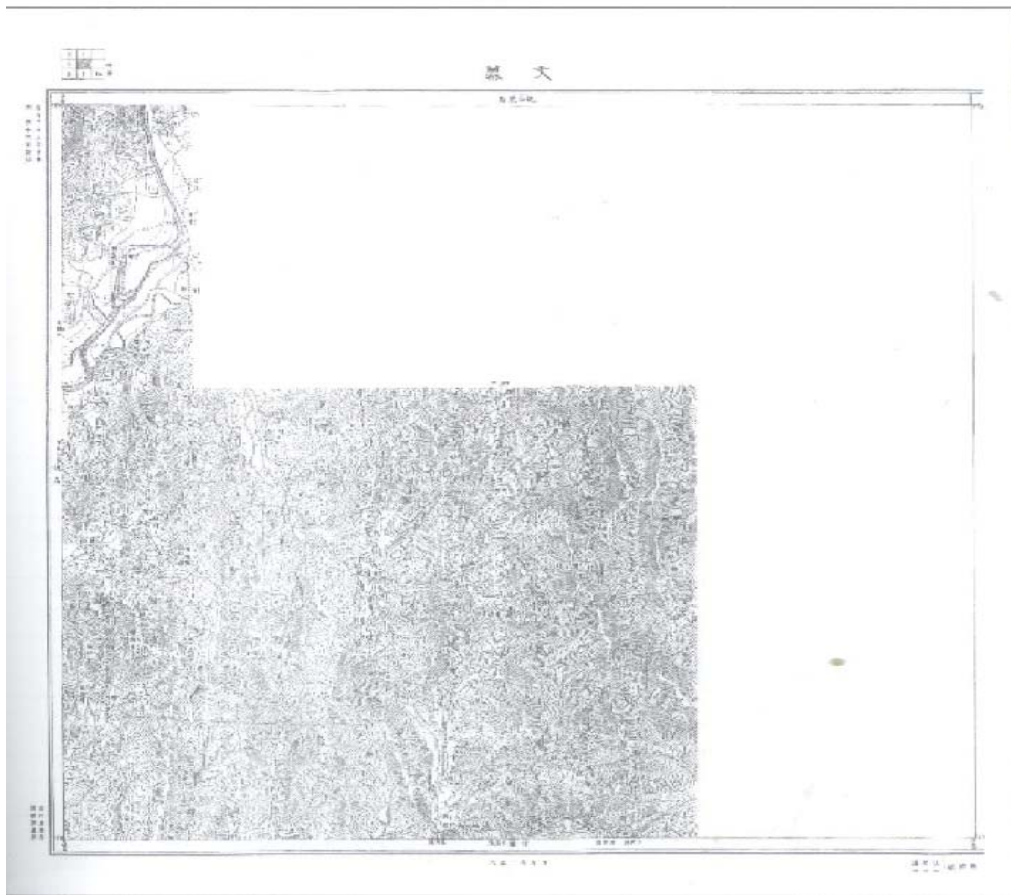


図2.3 軍事密図文幕図葉1911年
資料:成地文化社

(4) 陸地測量師の活動

1894年8月1日、日本は清国に宣戦報告をする。まもなく第一軍司令部に属する測量班が伊藤中尉以下10人で構成され、9月、朝鮮へ渡り、牙山、成歙、平壤、安平、鴨緑江河口、鳳凰城、海州など朝鮮から満州にかけて第一軍の転戦に従って占領地の測量を行った。

1895年9月29日から10月10日までに第2、3、4班が釜山、仁川、漁陰洞に到着した。元山行きの第1班も10月17日には到着予定という報告が、10月11日に、臨時測図部長の陸軍少佐、服部直彦から測量部長宛にあげられている。釜山領事館の加藤増・一等領事から外務大臣原敬宛の1895年10月12日付の「機密第十八号」で、陸軍歩兵大尉が菊地組太郎、測量手7名、陸軍省雇い人38名、外人夫若干名を率いて、10月初めに釜山港に上陸、「今般ノ測量ハ極メテ秘密ヲ要シ候由ニ付テハ則チ其心得ヲ以テ丈及ノ便宜ヲ與ヘ内地ヘ侵入ノ方法ハ總テ通當遊歴又ハ行商ノ例ニ取計ヒ此程ヨリ追々ニ内地各方ニ向ケ出發相成候此段為念及申報候」と報告している。各班の本部は、第1班が元山、第2班がソウル、第3班が平壤、第4班が釜山にそれぞれ置かれた²⁴⁾。この時の朝鮮測量配置図は図2.4のとおりである。

これに従事した豊田四郎(図2.4)陸地測量師が、後年の回想で「其当時ハ戦地ヘ行ツタラ測板ハ使フ訳ニイカヌ、携帯路板デヤルベキモノダトイフノデ測板ヲ持タズニ行ツタ。…携帯路板デヤッタコトガナイカラ実ニ弱ツタ」と語っている²⁵⁾。日本は1895年から臨時測図部を動員し、朝鮮半島の測量を実施しており、1899年まで続いていたことが報告されている²⁶⁾。1903年元山に上陸し、平安、咸鏡道の表面測図に従事した後、12月31日に帰京した野坂喜代松が、後年の座談会で任命に際して次のような命令を受けていたことを明らかにしている。「今度朝鮮デ軍ノ作戦上必要デアルカラ、外国ヘ行ツテ外国ノモノヲアナタニ盗ンデ来イトイフノデアルカラ甚ダ無理カモ知レヌガ、是非盗ンデ来テ貰ヒタイ。併シー歩違フト国際問題ガ起ルカラ其点ニ注意シテヤツテ貰ヒタイ。国際問題ノ起コライ程度デ是非測量シテ貰ヒタイ。」これは秘密に測量を指示したことを物語っている²⁷⁾。1895年に朝鮮半島に訪れた陸地測量師を整理すれば表2.5のとおりになる。この表は「外邦測量沿革史」を調べ、著者が整理したものである。これを見ると、訓練された優秀な29名の測量師が朝鮮半島の測量調査に携わっていたのである。その中には青山良敬、近藤正原、白石元喜など、朝鮮の土地調査にまで関与している人物もいる。

表2.6 朝鮮で活動した陸地測量師

分類	1895.9.24	1895.10.1	1895.10.4	合計(名)
測量師	12	10	7	29
雇用人	56	55	37	148
軍人	3	2	1	6
運送夫	19	16	11	46
合計(名)	90	83	56	229
馬	3	1	1	5

資料:外邦測量沿革史(1895,pp.101-102)から整理



図2.4 甲午日中戦争(日清戦争)時の第2次臨時測図部による朝鮮図配置図
 (アジア歴史資料センター)

資料:牛越国昭「対外軍用秘密地図のための潜入盗測」上巻 同時代社, 2009年

また、「外邦測量沿革史」を詳細に調べて見ると、地名注釈などに苦勞していたことが窺える。ある地方では地名を尋ねると、「地名は何のために聞くのか?」と厳しく問い叩かれ、地名を知るためにいろんな手を使ったことなどが記録されている²⁸⁾。なお、『朝国古地図の謎』¹⁸⁾には日本で教育を受けた朝鮮人の参加を推測しているが、そのような記録は確認できてない。このように服部歩兵少佐は陸地測量師が測量のために出発する前には、必ず訓示があった。その内容は以下のとおりである。

- a) 今度の測量は機密に行うことであるため、測量者以外には決して内容を漏らしてはいけない。
- b) もし、測量作業が発覚された場合は、自分の利益のためのものであるとし、決して幹部の名前はもちろん、軍とは関係ないものであるとする。証拠になりうる書類は一切持たず、「陸地測量部」あるいは「測量」という名前の入った機械は使わないこと。
- c) 朝鮮人とは口喧嘩するな。暴行を加える人にあつたら逃げることを最優先とすること。
- d) 行動中には朝鮮の民族服(韓服)を着用しても良い。
- e) 上記の各項目に留意し、1895年9月～10月までの間に各部署において作業に専念すること²⁹⁾。

1875年当初の日朝修好条約では航路測量(沿岸測量を含む)のみが合意されており、内陸部の測量は合意されてない。しかし、以上の内容を総合すると、1895年当初、朝鮮政府とは何の約束も交わさずに内陸部の測量が実行されていたことが推察される。この後も犠牲者は多い。

(5) 陸地測量師の死亡者

表2.6は表2.5で示した朝鮮で活動した測量師のうち、1895および1896年に死亡した人数をまとめたものである。朝鮮国内での強い反発が招いた結果である。身分の分類からして、雇用人は測量の可能な測量技術者であるが、この人たちが多く犠牲になっている。

表2.7 測量師の死亡者(1895年・1896年)

年月日	死亡理由	身分	名前
1895年12月22日	病死, 京城舎営病院	輸送夫	小島長次郎
1896年2月5日	殺害, 麗水	雇用人	近藤卓爾
1896年2月5日	殺害, 麗水	雇用人	米谷豊吉
1896年2月14日	死傷, 京城舎営病院	雇用人	橋本留三
1896年2月16日	殺害, 丹陽	雇用人	植田鹿太郎
1896年2月16日	殺害, 丹陽	雇用人	小川茂幾
1896年4月22日	殺害, 韓国赤十字病院	輸送夫	町田福次郎
合計7名	病死2名, 惨事4名, 死傷1名		

資料:外邦測量沿革史(1895・1896)から整理

2.6 青山良敬による朝鮮の秘密測量

臨時測図部の解散以後も、対外軍用地図を作製していく要求は、「他日の資料ニ備へ置クノ必要」として抑えがたいものであった。甲午(西暦1894)年、日中戦争後の継続された潜入秘密測量に、青山良敬らの活動である。「明治二十九年復員下命後 青山良敬外数名ハ依然朝鮮ニ駐リテ特別任務ニ服シ測図部ノ残務ヲ継続スルコト三ヶ年」とある³⁰⁾。「賞揚ノ一言 陸地測量手青山良敬主任ハ明治二十九年十一月ヨリ同三十三年六月ニ至ル満三年八ヶ月間ニ涉リ少数ノ人員ヲ以テ能ク其ノ任務に耐へ部分的ナカラモ成果ヲ収メ得タル。其ノ苦衰察スルニ余アリ³¹⁾。」

この時は大測板(正式測板ということであろう)を用いて作業をしたため、測量(測図)者であると見な

されてしまう。そのため「稍々疑念ヲ起スモノアリ」とし、疑念を解くのに「路程記ヲ作ル為」にしているとか、一行は遊覧遊獵、医師、商業視察として朝鮮内地を旅行する者らだ、といった触れこみ（「種々舌頭ノ回転」）とともに、「巻込みミ、今ハ人民ノ信用スル處ト」なり、「前日ノ冷淡ハ今日ノ厚遇トナリ」としている。これは食事代や食料費、賃金を普通と倍支払、病人に対して薬を与えたことによるものであった。「人民に厚意ヲ表」したので、「彼等人民モ我等一行ヲ尊敬」しているのだと青山は言う³²⁾。

2.7 朝鮮官吏(官僚)の庇護と地方民の抵抗

(1) 官吏庇護の事例

青山寛が山口事務官に報告した内容の中、次のような記録がある。「……小官ハ大学教授トナリ鉦物調査云云、名儀を以チ各官衛ニ向テ保護を与ヘラレ度旨ヲ談シ且物品ヲ贈与セシ到ル所優待テ受ケ隋テ一般ノ人気モ平隠ニシテ作業上非常、好都会ニテ為ニ作業員各員モ熱心……³³⁾」

また、1899年3月25日沃溝で青山良敬が山口事務官に報告する内容を見ると、「日本人ハ山ニ登リ地デ掘リ明太魚ノ目ヲ針ヲ貫キ是ヲ地ニ埋メ朝鮮人ヲ祈リ殺ス…此説テ述ベ激シキ談判ニ及ビ…直ニ郡守ニ其始末ヲ報告シ贈物ヲ為ジ³⁴⁾」とある。青山が山口に報告する中を見ると「觀察史ニハ謝禮為物品贈呈方取計セ…各組ニ於テモ民情不穩、折柄關係アル郡守ニ夫夫物品贈呈ヲ取計ヒ…」³⁵⁾としている。物品贈与は各物を意味する。農民觀察使・郡守に贈呈した結果「作業上非常ノ好都会」で進行したのである。

a) 朝鮮軍卒らが迎接

海津三雄が1880年47日間の偵察中、咸鏡道徳源を經過して平安道イオン島に到着した時、朝鮮軍卒らの迎接を受けて民家で昼食をとった。成川では5匹の馬と10余名の兵卒が迎接した。旅館には府尹沈相学と觀察使金永秀が訪問し接待した。³⁶⁾

b) 觀察使³⁶⁾の協調

1899年陸地測量手、青山良敏が山口県の事務官に出した報告文の一部を紹介する。これによると、泗川付近で起こった金盛雇用人は釜山の伊集院領事から詳細な電報が届き、軽症であることや作業中の機械を暴民により奪われたが、晋州の觀察使³⁷⁾の協力により取り戻されたこと、また、今後は4名の巡検を三浦一行に付けて保護をするとのことである³⁸⁾。

c) 郡守³⁹⁾の宴会

1906年6月27日、古田和三郎が三五会報に送った報告文を紹介する。

「小生は第一地形班とともに北朝鮮で測量をしています。3月3日に釜山を出発し、9日に雄基街に上陸、その月は図根、三角測量を行っています。虎や熊の足跡も識別できるようになりました。4月には観測が続き、5月にはオンソンに着き、5月末にはフェニョンを経てダンジに移動しました。（中略）人口は3千名程度、人情あふれる素朴な郡守と郷長が交代に来訪し、不便なことはないのかと尋ね、大きな声で「一杯飲もう」と叫ぶと、豚と鳥の料理が即ち作られています。昔の伊能忠敬先生も作業の時にはこうだったのでしょか。」⁴⁰⁾

要請もしない宴会を催す郡守と郷長の歓待を報告している。

d) 他の郡守の厚い待遇

1906年2月14日、伊能良道が亀岡寺定宛に送った報告文は以下のとおりである。

「作業のための朝鮮での活動は郡守の待遇が厚く、郡守の命令によりわれわれ一行の便宜を図ってくれているので、困難なく作業が順調に進んでいます。しかし、われわれに協力的な郡守が暴動に殺害される被害が起こっているのです。」⁴¹⁾

陸地測量手へ協力する郡守は義兵たちにより殺害され、避難する事件が起こっていることを報告している。

e) 内部の協力文書

朝鮮の民族主義新聞である「皇城新聞」には内部から咸鏡南道に協力訓令が送られたことが報じられている。その内容は以下のとおりである。

「内部で咸鏡南北道に訓令を出した。測量のため、日本軍は海東省から海東省の水路大監・荒畑岩次郎と水路中監・値夏寛他20名がウンサン(雲山)からソンド(松島)まで軍艦に乗り出張する際、様々な測量に協力するとともに便宜を与えるようにすること。」⁴²⁾

(2) 地方民の抵抗

a) 抵抗の原因

1896年2月3日、小瀬住太郎が班長の伊藤良道宛に出した報告文には次のように「元来、今回ノ暴徒ハ(中略)王妃ノ逝去断髪及改暦等ニ日本人ノ所為ナリテ日本人ヲ讐とスルモノ・・・」とある⁴³⁾。ここでの「暴徒」は日本人が見ての用語だが、朝鮮では「義兵」と呼ぶ。「王妃の逝去」は「閔妃殺害事件」を指すもので、これが暴徒の直接的な原因だと言う。断髪や改暦は開化派の行為で、日本人と直接関係ないと言えるが、朝鮮人は皆、この行為も日本人による行為であると信じていたのである。

b) 咸興住民は「日本人退クヘシ」との書

1895年1月5日、陸軍参兵少佐・服部直彦が陸軍測量部長の藤井包総に報告した本分の中には次のような記事がある。

元山方面では以北の興原にまで配置作業に着手したところ、「咸興カラ以北ハ頑民等種々の妨害ヲ為シ即チ作業者ニ対シ罵言ハ素ヨリ石、棒等ヲ抛チ、加之日本人立退ベシトノ書ヲ日々ノ如ク衛門ニ投ケシ、或イハ米、薪騰貴セシメ終イニハ郡守ヨリ土民ニ直接米ヲ買ウコトヲ断ラレ、或イハ頑民等我宿舎ヲ焼キ払ウ計画ヲ為ス者アリ。郡守等ハ日本嫌ノ頑民ニ迫ラレ危急ノ場合ニ付キー時引場ヲ懇願スル如キ場合ニ立チ至リ、不得止方今ハ咸興ノ南方鶴仙亭以南ニミ作業罷在候次第⁴⁵⁾」という状況だった。

朝鮮の民衆が日本の侵略に対してどれほど怒っていたか、その怒りがどれほど広汎でそこら中で噴出していたかがひしひしと伝わってくる⁴⁶⁾。

c) 龍仁で測図手2名被殺

陸地測量手小瀬佐太郎は1896年2月6日昨五日驪州に於テ米谷豊吉、近籐両測図手は暴徒の為に倒れたる由林通辨が報告に付此断至急報告した。

…暴徒数百各郡を為し…我国人滞留所を圍めり。當時在宿せしは測図手2名電信工夫4名日本商人1名なりしか皆免る能はさりしと暴徒は銃を持ち居り昨夜は数千名なりと聞け⁴⁷⁾。

米谷以下死體搜索の為に親衛隊が驪州に至るや嘗て利川守備隊長安岡特務曹長の依頼に係る邦人の死體搜索の為に村民を結問ス皆曰ク殺害して之を漢江の氷上に抛棄し鳥の啄むに任せしか後融氷の為に自然流し去れりと言ふ⁴⁸⁾。

d) 大邱で測図手被打

大邱付近での測量手・勝畑孝次郎の報告もある。以下に示す。

1895年11月27日夕刻測量手勝畑孝次郎は河陽郡(現慶尙北道慶山郡)附近より多富地方へ至る為大邱に來泊夕食の時山縣測図手と朝鮮酒5,6合を飲み。午後10時頃馬丁海川音松, 本官(菊地歩兵大尉)の寢所に來り呼起し唯今西門内に於て山縣・勝畑両側凶手及通辨等多数が韓人の為に毆打せられ或は生命も覺束なしとの報を接し西門内に至しは白黒衣の韓人凡そ7, 80名が測図手等を圍み争闘中なるを以て本官は手を振り聲を擧げて彼我を制せし…無法にも四方より拳打し或は推倒せむとし打掛る者あるより自分の生命も最早免れ難き場合に至りしを以て不得止抜劍左右に打振りしに韓人始めて逃げたせり。…本官は請ふて觀察使李重夏氏に面し当夜の顛末を述且両後再び如斯出來事なからむことを要求した觀察使も亦本官に対し誠に遺憾に甚へす今後再び事を生かせざる様注意す⁴⁹⁾。

e) 江原道での横死

江原道の暴動のため, 元山南十六里において陸軍測量隊8名が暴徒に横死となった。孝久軍曹以下7名となっており, 電信工夫・新井房吉一名は負傷したとしている。これに元山守備隊が1896年2月7日に呉・少佐を含む兵30名が横死者の遺骨を納めたのが12日であるとしている⁵⁰⁾。

f) 堤川での殺害

1896年3月3日, 菊池歩兵が藤井工兵にした報告によると, 現在韓国の忠清北道堤川市徳山面寿山里において, また堤川市清風面管内山において, 朝鮮人十数人による乱暴に及び3名が犠牲になったと記録している⁵¹⁾。

以上の内容から, 朝鮮の官僚は日本の測量隊を応援しており, 地方民は抵抗していたのである。この様に到るところで激しい抵抗があった。

2.8 陸地測量師の歩み

朝鮮の開化期, 朝鮮半島で測量作業をしていた陸地測量師は92名に上る。これは資料に出ている修技所の卒業者と朝鮮に派遣された測量師の名前を綿密に対照した結果である。中には陸地測量師であろうと思われる人もいたが, 確証がないことから人数から外した。ここに, 収集可能であったそれぞれの測量師のプロフィールを紹介する。

(1) 豊田四郎

図2.5に示す「豊田四郎」は、日本から朝鮮に渡ってきた最初の陸地測量師である。1870年に兵庫県の平民として生まれ、1888年、新設修技所の第1回生として入所し、1890年、修技所第1期の学生班・地形科を卒業している。

豊田は卒業とともに、日清戦争の第1軍司令部に所属され、朝鮮の義州で働いた経験をもつ⁵²⁾。彼は1904年、朝鮮の近傍測図命令を受け、2回朝鮮を訪れる。1908年には臨時財源調査局の量地課、大邱出張所の首席技師となり、臨時土地調査局が設置されてからは技術課長として務めている。1910年には大邱農林学校の教授となり、1年1ヶ月間、学生の指導にも当たっている。1921年に日本に帰国する。合計13年間、朝鮮で働いたことになる。豊田四郎は創案能力もあり、1910年に「測距照準儀」に関する特許も申請している⁵³⁾。著書には「三角測量、東京敬教社、1934」と「多角測量、1940」等がある。



図2.5 朝鮮への最初の陸地測量師・豊田四郎の写真資料；孫 太郎

(2) 来韓した陸地測量師達

1895年に朝鮮に来た陸地測量師たちは、以下のとおりである。

a) 1895年9月24日

1895年9月24日には、田中高・市川元作・永持多忠・志田梅太郎・近藤正原・清水兵次郎・萩原太郎・馬場為政・原久之助・吉田氏義・小原乙次郎・垂水準など12名が朝鮮を訪れる⁵⁴⁾。この中で近藤正原は、1908年に臨時財源調査局の量地課技手として、1909年には陸地測量師として統監部に勤務、臨時土地調査局の監視官になった(1910年10月1日～1916年11月30日)⁵⁵⁾。

b) 1895年10月1日

1895年10月1日には、片山外與作・小瀬住太郎・鳥越民吉・北側益深・原重治・長谷川吉次郎・白石元喜・芳野捨吉・川村七次・吉田浩之助など10名が朝鮮を訪れる。この中で、白石元喜は1891年、陸地測量部・修技所の地形科を卒業しており、土地調査局の技手⁵⁶⁾、臨時土地調査局・測量科の監事官を歴任している(1910年10月1日～1917年2月5日)⁵⁷⁾。

(3) 1896年に朝鮮に来た陸地測量師たち

1896年には朝比奈信夫・久間金五郎・加藤恒蔵・青山良敬・松崎時雄・武島恒太郎・岡村森彦など7名である。この中で青山良敬が長い期間、朝鮮で勤務しており、特殊(スパイ)任務を果たしていたと伝えられている⁵⁸⁾。1899年3月には測量結果を報告しており、1896年11月から1900年6月まで、少ない人数にもかかわらず任務を全うすることが出来たとの彼自身の記事が残されている⁵⁹⁾。1914年からは臨時土地調査局で技術科・監査官として1918年まで務めている。

(4) 1904年に朝鮮に来た陸地測量師たち

1904年11月2日には、豊田四郎、岡田扇太郎、相本浩、諏訪鋭之助、山室重三郎、五藤鏡男、海法祐飛虎の7名が朝鮮を訪れる⁶⁰⁾。

(5) 1905 年から測量教育に従事した測量技術者

1906年から財政顧問本部に招かれ測量教育をしていた日本人・測量技術者は合計12名である。その中、修技所出身は3名しかいない。その一人が「堤慶蔵」である。日本に三角測量が導入された際、堤はこの測量に関わっていた⁶¹⁾。また「一色豊次郎」が1905年3月15日から統監部・量地課・測量技術研修所の教育に従事した。1908年には臨時財源調査局の技手となり、1910年からは臨時土地調査局の監査官となった(1910年10月1日～1916年11月30日)⁶²⁾。「中田三郎」も陸地測量部の修技所第4期、学生班・地形科出身の陸地測量師である。彼も測量教育者として、大邱測量技術研修所で働いた人物の一人である⁶³⁾。

(6) その他の陸地測量師たち

「古田和次郎」は1906年、朝鮮の重要な地域の測量を行った人物である⁶⁴⁾。1909年には「石川利政」と「松井哲次郎」が統監部で働いている。この他にも、臨時土地調査局の「職員録」や「官報」から36名の陸地測量師の名前が記されていることを確認している。計87名の陸地測量手(師)たちが測量した成果は、朝鮮半島の地形図445枚に上る。この地図の詳細については前述したとおりである。土地調査が終わってからも、陸地測量部の測量師たちは続けて測量をしており、1932年には「満州・朝鮮及び東部地方の一般図」⁶⁵⁾が、また、1936年には地図区域一覧図⁶⁶⁾が、1917年また、1943年には「朝鮮及び南満州、日本」⁶⁷⁾という地図が発行されている。それに加えて、陸地測量部の写真部からは測量とは別に、戦争の記録写真も撮影したとの記録⁶⁸⁾も残されている。図2.6は1936年版の地図区域一覧図である。

2.9 朝鮮政府と測量行政

1895年9月と10月、陸地測量部の測量手たちが朝鮮に渡ってきて測量を実施した。同年3月、朝鮮政府は内部官制を制定し、土木局で土地測量を、また版籍局の地籍課で地籍業務を管理させた⁶⁹⁾。しかし、上記の二局で測量した記録は発見できてない。1898年7月8日、朝鮮政府は勅令第25号⁷⁰⁾を発令し、中央測量官庁である量地衙門を開設し、1989年9月15日にアメリカ人 Raymond Edward Leo Krummを招聘し⁷¹⁾、全国調査測量を試図する(1898年1月6日、量地衙門職員および処務規程)。量地衙門は中央官署である。しかしながら、中樞院が廃止を主張したがために1902年3月18日に廃止され⁷²⁾、1901年に創設した地契衙門に吸収合併されてしまう。その理由は次のとおりである。

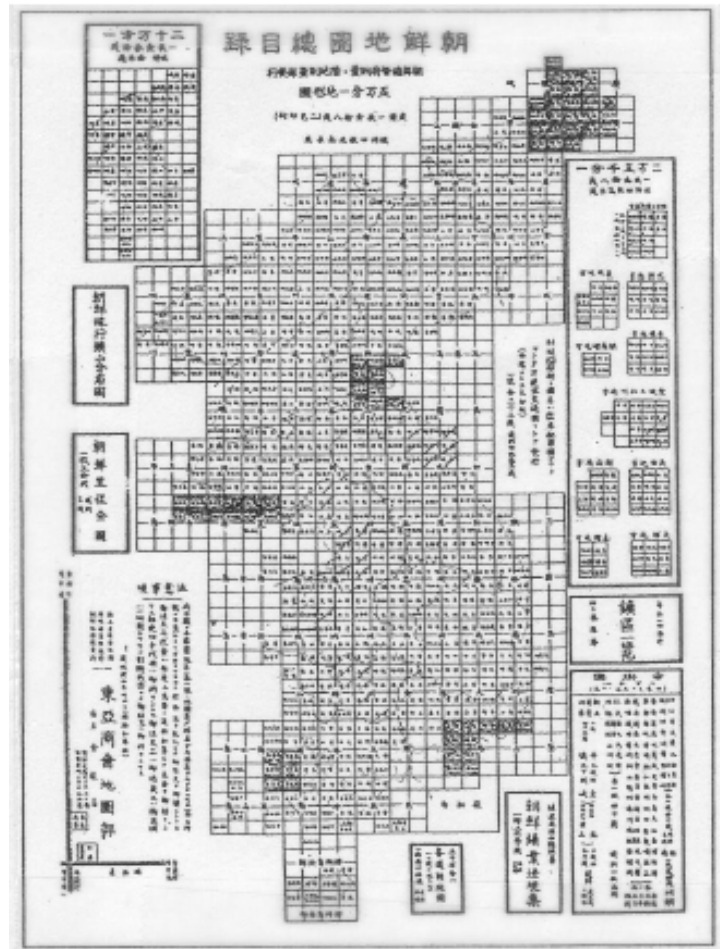


図2.6 陸地測量部 1936年版の韓国の地図区域一覧図（地籍博物館所蔵）

中枢院(国家機関:元老大臣により構成)の公文によれば、「外国人を雇用して月給を多く支給する必要はない⁷³⁾。量地衙門は必要がないので廃止する。」としている。また、研修生に支給されると約束されていた給与は財政上の理由で遂行しなかったのである。この量地衙門では約70名の研修生を養成したが修了生の技手の任命は13名⁷²⁾に止まっていた。

また、1900年10月8日、量務委員規則を公布した。この量務委員は府や郡の量務を管理する官僚である。1899年6月5日から量務委員6名を任命し⁷³⁾、1901年12月には256名を発令している。量務委員は技手(13名)の上司で、その数は技手の20倍にも上回っている。

以上の理由から量地衙門は1901年に廃止となり⁷⁴⁾、同じ中央機関である地契衙門を開設している。地契衙門は地券を発券するのが主な目的であったので、江原道、忠清道、京畿道一部の土地文書を交付するとともに、測量業務を遂行した。しかし、高宗皇帝の命令によって1904年(2年6ヶ月後)に廃止された。

また、1904年4月19日には勅令第11号に当たる度支部量地局官制が公布された。中央官署が局として縮小されたのである。量地局として実施した業務は地契衙門の残務処理程度であった。さらに、1905年2月26日には勅令第19号により、度支部官制が変更になり、量地局は廃止となった。量地業務は司税局の事務として移管された。また、1906年4月13日には度支部分課規定が制定され、司税局に正税課・量地課が置かれた。

このように、測量機構は連続的に縮小し続けた。1904年、財政顧問である目賀田種太郎が朝鮮に

渡り、財政顧問本部の事務分課規定により土地測量に関する事項を管掌することになった。そこで、測量技術見習所を開設、測量教育をするとともに局地土地調査を実施し始め、1909年には試験測量も実施した。また、1910年3月には土地調査局を、1910年10月には土地調査を継承して臨時土地調査局を開局して朝鮮半島の測量を実施した。朝鮮政府が放棄したものを日本が実施したのである。

内部治道局技手であった李周煥は、官費で日本に留学、陸地測量部の修技所を修了(1897年～1899年)したが、1906年治道局の技手として任命され⁷⁵⁾、1年20日後⁷⁶⁾に辞任している。同時に、治道局官制も廃止されている。

2.10 おわりに

本研究では、日本の陸地測量部を中心とした近代測量の足跡を、朝鮮内部に焦点を当てて調査を行った。これらの調査の結果、以下のようなことが分かった。

- ① 1855年日本は、米国の艦艇が沿岸測量を要求した際、自国の測量技術者による品川と神奈川港の測量を実施⁷⁴⁾したのに対して、朝鮮は1876年日本の朝鮮半島の沿岸測量を許可し、近代測量の遅れを招いた。
- ② 1888年、日本は修技所を設置し、測量教育を行うとともに朝鮮の土地調査を担当した。朝鮮は1898年、測量専門部署となる量地衙門を創設し、米国人の測量技術者Krumm を招聘、測量教育を始めた。これはわずか10年の差があるのみであった。しかし、朝鮮の量地衙門は3年で廃止となり、新設した地契衙門も2年足らずで量地課に縮小されてしまった。
- ③ 日本は軍事的な必要性のため測量に力を入れ、朝鮮の国内測量を実施していたが、朝鮮政府の測量に対する認識度は皆無であった。
- ④ 日本の陸地測量部を視察した朝鮮王族・李垞鎔は視察後、どのような報告を政府に出していたのか何の記録も発見されてない。彼も測量に無関心な朝鮮の一人であったのだろう。
- ⑤ 最後に、陸地測量部の修技所を卒業した李周煥の存在である。朝鮮政府は彼の留学のための国費を有効に活用してない。

一国の政府の測量への認識は、その国の発展を問う一つのキーワードと考えられる。韓国は国内の測量に対して無関心だった。そのため、日本が韓国内の測量をを施行してたとされる。

第3章 大韓帝国時代の森林法がもたらした朝鮮の初期測量とその教育

3.1 はじめに

住古の時代、李氏朝鮮には原則として王命により林野に対する私有は認められていなかった。しかし、中世になると、上層部において部分的に功臣や王族に墓地を作るための山野を賜る事例が設けられ、豪族が官と癒着して私有地を企てるなど、続々と私有地が見られるようになった。また、庶民の中においても古くから林野に墓を設ける慣習があり、条件の良い土地即名堂を占有しようとしていたため、李氏朝鮮時代には私有林野が現れるようになった。実際的に私有禁止の制度は崩れ林野の所有は混沌としていたのである。下記に原文(朝鮮林業史)のまま引用する。

「朝鮮に於ける林野は、古來無主公山と稱し私占を禁止し、一般民衆をして自由に入山共用に委るを原則とせる如きは、既に高麗朝鮮代王命に依り私占嚴禁の禁令を發せるに見ても明にして、李朝時代至りても屢王命を下して私占の禁令を發し、或は罰則を制定して一切私人の所有を認めざりしは事實なり。然れども中世に至り功臣又は王族等に對し、墳墓設置等の爲山野を賜與する例を作りしより、爾來權臣豪族等の官府に請ふて私有を企つるもの續出するに及び、之が禁斷を圖りたるも既に官府の威令行はれず、終に一の恒規を成し、續々山野の私占を見るに至れり、一方民衆は極度の迷信に依り林野内に地を相して墳墓を築造するの風、李朝前より國民の腦裡に深く浸潤し、無主公山たる林野内に於る墳墓の築設は、自然自由に委せられ争ふて地を相し良地を占領するを常とせるが故に、林野には至る處墳墓を見ざるなく、終には其瑩域に樹木を禁養するの習慣を生し純然たる私有林野を實現するに至り。茲に私占禁斷の制は破綻を見つつ、林野の所有は益々曖昧混沌たるに至れり、然れども之等に對し何等整理統轄すべき機關なく、只漠然として放任經過せるが故に林野は益々濫伐暴採を擅にし荒廢甚しく慘狀其の極に達せり。¹⁾」

1908年以前において朝鮮の林野調査測量を施行した記録は今のところ見当たらない。岡衛治も森林法は朝鮮に於いて林野関係の法律が具体的に制定發布されたのは全くこれが嚆矢とする²⁾。1908年1月21日に大韓帝国政府が公布した森林法をもって、民有森林に限り林野調査測量が開始されたのは朝鮮歴史上初めてのことである。本論文は1907年の日韓新条約が締結され森林法が公布されてから、山野の土地申告書提出の締め切り日と定められていた1911年1月20日までの3年間の期間を、研究の対象期間としている。

当時の皇城新聞と大韓毎日申報など、民族主義³⁾系列の新聞はこれらの法律の実施に反対の立場を取っていたが、森林法第19条1条項に定められたとおり、法律は施行された。その結果、測量施行中には至る所で民有と国有の問題が多発していた。しかしながら、このような法令の実施により、全国各地に測量講習所が187箇所、測量設計事務所が74箇所設けられ、測量教師や技術者の不足などの問題点に対処しており、測量教科書の編纂、測量機器の普及、及び測量講習所の修了生が土地調査要員として働き始めた。また、測量に関する庶民の認識が非常に高まったことは法令実施による肯定的な側面である。本研究では当時の新聞の資料に基づき、森林法がもたらした問題点を探りつつ、当時の森林測量と教育について焦点を当て、測量教育のための教育施設、教材、機器などについて述べた。

3.2 森林法の制定とその沿革

大韓帝国は1908年1月21日、当時の内閣総理大臣である李完用及び農商工部大臣臨時署理

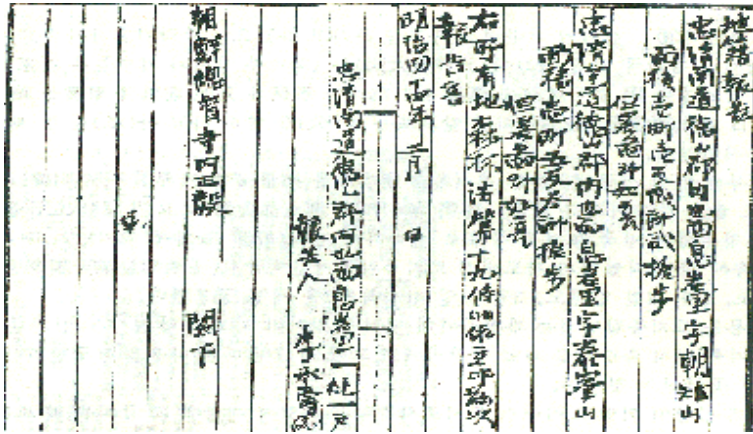


図3.1 地籍報告 事例
 忠清南道 德山郡(現禮山郡)
 鳳山面 息岩里 李永壽が寺内
 總督に報告
 資料: 地籍博物館

で、法務大臣でもあった趙重應の名義で森林法(全文22条)を公布した。その中、第19条は次のように記されている。「第19条 森林・山野の所有者は本法施行日より3個年以内に森林山野の地籍及面積の略圖を添附し農商工部大臣に届出すべし。其間内に届出なき者總で國有と見做す⁴⁾。」

1908年4月21日には農商工部大臣になった趙重應は、農商工部令の第65号で森林法施行細則を制定⁵⁾、1911年6月20日に廃止となった⁶⁾。森林法の施行細則の附則の第74条には「森林法の第19条に従う報告は第13号と第14号の様式による」としてある。

この事業を実施する時の農商部大臣は趙重應、次官は日本人の木内重四郎、森林局長は崔相敦、技師は日本人の道家充之、経営課長は劉玩鐘、林務課長は日本人の鈴木外次郎、林業課長は日本人の岡衛治であった⁷⁾⁸⁾。日韓新協約以降の時代であった当時、大臣は朝鮮人であっても実権は次官の日本人にあった。経営課長(山林課長)は朝鮮人であったが、日本人技師がその下において、名ばかりの課長であった。道家充之は「余は緊密に森林法及部分林規則の研究に就き何等参考すべき文献がなき似て、結局日本の法令を本にして製作した。⁹⁾」

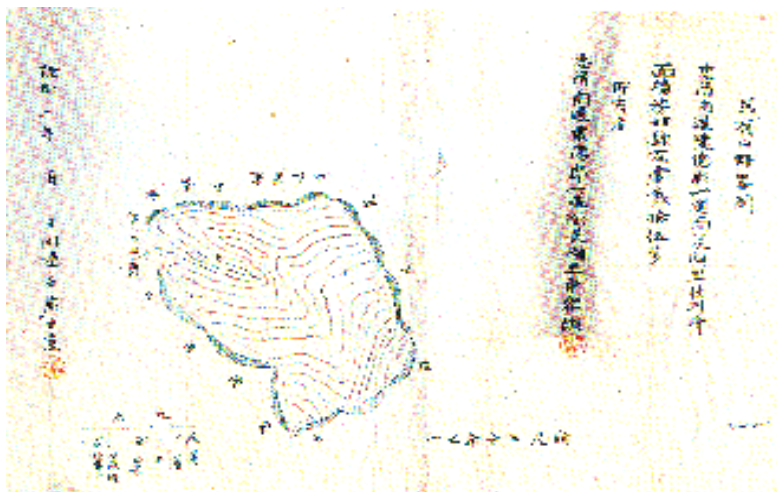


図3.2 民有山野略圖
 (1909年)
 忠清南道 懷德郡 一道
 面 漢湖里(現大田廣域市
 大德區 漢湖洞) 車容謨が
 提出した略圖、等高線があ
 る 唯一の圖面
 資料: 地籍博物館

これらの組織から見て明らかなように、森林法案は統監府の率下で上記の日本人技師・道家充之による制定であった。道家充之は1863年広島県生、1883年東京山林学校入学、1887年東京農林学校卒業(1886年東京山林学校と駒場農学校が併合して上記学校となる)、農商務省山林局林務官(大林区署長等)となり、退官後民間会社に勤めた。没年は不詳である¹⁰⁾。

3.3 新聞等の批判と勧告

(1) 森林法の批判

森林法の制定において各新聞は敏感に反応していた。京郷新聞は「目を開けて明るくせよ。」と題し、「近い将来に日本から来る5百万の日本人達はその新規則に従って土地を獲得しようとしている。その時、田舎の百姓は何をして生きるのだろうか。¹¹⁾」と論じている。大韓毎日申報は森林法の施行について、「この規則は病身(ビョンシン:病人の意味)を作るためのものであり、国民がその規則に従った施行することは難しいことを承知の上、作っている¹²⁾。100圓の利益があると見込められる土地に、測量のため400圓の費用を支払うのは言語道断の話で、国民には何の利益もない¹³⁾。」と記述している。また、論説の「私有森林の測量が至急(急務)」というタイトルで、「人民に法令の意義を説明しないまま法廷期間が超過した後には、法令を違反したという理由で山林を収奪する狙いで、これは政府が人民を偽るものである。政府はこの規則を改正して、農商工部で測量を直接施行するか、測量関連会社に特別な許可を与えることを望む¹⁴⁾。」と論じている。

この森林法について権寧旭は「…地籍届の突然の強要は…李朝末期における林野所有の実態に対して残忍な略奪性を示し強権的な林野囲い込みとして作用する…¹⁵⁾」と批判している。また、高乗雲は「森林法の制定は…全く素人の道家充之山林技師が日本の<森林法>を模倣して作成した極めて粗雑なものである。日本の森林法は非常に強権的な法律であるが、朝鮮の法律も世にもまれに見る強権的なものであった…¹⁶⁾」と酷評している。

この森林法が如何に不法で乱暴なものであったかについては、日本官吏たちの内部でもこの法律を廃棄すべきであるという反対意見もあった。「官庁の威信を害し人民の法律尊重心を薄からしむる上に於いて悪影響少なからざるべきを以し」とそのまま執行したが、「届出期間をさらに1, 2年延長し以て法律未知の為届出期間を逸する者に便宜を与えるべきとの意見あるも…自民の懈怠の困り法律上の期間を利用せざる者を更に保護せんとするにあるのみならず若し延期を為さんか今日に倍加して徒らに民間の投資を多大なうしめ且つ…大不利あるを似て延期を採用せざること¹⁷⁾」と述べている。斎藤音作は「森林法第19条は実情に適用せず」、且つ「無理なる規定なる¹⁸⁾」と評価しており、「何等台帳等の公簿なく如何なる森林山野を私有、公有するから規等をも公示せず新かる命令を發した結果の甚だしい錯誤に陥るべきは当然と思考す¹⁹⁾」などの第6の項目の理由を示した。

(2) 測量の勧告

(1)で述べたように新聞各社が一斉に森林法の制定と施行に反対して対案を示しており、内部の反対もあったが農商工部は応じなかった。また、度支部(日本の大蔵省と同じ機関)大臣・任善幸は「各自の所有権を測量して、境界を明確にしないと、先祖や父母から受け継いだ良い田んぼも失われるに違いない。²⁰⁾」と、執行を強調したのである。

その頃から言論の動きは政府の法令に対する反対から一般市民に対する勧告に転じていた。新聞等が森林法に対して反対を表明しても農商工部は動かないことを受けて、林野の所有権が失われる最悪なパターンを想定しての動きだったのであろう。その第一報は1908年湖南学報の測量応募の広告である。「田んぼや山の所有者は各学校の測量課に応募しなさい。期限が過ぎて死ぬほど後悔しても仕方がない²¹⁾。」と早めに測量をするように促している。また、皇城新聞は論説「勧告・測量学徒」において、「最近、測量学徒が増えている。それは、新学問に反対していた人たちが、森林法の施行によって、自分の土地は自分の手で測量するのが得だと思ったからである。」と論じている。論説は続いて、「地方の人たちが京城に来て、測量について勉強して、また他の学問の必要性をも

悟ることを期待する。」とし、「測量ひとつにしても、自分の手でやれば、他人の手を借りることなく、その他の事も何とか自分の手でやろうとする考えを持つことになる。」²²⁾と記述している。皇城新聞は新学問である測量を勉強して、勤学精神の養成を願っていたのである。

3.4 測量教育機関と測量設計事務所

(1) 私立測量学校

大韓毎日申報は「近頃、漢城には測量の仕事が多くなり、各所に測量学校や測量事務所が出来た。往来するものは生徒であり、測板を持って急ぐ人は測量技師であり、また、新聞に毎日載る広告も、測量学校の入学募集広告である」²³⁾。と報じ、測量の必要に迫られ、盛んに対応に急いでいたことが見て取れる。また、その様子についてこう論じている。「甲校の卒業生は乙校の教師になる。技手一人が100人の生徒を教えることが出来る。ある人物は測量学徒を養成し、各地方に派遣、学校を建設し、技術を教える一方、事務所を設立して直接測量に関わるなど、良い模範になっている。」²³⁾



図3.3 朴隋義の水原測量學校卒業證書(1909年)
資料:地籍博物館

図3.4 日本人山崎の特許品廣告と測量學校統監府特許三効式測量法平板金屬60圓, 木製30圓, 使用法は無料で教授
資料:大韓民報1909年
9月10日から8回

測量教育のための測量学校関連の設立には、学会設立、学校設立、個人の活動などに大別される。まず、学会は西北学会、湖南学会、畿湖興学会等であり、学校設立は、私立興化学校、私立中東学校、桂山学校、私立大東学校、私立普成小学校、私立長薫学校、三一学校、私立漢陽学校等である。

測量教育機関の中には個人が設立した学校が最も多い。その中で先覚者が設立した学校は、閔泳煥の私立興化学校、兪吉濬(興土團)の壽進測量学校、萬海・韓龍雲の京城明進測量講習所、都相弼の私立永明学校、閔泳綺の中橋義塾、嚴柱益の養成養塾、全德基の尚洞青年学院、李商在のYMCA、安昌浩の大成学校等がある。京成64(34%)地方114(61%)不明9(5%)計187箇所。その中兪吉濬の壽進測量学校では金沢吉・金斗燮・李周榮を招聘し教授した。卒業生は各地測量学校の教師となった(皇城新聞1908年4月28日学生募集広告)。

(2) 測量設計事務所

これらの測量設計事務所は森林法の公布前の1907年7月4日に、日本の工数学校を卒業した金斗燮等²⁴⁾が設立した金斗燮測量設計事務所がはじめてのものである。これはある意味、森林法以前にも測量設計が必要だったことを物語る。森林法の施行細則が制定された1908年1月21日以後は設立者不明の査測所が最初のものである。著者が調査した測量事務所は全部で74箇所であり、場所としては京城が41箇所(55%)、地方が33箇所(45%)である。

以上から測量事務所は京城が圧倒的に多い。測量教育と測量事務を兼務した事務所も5箇所ある。地方においては必要に応じて全国各地に平等に設置されている。測量設計事務所が行う業務には森林測量だけではなかったのである。それは新聞の広告から、鉞山測量や土木測量も行っていたことが明らかである。

民有林野測量遂行の目的に設立した私立測量目録は表3.2、測量製図事務所は表3.2の通り。表3.1は測量学校を始め臨時講習所・私立学校測量科・義塾・学会・自家教育等を皆測量学校として整理した。その結果、表3.2は187校、表3.2は74事務所、但し測量製図講習所の場合は即測量学校に入れた。測量教師の名单は入手が至極に困乱、1人が2,3校に出講することがある。又は教師求人難で實際上教育ができなかった場合もあると思う。又測量学校を卒業して民有林野に従事した人員は何名なのか。その集計は見えないが、学校187校の1校中10名を輩出したと仮定すれば1870名と推測できる。

数多い資料から熱心に募集したが漏落した学校と事務所があったと思われる。又新聞広告等もしないで運営した測量学校もあるから実際はこれ以上あると推測する。

日本人の測量学校は表3.1の123番山崎の測量算術製図学校図測量製図事務所は表3.2の14番片村の片村公務所がある。其地はすべて韓国人が設立、運営した。とにかく測量学校と事務所は民有森林測量に大いに寄与した。

表3.1(a) 民有林野測量施行私立測量学校 目録

大韓毎日申報=<申>, 皇城新聞=<皇>, 京郷新聞=<京>, 大韓民報=<民>, 校長=<長>, 設立者=<設>, 教師・講師=<師>

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者・校長・所長	根據
1	興化學校測量速成科(晝夜)	漢陽清進洞	1900~1911	閔泳煥(長) 南舜熙(師) 金埃鳳(師)	李鍾昊, <私立興化學校と量地教育>. 郷土ソウル, 1995, 114p
2	尙洞測量學院速成夜學	漢城尙洞	1907. 11. 7 開學	全德基(設)	<申>1907. 11. 6; 1908. 6. 2
3	私立測量(學校)講習所	慶北大邱	1908. 3 卒業		大邱農林學校 學籍簿
4	私立中東學校(夜學)	漢城典洞	1908. 4. 1 設立	吳世昌(設)	<申>1908. 5. 17 廣告 <申>1908. 6. 23
5	私立漢城數學院	漢城北部觀峴徽文義塾 内	1908. 4. 26 願書接受	李相益 外2人	<申>1908. 4. 26 <申>1908. 12. 6 廣告
6	速成測量製圖講習所	漢城南署茶洞	1908. 4(陰) 學員募集		<申> 1908. 4. 30
7	速成測量講習所	漢城南署茶洞十統二戸	1908. 5. 1	李基錄家	<申>1908. 5. 1 廣告
8	私立測量學校(興士團)	漢城鐘路壽進洞	1908. 5. 1 設立	兪吉濬(設)	<皇>1908. 4. 29 廣告 <皇>1908. 12. 18
9	西北協成學校	漢城西門外天然亭	1908. 5. 5 開學	西北學會	<皇>1908. 4. 10
10	桂山學校	漢城	1908. 5. 17 試驗	兪吉濬(設)	<皇>1908. 5. 20 雜報
11	清風學校	漢城	1908. 5. 20 試驗		<申>1908. 5. 27 廣告
12	光成實業學校	漢城西署賜洞	1908. 5. 27 學生募集		<申>1908. 5. 24 廣告 <皇>1908. 10. 20
13	馬山私立育英學校	黃海道義州枇峴	1908. 6. 2		<皇>1908. 6. 2 廣告
14	私立廣化新塾	漢城西部南門内賜谷	1908. 6. 7 試驗	南廷哲(設)	<申>1908. 6. 5 廣告
15	中橋義塾	漢城	1908. 6. 15 (陰) 試驗	閔永綺(設)	<皇>1908. 7. 7
16	私立長薰學校	漢城南部長橋長薰學校内	1908. 6. 17 (陰) 試驗	社會有志(設)	<申>1908. 6. 2
17	同濟測量學校臨時事務所	漢城西大門外 京釜鐵道停車場 越邊運輸會社内	1908. 6. 20 募集		<申>1908. 6. 16
18	私立進明學校	漢城南履洞 舊南部内	1908. 6. 27 試驗		<申>1908. 6. 18
19	私立大東學校測量科	漢城天然亭	1908. 6. 30		<皇>1908. 6. 30 雜報
20	三一學校測量科	京畿道水原	1908. 6 設立	李夏榮(設)	<三一學院30年史>, 1983
21	私立永明學校	忠南論山郡 連山面 官洞里	1908. 6	諸相八諸相奎(設)	諸東熙の卒業證書
22	光山金氏測量講習所 (光新學校) 徽文義塾借用後鐘路青布塵都家を購入		1908. 6	金珥鉉(長) 金永直(監) 金永璿(學監)	<皇>1908. 6. 16 雜報 : 7. 2 雜報 ; 7. 23 雜報 ; 9. 23 廣告
23	普城學校(林業速成科) (測量學)	漢城西大門内	1908. 6		<申>1908. 6. 18 廣告
24	數語夏期講習會	漢城鐘路基督教青年會館内	1908. 7. 1 開學	李商在(設)	<申>1908. 6. 19 ; 6. 28
25	速成數學隨意講習所	漢城蓮洞徽新中學校内	1908. 7. 4 開學	密義斗(設) (miller)	<申>1908. 7. 10 廣告

表3.1(b) 民有林野測量施行私立測量學校 目錄

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者・ 校長・所長	根據
26	私立普成小學校	漢城西部南門內普成小學校	1908. 7. 5 試驗	李容璈(設)	<皇>1908. 6. 11
27	私立漢陽學校	漢城西部南門外紫岩亭子洞	1908. 7. 27 磨勘		<申>1908. 7. 23
28	金氏宗中測量學校	慶北安東?	1908. 7	金氏宗中(設)	<皇>1908. 7. 7 雜報
29	日新學校測量科	京畿道利川郡	1908. 7	崔基鏞(設) 崔基亨(長)	<申>1908. 7. 30 <申>1909. 3. 18
30	扶安郡測量學校	全北扶安郡	1908. 7以前		韓國地籍教育九十年史
31	敦明義塾測量科	漢城北部桂洞 敦明義塾內	1908. 8. 24 開學		<申>1908. 8. 12
32	測量新塾	漢城北部齋洞	1908. 9. 2 磨勘		<申>1908. 8. 29 ; 11. 24
33	敦化門前國民學校 內測量科	漢城敦化門內國民 學校	1908. 9. 11 磨勘		<申>1908. 9. 5
34	畿湖學校	漢城北部昭格洞宗 正府上	1908. 9. 12 試驗	畿湖興學會	<皇>1908. 9. 8 廣告
35	花北私立測量學校	慶北安東郡花北面	1908. 9. 19 開學	金宗欽(長) 金世東(監) 權相化(學監)	<皇>1908. 12. 24雜報 <申>동일자
36	私立通化測量學校	上茶洞	1908. 9. 23 修了式		<皇>1908. 9. 25 雜報
37	光武學校	河橋川邊	1908. 9. 27 磨勘	尹敬順(設)	<皇>1908. 9. 23
38	永敦測量學校	漢城光化門	1908. 9. 25	安東權氏門中	<皇>1908. 9. 25 <申>1908.11.21. 廣告
39	安興義塾 午後測量課	漢城北部大安洞安 興義塾	1908. 9. 30 磨勘		<申>1908. 11. 21
40	水原郡測量學校	京畿道水原郡	1908. 9	韓丰復(長) 李明憲(監)	<申>1908. 9. 18 ; 9. 27 雜報 ; 卒業證書
41	安東郡測量學校	慶北安東郡	1908. 9	金澤東・李會稷・金 秉澤・權重淵	<申>1908. 9. 1 雜報
42	專門講習所(測量・日 語)	漢陽西小門內度支 部後門前	1908. 9		<申>1908. 9. 16
43	嬖學社內測量見習 所から廣准測量速 成學校と改稱	漢城西署中部安峴	1908. 10. 1 試驗	任哲宰(設)	<皇>1908. 9. 27 ; 10. 23
44	中和測量學校	全北龍潭郡 北二面中谷里	1908. 10. 1		<皇>1908. 10. 1
45	光新學校	漢城鐘路	1908. 10. 4 開學	金珥鉉	<皇>1908. 7. 2 雜報
46	私立大成學校	平南平壤	1908. 10. 5 願書磨勘	李鍾浩・尹致昊・安 昌浩	<皇>1908. 9. 15
47	養正義塾內 速成測量學校	漢城西部	1908. 10. 7	嚴柱璈(設)	<皇>1908. 10. 4 廣告
48	東興測量學校	漢城中部鹽會	1908. 10. 7 開學		<皇>1908. 10. 4 廣告
49	大東寄宿館內 測量新塾	漢城	1908. 10. 8 試驗		<皇>1908. 10. 6 ; 10. 14 雜報
50	普彰測量學校	漢城新門外 小平洞	1908. 10. 8		<皇>1908. 10. 8 廣告
51	湖南學會測量學校	全南光州	1908. 10. 15 測量課特設	劉禧烈(設)	<申>1908. 10. 6 雜報 ; 卒業證書
52	彰新中學校	平南甌山郡	1908. 10. 16	宋道容(監)	<申>1908. 10. 16

表3.1(c) 民有林野測量施行私立測量學校 目錄

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者· 校長·所長	根據
53	大韓測量組合講習所	漢城南部棗洞	1908. 10. 16(陰) 開學		<申>1908. 11. 11廣告 <皇>1908. 11. 5
54	弘道學校	忠南懷德郡外南國	1908. 10. 22 卒業生名單		<申>1908. 10. 22
55	私立仁興學校測量科	仁川府舊邑面官廳洞	1908. 10. 24	吳永烈(郡守)	<申>1908. 10. 24 廣告
56	南氏測量學校	漢城南部椒洞	1908. 10. 24	南相完(設)	<申>1908. 10. 24 廣告
57	支弦書樓測量講習所	慶北大邱	1908. 10. 27	徐相夏(設)	<申>1908. 10. 27
58	得英測量學校	平南三和港	1908. 10. 28	紳商會社社員 諸氏	<申>1908. 10. 28. 雜報
59	測量大成學校	全北茂朱郡豐東面地山里	1908. 10. 29 以前	張博	<皇>1908. 10. 29 雜報
60	西隣測量學校	漢城南門外京橋養閨義塾內	1908. 10. 30 磨勘		<皇>1908. 10. 25 ; 10. 27
61	鳳鳴學校測量科	江原道杆城郡邱山面月安里	1908. 10 設立		<申>1909. 6. 30 學界
62	速成測量學校 私立養正義塾內		1908. 10	無	<皇>1908. 10. 2 ; 10. 7
63	測量·日語講習所	漢城北部安峴獎學社內	1908. 10		<申>1908. 10. 27 廣告
64	茂州測量學校	全北茂州郡豐東面地上里	1908. 10	張博(長)·李鍾成(監)·河景秀·朴俊浩(學監)	<皇>1908. 10. 29 雜報
65	咸南學校	漢城中部中麻洞	1908. 11. 1 卒業		<皇>1908. 11. 6
66	私立光南學校	漢城南部筆洞	1908. 11. 5 2回磨勘		<申>1908. 11. 4
67	龍灣測量學校	黃海道義州府	1908. 11. 10 卒業式	金道濬·崔錫夏	<皇>1909. 1. 19 廣告
68	霧泉測量學校	京畿道開城東部	1908. 11. 11 2回 募集		<皇>1908. 11. 11
69	專門講習所	漢城西小門	1908. 11. 11		<皇>1908. 11. 11廣告
70	堤川測量學校	忠北堤川郡邑部里	1908. 11. 20	沈相倫	<校友會報>第1號
71	安邊郡測量學校	咸南安邊郡	1908. 11. 21		<申> 1908. 11. 21 雜報
72	私立培義學校測量科	京畿道開城郡	1908. 11. 21 卒業		<申>1908. 12. 6 雜報
73	私立善成中學校附屬測量學校	忠北清州郡	1908. 11. 22	閔泳殷(設)	<申>1908. 11. 22 雜報
74	開城私立測量學校	京畿道開城郡	1908. 11. 22	朴容柱(師)	<申>1908. 11. 22 雜報
75	桂南測量講習所	慶北大邱郡 南山洞	1908. 11. 24		<申> 1908. 11. 24
76	工數學校	漢城敦化門前工數學院內	1908. 11. 24 開學		<申>1908. 11. 11 <皇>1908. 11. 12
77	善士測量學校	平南嘉山郡東面西門里	1908. 11. 25 卒業式	金承祚·金鼎河·韓子仲	<申>1908. 12. 13 雜報
78	明星測量學校	忠南論山郡上道面石宗里	1908. 11. 27	兪晋相	<京>1908. 11. 27
79	普昌學校	京畿道江華郡松亭面	1908. 11. 28 卒業式	李東輝	<皇>1908. 12. 8 雜報
80	京城私立普光測量學校		1908. 11		大邱農林學校 學籍簿
81	大東測量組合所講習所	漢陽南部棗洞63通9號2層洋屋	1908. 11		<皇>1908. 11. 5
82	昌興測量學校	仁川郡黃等川面社谷里自家	1908. 11	全宇奉(設)	<申> 1908. 11. 27 廣告

表3.1(d) 民有林野測量施行私立測量学校 目録

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者 校長・所長	根據
83	雙斌義塾測量科	京畿道豊徳郡	1908. 12. 1 卒業試験		<皇>1908. 12. 10
84	光義測量學校	漢城西部	1908. 12. 4 2回卒業		<皇>1908. 12. 4
85	隆昌講習所	漢城中部河橋北川 邊	1908. 12. 5 開學		<申>1908. 11. 29
86	阜城協同測量組合 公州出張所	忠南公州郡	1908. 12. 8 卒業式		<申>1908. 12. 13
87	京城明進測量講習 所	漢城鐘路	1908. 12. 10	韓龍雲	自筆履歷書
88	東宣學校測量科	平北官川郡東面路 下里惠睦洞	1908. 12. 11 卒業		<申>1908. 12. 11
89	唯東測量學校	江原道江陵郡	1908. 12. 12	鄭奎豊	<申>1908. 12. 12 雜報
90	私立泰興學校	平北泰川郡	1908. 12. 12		<申>1908. 12. 12 雜報
91	漢城漢南測量學校	漢城漢江里	1908. 12. 19 卒業	劉興烈	
92	西上測量學校	慶北大邱郡西上面 桂上洞	1908. 12. 19	徐某氏	<申>1908. 12. 19 雜報
93	武津私立測量學校	平南 平壤郡武津	1908. 12. 24	桂明儒 玉潤喆	<申>1908. 12. 24 雜報
94	東信測量講習所	漢城西部大昌洞	1908. 12. 25 1回卒業式		<申>1908. 12. 25
95	南原郡私立測量講 習所	全北南原郡	1908. 12. 25		<京>1908. 12. 25 雜報 <皇>1909. 6. 5
96	龍明測量學校	平北龍川	1908. 12. 29 卒業式		<申>1908. 12. 29 雜報
97	大韓測量學校	漢城	1908. 12 卒業	金斗燮	卒業證書
98	南陽郡私立普興學 校測量科	京畿道南陽郡	1908. 12 卒業式		<申>1908. 12. 11
99	啓明測量講習所	全北高山郡	1908. 12 設立	宋義龍 朴俊浩	<申>1909. 6. 4
100	私立德源測量學校	咸南德源郡	1908		全澤鳧證言
101	官立利運學校	仁川濟物浦	1908		<中東八十年史>, p81
102	毛洞測量學校	慶北	1908 卒業		前掲 學籍簿
103	私立測量學校	慶北義城郡 南部面	1908 卒業		前掲 學籍簿
104	義興測量學校	漢城北部東拾守橋	1909. 1. 1 1回卒業式	李度萬	<申>1909. 1. 1
105	昌明測量學校		1909. 1. 1 卒業式	鄭萬朝	<京>1909. 1. 1 廣告
106	金谷測量學校	慶北安東郡	1908. 1. 3 卒業		前掲 學籍簿 <皇>1909. 2. 5
107	私立彰南測量學校		1909. 1. 6 卒業	兪鳳煥	朴相濬の第1回卒業證書
108	首陽測量學校	黃海道海州 州内面西部	1909. 1. 8	李敏榮 丁薰教	<皇>1909. 1. 8 <申>1909. 1. 6
109	高氏測量學校	黃海道信川郡	1909. 1. 9	高贊奎	<皇>1909. 1. 8 雜報
110	上毛測量學校	慶北善山郡下古尾 面上毛洞	1909. 1. 8		<申>1909. 1. 8
111	江東測量學校	平南江東郡南山面	1909. 1. 12		<申>1909. 1. 12 雜報
112	永新學校測量科	全北扶安郡萊湖	1909. 1. 12	金祺中 鄭潤朝 外	<申>1909. 1. 12 雜報
113	私立大雅學校	忠南懷徳郡 山内面踏積洞	1909. 1. 14 卒業	具周鉉	權容範の卒業證書

表3.1(e) 民有林野測量施行私立測量學校 目錄

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者 校長·所長	根據
114	樂育高等学校測量科	慶南晉州	1909. 1. 17 卒業		<皇>1909. 2. 9
115	玉峯測量講習所	慶南晉州	1909. 1. 19	金相鶴·鄭文永·朴在九(校監)	<申>1909. 1. 19
116	咸壹學校	咸北鏡城郡	1909. 1. 27	車丙淳	<申>1909. 1. 27 雜報
117	東萊公立勞動夜學校測量速成科	釜山東萊府(現釜山廣城市東萊區)首面	1909. 1	李禎烈(長) 吳泰根(監)	<申>1909. 1. 6 廣告
118	光東測量學校	忠南燕岐郡北二面?山洞	1909. 1	柳寅哲(長)	<申>1909. 1. 7 廣告
119	東萊明倫學校	慶南東萊府	1909. 1	宋銓慶(師)	<申>1909. 1. 15 雜報
120	景興測量講習所	慶南草溪郡(現陝川郡草溪面)	1909. 1	金奎暉(所長) 李南壹(監)	<申>1909. 1. 16 廣告
121	大邱壽昌學校測量講習所	慶北大邱	1909. 2. 19		<申>1909. 2. 19 雜報
122	襄津協成學校測量科	黃海道襄津郡北面花山里	1909. 2. 20	李圭璋	<申>1909. 2. 20 雜報
123	測量算術製圖學校	漢城南部棗洞	1909. 2. 23	山崎園臧(日人)	<皇>1909. 2. 23 廣告 <民>1909. 9. 1 廣告
124	星山測量學校	京畿道通津郡月餘串面	1909. 2. 26 卒業	林興模	<申>1909. 2. 26 廣告
125	崔氏測量講習所	黃海道海州來成面	1909. 2. 27	崔養善	<申>1909. 2. 27 雜報
126	普成測量講習所	黃海道長淵郡西門外尹景元舍廊	1909. 2. 28	金濟殷·尹景元	<申>1909. 2. 28 廣告
127	咸明測量學校		1909. 2 卒業	鄭台元	卒業證書
128	公立並通學校の內私立測量講習所	慶北大邱	1909. 2 卒業		前掲 學籍簿
129	廣?測量學校臨時事務所	漢陽中部寺洞	1909. 2		<申>1909. 2. 9 廣告
130	白家測量講習所	黃海道海州郡來成面	1909. 2	崔良善	<申>1909. 2. 27 雜報
131	南進測量講習所	全北古阜郡	1909. 3. 6	鄭海瑾(長)·黃鍾允(監)·鄭海千(師)	<申>1909. 3. 12 廣告
132	私立大昌測量夜習所	慶北大邱郡(現大邱廣城市)	1909. 3. 7 卒業式	張教赫(所長)·車宰豆(師)	<申>1909. 3. 23 廣告
133	耶蘇教測量學校	黃海道鳳山郡	1909. 3. 11 卒業	郭周浩	<申>1909. 3. 12
134	私立達明測量學校	慶北大邱郡東中面砧山洞	1909. 3. 12		<申>1909. 3. 12 廣告
135	下漢測量學校	漢城中部下漢洞	1909. 3. 12	李稷鎭(師)	<申>1909. 3. 12 雜報
136	寧邊郡私立測量養成所	平北寧邊郡	1909. 3. 16 卒業式		<申>1909. 3. 27 廣告
137	李氏測量科	漢城安洞德語學校內	1909. 3. 19	李範九·李起鍾	<申>1909. 3. 19 雜報
138	私立萬東義塾	漢城東部黃橋登子洞	1909. 3. 19		<申>1909. 3. 19
139	鳳崧測量學校	全北高山郡柏峴里	1909. 3. 20 卒業		<皇>1909. 4. 13 雜報
140	黃澗郡私立測量學校	忠北黃澗郡	1909. 3. 23	申昌休	<申>1909. 3. 23
141	平壤師範豫備講習所	平南平壤	1909. 3. 30	鄭在命(主務)	<皇>1909. 3. 30 廣告
142	扶安金氏測量科	全北扶安牛浦	1909. 3. 30	金鼎濟	<皇>1909. 3. 30 雜報

表3.1(f) 民有林野測量施行私立測量学校 目録

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者・ 校長・所長	根據
143	私立達東測量講習所	慶北	1909. 3 卒業		前掲 學籍簿
144	珍山測量講習所・事務所	全北珍山郡西面芝芳洞教會學校内	1909. 3	朴楨浩	<申>1909. 3. 9 雜報
145	大興測量講習所・事務所	黃海道安岳郡龍門面東倉里	1909. 3	宋敬顯(所長) 嚴昌業(師)	<申>1909. 3. 10 學界
146	廣進測量速成學校	?	1909. 3	任哲宰(長).金鍾完(監) 鈴木樞六(師)(圖根・細部)	<皇>1909. 3. 11 : 3. 19; 梁在星の卒業證書
147	下漢測量學校	漢陽中部下漢洞	1909. 3	李稷鎬(師)	<申>1909. 3. 12 雜報
148	彰明測量學校	全北金堤	1909. 3		<皇> 1909. 3. 13
149	養成學校私立測量講習所	慶北大邱郡	1909. 3	徐鳳綺(所長).裴營. 孫炳仁(師)	<申>1909. 3. 25 廣告
150	大邱郡養成測量講習所	慶北大邱府	1909. 3 修了		前掲 學籍簿
151	私立韓東測量學校	漢城北部松峴	1909. 4. 1 卒業		<申>1909. 6. 1 學報
152	私立鳳城測量講習所	慶北奉化郡	1909. 4. 5 卒業	李承宇	李源永の卒業證書
153	達興學校	慶北大邱西小門外	1909. 4. 6 卒業		<申>1909. 4. 6 廣告
154	忠州郡私立測量學校	忠北忠州郡	1909. 4. 9 卒業		<皇>1909. 4. 9 廣告
155	永化測量學校	慶北安東郡	1909. 4. 13 以前	李敦鎬(長).柳寅秀(監). 李中集(師)	<皇>1909. 4. 13
156	私立通明學校	江原道通川郡剛眞面庚低里	1909. 4. 15 卒業		<申>1909. 5. 12
157	私立大進測量學校		1909. 4. 20 卒業		<申>1909. 5. 6
158	私立新明測量學校		1909. 4 卒業		<申>1909. 4. 27
159	測量實習所	京城棗洞	1909. 4	農商工部 官許 盧榮熙	<申>1909. 4. 20 廣告
160	大韓測量總管會	漢城	1909. 5. 1 開學	金澤吉	<皇>1909. 4. 25 廣告
161	吉州郡普成校測量科	咸北吉州郡	1909. 5. 1 卒業		<申>1909. 6. 16 學報
162	光宣測量學校	平北宣川郡	1909. 5. 7 卒業		<申>1909. 5. 7
163	寧邊測量養成學校	平北寧邊郡	1909. 5. 16		<申>1909. 6. 9 學界
164	私立普成筆洞學校	咸北吉州郡	1909. 5. 27	申尙敏・大明準(師)	<申>1909. 5. 27 學界
165	明醒新塾測量科	黃海道會津郡現仁川廣域市九州面	1909. 5	九州面長 柳成壹	<申>1909. 5. 9 學界
166	英明測量學校	慶北英陽郡邑内面甘川洞	1909. 6. 1	吳鉉台	<申>1909. 6. 1 雜報
167	聚英學校	全北珍山郡	1909. 6. 3 卒業試験		<申>1909. 6. 3 學報
168	奉洞測量學校	平北宣川郡南面奉洞	1909. 6. 3 卒業試験		<申>1909. 6. 3 學報
169	大邱養成學校	慶北大邱	1909. 6. 9	徐鳳綺	<申>1909. 6. 9 學界
170	私立義信學校	全南濟州	1909. 6. 27 卒業	曹秉采	<申>1909. 6. 27 雜報 ; 9.15 ; <民>1909. 9. 14

表3.1(g) 民有林野測量施行私立測量学校 目録

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者・ 校長・所長	根據
171	國民協同測量組合	漢城棗洞	1909. 6	梁在翼(所長)・金國瑞洪淳復(師)	朴用霖の細部測量卒業證書
172	深川測量講習所	平北官川郡深川面自己家	1909. 6	桂禎賀	<申>1909. 6. 4 雜報
173	普明學校	京畿道抱川郡内面鳴山里	1909. 7. 1 卒業		<申>1909. 7. 1 學界
174	吉成測量學校	慶北安東郡吉安?溪里	1909. 7. 11 卒業	金太?鄭源鍾	<申>1909. 7. 11 學界
175	瑞龍測量學校	黃海道瑞興郡龍淵面	1909. 6. 18 卒業		<申>1909. 7. 21 學界
176	嗜湖測量學校	江原道寧越郡西二面	1909. 7. 24 卒業		<申>1909. 7. 24 學界
177	海明學校内圖根測量科	慶南陝川郡海印寺	1909. 7. 30 卒業		<申>1909. 7. 30 雜報
178	延興學校測量科	黃海道延安郡	1909. 7. 30 卒業試験		<申>1909. 7. 30 學報
179	盈德測量學校	慶北盈德郡北面下注里	1909. 8. 4 卒業		<申>1909. 8. 4 學報
180	昌興新塾	全北淳昌郡福興面龜巖寺内	1909. 8. 28 1回卒業		<申>1909. 9. 12 學報
181	私立闡明學校附設測量科	咸南定平郡富春面	1909. 9. 2 1回卒業試験		<申>1909. 9. 16 學報
182	教郷學校北間島	北間島	1909. 9. 24		<京>1909. 9. 24
183	沃川郡東明學校	忠北沃川郡	1909. 10. 15		<民>1909. 10. 15
184	陽德郡測量學校	平南陽德郡	1909. 10. 24	李命煥(師)	<民>1909. 10. 24
185	私立新明學校測量講習所	江原道通川郡養元面新興里	1910. 2 開學	李永植(所長) 鄭亨燮(所監)	<申>1910. 4. 1 雜報
186	春川私立測量學校	江原道春川郡	1910. 4		<春農75年史の脈絡>, 1984
187	測量員養成所	漢城中部	1910. 8. 13	朴基東外 2人	<官報> 1910. 8. 13

表3.2(a) 測量製図事務所

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者・ 校長・所長	根據
1	査測所	仁川港内洞	1908. 2. 8		<申>1908. 2. 8
2	大東測量製圖事務所	京城南部履洞	1908. 4. 6		<皇>1908. 4. 9 ; <申>1908. 4. 10
3	維新測量事務所	漢城中署黃土紀念碑閣下谷	1908. 4. 11		<申>1908. 4. 11 廣告
4	測量製圖所	漢陽茶洞俞炳玉家	1908. 5. 1	?	<申>1908. 5. 1 廣告
5	共同測量製圖事務所	漢城中署校洞	1908. 5. 14		<申>1908. 5. 14
6	海東測量事務所	漢城中署典洞	1908. 5. 16		<申>1908. 5. 16 <皇>1908. 5. 17
7	協成測量製圖事務所	漢城中部毛橋南川邊后麵洞	1908. 5. 16		<申>1908. 5. 16 <皇> 同一字
8	廣東測量製圖事務所	漢城西署筆洞	1908. 5. 29		<申>1908. 5. 29
9	東彰測量事務所	漢城中署大廟洞	1908. 6. 4		<申>1908. 6. 4

表3.2(b) 測量製圖事務所

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者· 校長·所長	根據
10	會同測量事務所	漢城南署會洞	1908. 6. 5		<申>1908. 6. 5
11	東一測量事務所	漢城中署大廣橋西北隅	1908. 6. 5		<申>1908. 6. 5
12	韓興測量製圖所	漢城北部中學橋	1908. 6. 12	盧炳祥(總務)	<申>1908. 6. 12
13	華洞測量事務所	漢城西門外尾日	1908. 6. 12		<申>1908. 6. 12 廣告
14	片村公務所	漢城旭町2丁目	1908. 6. 12	片村龜入郎(日人)	<申>1908. 6. 12 廣告
15	廣興測量製圖事務所	漢城中部中谷	1908. 6. 16		<皇>1908. 6. 16 <申>1908. 6. 18
16	普興測量事務所	漢城西署社稷洞	1908. 6. 17		<皇>1908. 6. 17 廣告
17	明信測量事務所	漢城西部南門外鑰洞	1908. 6. 23		<申>1908. 6. 23
18	普昌測量製圖事務所	漢城南部椒洞	1908. 7. 4	吳完根	<申>1908. 7. 4
19	慶北測量事務所	漢城西部南門內?洞	1909. 7. 5	金瑩植(總務)	<申>1908. 7. 5
20	普成測量事務所	漢城中署校洞	1908. 7. 8	李相慶	<皇>1908. 7. 8
21	關東測量事務所	漢城南署美洞	1908. 7. 19	成孝國·崔俊相(事務員)	<申>1908. 7. 19
22	普光測量事務所	漢城南署詩洞	1908. 7	趙東璧	<申>1908. 7. 15
23	誠?測量製圖事務所	漢城北部桂洞	1908. 7	李?羣·金培榮·柳翼震·權麟洙·洪淳哲(事務員)	<申>1908. 7. 14
24	開成郡測量事務所	京畿道開成郡東部霞泉洞	1908. 8. 7 開學	李漢應(設)	<皇>1908. 11. 11 雜報
25	協同測量組合事務所	漢城南部樂善坊後洞	1908. 8. 30 磨勘	任昌宰(設)	<申>1908. 8. 22
26	廣南測量事務所	京畿道廣州郡崔益永家	1908. 8	總務 崔秀賢	<申>1909. 8. 18 廣告 ; 9. 18 雜報
27	天一測量事務所	漢城西部餘慶坊長生洞	1908. 9. 1		<申>1908. 9. 1
28	私立關西測量製圖事務所	平北嘉山郡龍灘里誠明學校內	1908. 9. 22	李秀根·宋錫雄	<皇>1908. 9. 23 廣告
29	盧鍾成家	漢城西部大平洞	1908. 9. 22	盧鍾成	<皇>1908. 9. 22
30	華城測量製圖事務所	京畿道水原南門內南小洞	1908. 9. 22	金澤吉·吳琪永·李鍾浩	<申>1908. 9. 22
31	青邱測量製圖事務所	漢城西部新長路	1908. 9. 23	吳柏永(總務)	<皇>1908. 9. 23 廣告
32	東昌測量事務所	漢城中部典洞	1908. 9. 30	安晚秀	<皇>1908. 9. 30
33	廣城測量事務所	漢城中部內相洞	1908. 10. 2	金澤吉(總務)	<申>1908. 10. 2
34	大興測量事務所	漢城西署積善坊唐皮洞	1908. 10. 9		<申>1908. 10. 9 廣告
35	東一測量製圖所	漢城校洞	1908. 10. 22		<申>1908. 10. 22
36	三可測量事務所	漢城南部大仁峴	1908. 10. 23		<申>1908. 10. 23
37	全一測量事務所	全北群山港藏財洞	1908. 11. 8	李鎮成	<申>1908. 11. 8
38	泰昌測量事務所	黃海道瑞興郡興水院	1908. 11. 25 原書磨勘		<申>1908. 11. 11

表3.2(c) 測量製圖事務所

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者· 校長·所長	根據
39	合資測量製圖事務所	忠南公州郡	1908. 12. 4.		<皇>1908. 12. 4
40	精壹測量事務所	京畿道豐德郡東面 官谷里	1908. 12. 9		<申>1908. 12. 9 ; 12. 12
41	龍峴測量事務所	黃海道安州	1908. 12. 9	吳德衍	<申>1908. 12. 9
42	東晟測量事務所	慶南晉州郡北門外 秋收洞	1908. 12. 20		<申>1908. 12. 20 雜報
43	延昌測量事務所	黃海道延安郡南大 門內邊汝文氏家	1909. 1. 16		<申>1909. 1. 16
44	國興測量製圖事務所	漢陽中部寺洞	1909. 1		<申>1909. 1. 17 廣告
45	合成測量事務所	京城南門外窟井洞	1909. 2. 9	郭泰鉉	<申>1909. 2. 9
46	二潤圓測量製圖事務所	漢城東部建德坊放 美洞	1909. 2. 16	李斗鎬 外	<皇>1909. 2. 16
47	三谷測量事務所	黃海道海州長淵甕 津松禾西邑	1909. 2. 21	吳發泳(測量技 手)	<申>1909. 2. 21
48	鳳鳴測量製圖事務所	慶北金山郡(現 金泉市)	1909. 2. 24	曹相薰	<申>1909. 2. 24
49	普光測量事務所	慶北金山郡金泉面 中洞	1909. 2. 27	崔錫柱	<申>1909. 2. 27
50	專門講習所(大濟旅館 內)	漢陽鐘路	1909. 2		<申>1909. 2. 12 廣告
51	湖西測量事務所	忠南公州郡	1909. 2	成周경(所長)	<申>1909. 2. 23
52	慶延測量製圖事務所	慶北延日郡北上島	1909. 3. 21	崔炳魯外	<申>1909. 3. 21
53	大韓測量事務所	平南三和港	1909. 4. 8	裴亨湜	<皇>1909. 4. 8
54	大韓測量事務所	漢城南部棗洞	1909. 4. 15	盧秉熙	<申>1909. 4. 15 廣告
55	三昌測量事務所	平南三和港碑石洞	1909. 4. 22	元容吉	<申>1909. 4. 22 廣告
56	光熙測量事務所	平北熙川郡	1909. 4. 27		<申>1909. 4. 27
57- 59	大韓測量事務所出張 所	忠南燕嶺.忠北清 州.忠南鳥致院	1909. 4	崔宙鎰(所長).朴 宙碩.李元永.趙 秉直.朴昌圭	<申>1909. 4. 27 廣告
60	大韓測量事務所	漢城中部典洞	1909. 5. 15	金亨澤.金承元	<皇>1909. 5. 15
61	金北測量事務所	忠北清風北津	1909. 5. 18 卒業	金應鉉 外 優等生2名 及第生2名	<申>1909. 6. 19 學界
62	金龍淵家	平北寧邊郡貧下里	1909. 5. 23	上同	<申>1909. 5. 23
63	唯一測量事務所	漢城西部亭子洞	1909. 6. 10	金錫永·李振鎔	<申>1909. 6. 10
64	山田商會	京城旭町2丁目	1909. 6. 17	山田(日人)	<大韓民報>1909. 6. 17 廣告
65	大韓測量道事務所	平北宣川郡內玉洞	1909. 7. 3		<申>1909. 7. 3 廣告
66	三和港內測量聯合事 務所	平南三和港內4個 事務所聯合	1909. 7		<申>1909. 7. 6 雜報
67	瑞興郡測量事務所	黃海道瑞興郡	1909. 9. 2	盧鎮夏	<申>1909. 9. 2 雜報
68	加平協成測量事務所	京畿道加平郡內面	1909. 9. 19	卓聖載.金英鎬(設)	<皇>1909. 9. 19 雜報

表3.2(d) 測量製図事務所

番號	學校 講習所名稱	場所	設立時期	設立者· 校長·所長	根據
69	平北測量事務所	平北宣川郡	1909. 10. 2	李鍾壹	<申>1909. 10. 2 雜報
70	測量製圖代書事務所	京城	1909. 11. 12	金啓運	<大韓民報>1909. 11. 12
71	山陽測量事務所	全南寶城郡江洞里	1909. 11. 14		<申>1909. 11. 14 廣告
72	安城郡測量組合所	京畿道安城郡	1910. 3	安城郡守 金英鎮	<申>1910. 3. 18
73	義進測量事務所	漢城西部光化門前 皮洞	1910. 4. 19		<申>1910. 4. 19 廣告
74	聯合測量事務所	開城南部大井洞	1910. 6. 26	金明煥	<申>1910. 6. 26 廣告

3.5 測量施行

(1) 施行過程

民有森林測量は個別に、また散発的に行われていた。最初は一定の手数料規定さえもない状態であった。1906年5月16日大韓毎日新聞に「大韓測量軍事務所で100万坪の測量手数料を10圓に定めた」と報道された。これが、韓国最初の測量手数料である。同新聞の1908年6月22日版には「大韓總管会卒業生には検定券(検閲券とも言う)を給与した」と報道された。これも韓国最初の資格証である。いずれも兪吉濬が関与した機関である。民有森林所有者の多くは文盲者で、代書業者に委任し、代書費と測量設計費を支出していたのである。このような地籍報告を受け取った農商工部殖産局は接受証を出していたのである。

民有森林(山野)略図は地番を除いて、林野測量図の諸要件を満たしている。土地の所在・面積・所有者・縮尺・四標²⁵⁾・測量年月日・北方表示・測量者姓名・捺印までの記入であったが、縮尺は著者の調査結果によれば、200分の1、300分の1、600分の1、1000分の1、1200分の1、1400分の1、3000分の1、6000分の1の8種類であって、一定の基準はなかったように思える。「四方の境界はもちろん、林野内外の地形や風土も明細に記載する」(官報1908年4月28日民有山林(山野)略図内)との規程があったが、実際は地形・風土は描写していなかった。大韓毎日申報の論説「山林測量に対する一嘆き²⁶⁾」の中には、どれだけの民有森林測量が無秩序な形で行われたかを指摘している。地方の民が森林測量の必要があることを知り、苦労を重ねて測量し、農商工部に直接申告しようと上京するものもいれば、郡守に証明を求めるものもいた。しかし、農商工部は証明をしなかったり、郡においても保管できないとか様式が分からないという理由で断られたりしていた。後には証明すらなくなり、自分の山林を見ながら、涙する人も多かったという²⁶⁾。

臨時財産整理局長官の荒井賢太郎は「度支部の量地科に属する技手達は近年、民間において測量需要が増加することから、利益を企み、病気や他の偽りをして勤務をないがしろにしているが、これからは公務を重視し、私的なことは軽くする官吏になれ²⁷⁾。」と訓示している。このことは民有森林測量をする技術者がいかに不足していたことかを物語っている。大韓毎日申報は「測量普及の方法²⁸⁾」という論説で、「大韓測量事務所は測量区域を10等級に分けて、1等は100万坪、その手数料は10元に定める。以下は順に下がって、最下等は50錢に定めている。これは政府が手数料を制定したのではなく測量団体によって定めているのであって、これも森林法公布がなされて一年余り過ぎた後である²⁸⁾。」と指摘する。

(2) 申告状況と事後処理

政府は森林法の実施から一年ほど経過した1909年の3月に中間点検をしている。その時点で申告した者は674名²⁹⁾のみに止まっている。しかし、1910年8月頃から翌年の1月20日までには、毎日のように500件数あまりの申告が農商工部に提出された³⁰⁾。最終的に受け付けられた数は52万件³¹⁾であった。森林法に基づき届出を出した面積は大体220万町歩にすぎない³²⁾。1924年に完了した森林調査民有林野実績は2,121,236筆で6,610,684町である³³⁾。届出面積と完了面積比率は33%対67%となる³⁴⁾。国有林、民有林等総林野完了は3,435,063筆10,118,329町で³⁵⁾、22%対78%の比率になる。

「所定の届け出を出すのは中産以上の知識階級に属するも者、郡面吏員員又は其の親戚縁故者或は 代行職業徒輩の一族等の一部分に過ぎずして民衆の大部分は法令の周知不徹底なるが爲 慢然無頓着無關心に放任し又は佳時の秕政に顧み從來非課税地たりし林野に對し地税賦課の準備前提なりとの速斷誤解を生し或は該届出には見取圖の添附を要するも關係者の多くは自ら之を

調製する能はず結局職業的代行者に依頼せざるべからざる實情に在りて之が費用調達の途なき等の原因に依り遂に之を履行し得ざりし者にして…」とある³⁶⁾。

朝鮮総督府の文書課において受付された地籍届の書類は毎日のように数百件に達したことから、件名簿に登載されずに、直接、地籍報告台帳に記載した後、郡別に分類して見出の紙を付けて一定の場所に備置することになっていた。私有山野証明報告はすべて地籍報告に準ずるものであった³⁷⁾。1911年1月23日の期限が満了して、地籍報告がなされているがその内容は次のとおりである。

「文書課から配付された地籍報告は府・郡別に区分し、一定の箱子に入れる。面積は町歩に換算する。調査済みの書類は図面の添付如否、図面上の地名・面積と報告書が一致するか等进行检查、その書類を400通式の麻糸で包んで表面と後面両側に〈換算済み〉・〈検査済み〉の図章に捺印をした後、該当者が確認をする。検査済み書類は地籍報告台帳(臺帳)と呼ぶ。1府・郡の記帳が終わったら面積欄の最後に計を記入し、最後には合計を記入する。登録済みの報告書類は表面と裏の両面に〈記帳済み〉の図章を捺印した後、該当者が確認する。報告書・複写(轉寫)書類、台帳(臺帳)は厳密に照査する。登録済みの書類は該当した府・郡に送付する。その時には送付目録と領収の証書を同時に送る。³⁸⁾」

(3) 国有地化への是非

申告された私有森林については当然のことながら国有にするか私有にするかなどを判定し、問題があることに対しては新たに申告を求める等の処置が必要であった。しかし、新たに調査をし、所有権を確定するに当たっての一貫性にかけていた。健全な私有林野の育成に重点を置かず、まづもつて「国有林野」を強権的に創出しようとするところにその目的がおかれた³⁹⁾。

- 1) 申告をした者を調査後国・私有を決定国有化される場合:「地籍届懈怠ニ依ル所有權ノ歸屬ニ關スル件」の判決によれば、「當然其所有ヲ失ヒ國有ト看做サルヘキトス⁴⁰⁾」, 土地家屋調査規則及土地家屋所有權明規則ト舊森林法トハ全然 獨立セル法規ニシテ舊森林法第19條ノ規定ハ一切ノ林野所有者ヲシテ其ノ土地ニ付 届出ヲ爲サシメタルモノサルカ故同規則ニ依リ所有權ノ認證ヲ得タルモノト雖地籍ノ 届出ヲ爲ササリシモノハ國有ト看做サレタルモノト解釋セラルルヲ以テ既に疑問ノ餘地ガ無ヒ⁴¹⁾, 地籍届ヲ提出セサル森林山野ハ全然國有ニ歸屬シ如何ナル證據ブルモ私有ト 認ムヘキニ非サルコト, 國有私有ノ區分ヲ行フヘキ森林山野ハ必ス地籍届ヲ提出シル 簡所ナルヲ要ス⁴²⁾とある。届出した者も調査土地の所有権を確定する記録もある。「期間内ニ 届出ヲ 爲シタル 者ハ … 直ニ 土地ノ所有權ヲ 獲得シタル 誤解カ アルガ 調査ノ 上ニ 非サレハ 其ノ 所有權ハ 確定 セサル…⁴³⁾」
- 2) 證明が明確な場合:原文は次のとおりである。「舊森林法第19条ニ 依リ 期限内ニ 地籍届ヲ 爲ササリシ 土地ニ 對スル 土地家屋證明規則又ハ 土地家屋所有權証明規則ニ依ル 所有權證明方ニ付テハ私有タル 證據明確ニシテ事情憫諒スヘキモノハ 事由ヲ具シ指揮ヲ受クヘキ 旨 …既に通牒置候處今般施行セラレタル 森林令第29條ノ規定ニ依レハ此等林野ト 雖永年禁養ノ實アルモノハ 同令第7條ノ貸付ヲ受ケタルモノト 看做サレ候ニ付テハ此等ノ林野ニ 付テハ造林成功シタルモノトシテ 讓與ヲ 出願シテ 所有權ヲ回復セシメ又禁養ノ實跡ナキモノニ付テハ新ニ森林令ニ依リ造林貸付ヲ 出願セシメ造林成功ノ後改メテ讓與ヲ受ケシムル様一般ニ周知方御取計相成度此段及通牒候也⁴⁴⁾。」その場合は新たに制定した森林令に於いて讓與の方法を規程した。

3) 国有地の可否について:「右く府尹・郡ニ於テ所有權ノ証明ニ公示ヲ爲シ… 國有ニ非サルヤ否ヤ點…」ハ府尹・郡守ニ於テ直接査定スヘキモノナル旨…^{45]}」とあり, その様な問題は朝鮮林野調査令⁴⁶⁾第10条「隆熙2年 法律第1号 森林法第19條ノ規定ニ依リ地籍ノ届出ヲササリシ爲 國有ニ歸屬シタル林野ハ 舊所有者又ハ其ノ相續人ノ所有トシテ之ヲ査定スヘシ」と規定した.

森林法第19条による膨大な民有林野調査・測量事業は成果がなく, 林野調査令と同施行規則制定で水の泡になってしまったのである. 一連の令施行規則は次の通りである.

朝鮮林野調査令

第十條 隆熙二年法律第一號森林法第十九條ノ規定ニ依リ地番ノ届出ヲ爲ササリシ爲國有ニ歸屬シタル林野ハ舊所有者又ハ其ノ相續人ノ所有トシテ之ヲ査定スヘシ

朝鮮林野調査令施行規則

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ緣故ヲ有スル國有林野ニ付朝鮮林野調査令第三條ニ依リ申告ヲ爲スヘシ

一 古記又ハ歴史ノ證スル所ニ依リ林野ニ緣故ヲ有スル寺刹

二 隆熙二年法律第一號森林法第十九條規定ニ依リ地番ノ届出ヲ爲ササリシ爲國有ニ歸屬シタル林野ノ従前ノ所有者又ハ其ノ相續人

三 開墾, 牧畜, 造林又ハ工作物ノ建設ノ爲林野ヲ借 受ケタル者

四 隆熙二年法律 第一號森林法施行前適法ニ古有ヲ爲シ引 續 禁養ヲ爲ス者
同規則

第九條 朝鮮林野調査令第十條ニ規定スル林野ノ査定ヲ求ムル者ハ同令第三條ノ申告ト同時ニ其ノ旨道長官ニ願 出ツヘシ

しかし, 1929年朝鮮特別縁故讓与令第2条第2項「森林法第十九条ノ規定ニ依リ地籍届出ヲ為ササリシ為國有ニ歸屬シタル森林ニ在リテハ其ノ従前ノ所有者又ハ其ノ相續人ニ讓与スル事ヲ得ル⁴⁷⁾」により規定して救済した.

3.6 測量教科書

当時の測量教科書は1905年6月26日の土地調査をするために度支部司税局の量地科に設置した測量技術見習所(講習所という記録もある⁴⁸⁾)で使われていたものと, 民有森林測量のために民間で編集し, 各測量学校や講習所で使われたものとに大別される. 前者は土地測量術(圖根及細部測量之部, 度支部, 1908年7月25日)と, 土地測量術(小三角・水準測量之部, 度支部, 1908年12月)の2冊がある, 土地測量術の内容は漢文と日本語が混合されている. 翻訳に時間がかかることから, 表紙だけを変えて製本した.

測量技術見習所は土地調査測量のための官によるものであり, 私立測量学校は民有森林測量のための自生的な機関であった. 測量教育の目的は同じであるが, 前者は土地を, 後者は森林を対象としていた. 土地測量術(圖根及細部測量部)は非常に人気があったようである. 土地測量術を朝鮮語で訳したものが, 1908年9月から3ヶ月間, およそ8000部を販売している⁴⁹⁾. 如何に民間の測量への関心が高まっていたかが推測できる. 後者は民有森林測量のために民間によって発行された教科書であり, その内容は本の題名, 著者(序文と書いた人), 頁数, 発行所, 発行年月日, 価格, 所

蔵場所、その他等を次のように整理した。

① 土地測量法

李漢龍, 卞榮晩, 尹益善による序文があり, 右綴漢式の製本となっている。四六判漢文と朝鮮語が混用されている。全部で 62頁, 光東書局で1908年6月11日に出版されている。当時の40錢の値段で, 大韓帝国の最初の西歐式の測量書となっている。韓国地籍博物館に所蔵されている。

② 精選土地測量法

朱榮運・李海東の共著である。呂圭亨・姜大成の序文(校閲)があり, 右綴の漢文と朝鮮語が混用されている。出版社は大東書林, 1908年7月に出版されている。値段は40錢, これも韓国の地籍博物館に所蔵されている。



図3.5 精選土地測量法(1908年7月)

③ 量地法

著者は李聖實であり, 四六判の漢文と朝鮮語が混用されている。本文70頁であり, 数表の40頁を含めて合計112頁となっている。中橋測量事務所所属の発行所は博学書館, 発行年月は1908年7月25日であり, 値段は80錢。韓国の地籍博物館に所蔵。

④ 精選図根測量術

この本は本物が見つかってないため, 1908年7月25日に掲載された皇城新聞の広告に習って次のように整理してみた。①図根測量の道線法と図根式の面積測量法だけで作成, 精選土地測量法とその他の細部測量法を勉強した者が継続学習できるように編集。②この本にある図根の道線測量法は, 広大な田んぼ及び家屋の測量に非常に便利である。また, 図根の面積測量法は広い山林・原野・荒蕪地及び墳墓, その他の面積を測量するのにいっそう便利なもの。③この本にある図根測量法は数学が不得意な人が学習するのに非常に便利である。代数・幾何・三角等の高等数学を使用せず, 文章が容易であり, 意味が詳細であるためどんな人でも自習可能なものである。

⑤ 最新野田山林實地測量法

著者は柴田榮吉⁵⁰⁾であり, 陳熙星が訳している。右綴の四六判, 漢文と朝鮮語を混用しており, 本文は188頁, 数表の5頁を含めると, 合計192頁になっている。京城の義進社で1909年1月15日に出版されている。価格は60錢, 地籍博物館所蔵。

⑥ 新撰測量学全

編著者は金澤吉となっており, 兪吉濬が序文を書いてある。右綴の四六判で, 漢文と朝鮮語が混用されている。本文は160頁であり, 法令等の46頁, 例示図面が6頁の合計212頁, 出版社は同文館であり1909年1月15日に発行されている。版權は興士團内の大韓測量總管會, 専売所は廣徳書館,

分売所は金龍商會，値段は80錢となっている。同文館発行韓国大田市のハンバツ教育博物館に所蔵されている。

⑦ 新撰地形測量術

実物は見当たらない。これも1909年3月25日皇城新聞の広告に頼る。著者は勉齋洪鍾大⁵¹⁾であり，次のような広告がのせている。「現在のわが国の測量講習所と各設計事務所において応用する技術は，細部・図根測量を越えない。山林・原野等，実地の現象と高低測量に適用されたものを，洪君が多年の教授の経験から，図刑50個あまりを利用して説明しているため，細部を卒業した皆様は自習するのに便利な一大の宝物なので，早めに購入し読むこと⁵¹⁾。」唯一書店總販。以上の測量教科書の共通点については次のように整理できる。

- 1) 著者は最新田野山林実施測量以外はみんな朝鮮人であり，測量技術見習所の修了生たちである。
- 2) しかし著者は朝鮮人でも内容を見ると日本の測量本翻訳である。
- 3) 序文を書いた先覚者は測量の必要性を強調し，民有森林測量施行を勧告している。

3.7 測量機器

(1) 測量機器の販売

「京城ノ如キニアリテハ私立測量学校ノ日ニ月ニ増加シ測量器機販賣店ノ店頭ハ常ニ韓人顧客ノ踵ヲ絶タス⁵²⁾」とある。測量商店はこのように盛んであったことが伺える。その測量機器は日本人以外の製造が出来ないため，価格が非常に高い。しかしながら，購入せざるを得なかった。当時，測量機器の一式の価格は35円であった。測量機器を販売するソウル泥岷(現在の忠武路)の日本人のお店は，そのお陰で10倍の利益を得て，金儲けをした⁵³⁾という。また，梅泉野録によれば平板一式で70円である⁵⁴⁾。その当時の麦1呎に3円60錢であったので，麦20呎の価格になる。日本人が暴利を得たことが図3.6の様子からもわかる。



図3.6 日本人の測量機器店舗と購入する朝鮮人 資料:ソウル新聞1974年11月25日

測量商店は日本人だけではなく、朝鮮人の商店も漢城（今のソウル、以下ソウルと表記）・大邱・釜山港にあった。また、ソウルの李完奎，平安北道・熙川郡の洪基協等は測量機器を製造して、新聞に広告を出している。朝鮮人の測量機器商店はソウルに金應龍の金龍商會，大邱に東美運送部總務の李重來⁵⁵⁾，釜山港の本町に權順度と李炳夏の大放売所⁵⁶⁾していた。

日本人の商店は釜山の近藤支店⁵⁷⁾，平安北道の宣川にある河野商會⁵⁸⁾，ソウルの南部・竹洞にある長谷川測量機器

舗(図3.7)，ソウル長洞のシノサキ器械店⁵⁹⁾であった。張敬和はソウル永楽町の赤内前で本店を，咸鏡南道・北青郡・西門外で分店を設置して，測量・製図器機を販売⁶⁰⁾していた。

金龍商會の広告が図3.8である。金龍商會では測板が3元，三脚が2元50銭，照準儀が7元，羅針盤が1元70銭，布卷尺が3元30銭，求心器が40銭，垂球が30銭，標尺の9尺用が80銭，6尺用が50銭等の平板一式が18元で販売していた。平板一式の値段は先に挙げた値段の約4分の1である⁶¹⁾。これに依り梅泉野録の記録は誇張したのかもしれない。

(2) 朝鮮人の平板製造

民有森林測量の期間，朝鮮人が平板を製造した記録が2件ある。測量機器の製造について，ソウルの李完奎の場合，「本人が測量板械を正密に製造して，安い値段で販売している。皆さん。お出てください。漢城西署藥峴三巨里 第251通7号。李完奎の告白⁶²⁾」とあり，その他の1件は平安北道の洪基協の場合で，「平安北道・熙川郡にいる洪基協が測量機械と沙鉢時針を製造したが才能が巧妙であるので，皆は驚いていた。⁶³⁾」とある。ソウルと平安北道での製造販売をしていたので，必要



図3.7 長谷川測量機器店舗の広告

資料:1909年5月20日広告



図3.8 朝鮮人の測量商店広告

資料:大韓毎日新聞1909年6月22日 主人 金 應龍

な人は安い値段で購入が可能であったことが容易に推察できる。

3.8 測量学校出身者の行方

地籍届は法定時期である1911年1月23日に締め切りをしていた。大韓帝国の学部(文教省に該当)で1910年3月、土地調査を目的に官立漢城外國語学校⁶⁴⁾にて、臨時土地調査技術員養成所を、また、官立漢城高等学校⁶⁴⁾にて臨時土地調査事務員養成所を、また、同じ目的で1910年3月には、大邱・平壤・全州・春川等での農林学校にて測量速成科⁶⁵⁾を、1912年5月には朝鮮総督府の臨時土地調査局事務員及び技術員養成所を設立し測量技術者を養成したので、測量学校の必要性が無くなっていた。測量学校を卒業して民有森林測量に従事した測量手はどこに行き、何の分野で働いたのだろうか。ここに、朝鮮人の土地測量職員の出身学校を、表3.3にまとめる。

表3.3で、「普通学校、その他の私塾」の項目は全体で3,514名中、63%に該当する2,218名であり、種別の中で最も多い。他の学歴のない者だけを記載した臨時土地調査局の養成所444名の5倍に当たる。私塾は大韓帝国時代の終わりごろ、教育救国をする目的で民間人により設立された学校。私立学校とは、森林法第19条の森林測量のために設立した測量学校である。普通学校と私塾及び、教育救国のための私立学校と測量学校の人員の区別はない。

しかし、私立測量学校出身が多いものと思われる。彼等は測量の技術と経験があるが普通学校と塾出身はそれが無かったからである。前述した通り表1の測量学校187校の條了生1校10名に計算したら1,870名と算すればほとんどが私立測量学校出身である。この推論が正しいのなら、朝鮮半島の土地調査は私立測量学校出身の技術者が多く寄与したものと見える。土地調査従事員の相当の技術者が林野調査に転じたから林野調査にも主役に立つようになった。

表3.3 朝鮮土地調査時点の朝鮮人の職員学歴区分表(1916年1月現在)

学校名	書記	書記補	技手	技手補	雇員	計	比率 ^{*)} (%)
併合前諸学校	31	3	30	5	22	91	3
度支部養成所	39	0	174	0	1	214	6
本局養成所	45	23	187	112	77	444	13
其ノ他養成所	4	0	0	3	3	10	0
内地諸学校	5	3	0	0	1	9	0
實業学校	29	36	154	60	42	321	9
高等普通学校其ノ他普通学校	32	2	50	17	32	133	4
簡易実業学校	4	4	5	23	38	74	2
普通学校其ノ他私塾	220	48	871	308	771	2,218	63
合計 ^{*)}	409	119	1471	528	987	3,514	100

^{*)}合計と比率は著者が補完したもので、比率は総人数(3514)に対する出身校別の割合(%)である。

資料:朝鮮土地調査事業概覧, 1916, 朝鮮総督府臨時土地調査局46, 47頁

3.9 おわりに

本論では1908年1月21日の森林法制定から満3年間の同法施行期間内での民有森林測量の実状

を整理した。森林法(第19条)は企画・政策・準備等が無い状態で制定した無謀な法律であつた。そのために全国が教育に、測量に、地籍届けに、大騒動が起こつたのである。貧しい私有森林所有者は相当の測量費を出費しており、主管官署は必要の無い相当の尽力を浪費していた。その結果はすべて無効になり、その後の1918年に林野調査測量をする時新たな施策が始まつた。しかし、本論の結果からして、このような無謀な森林法であつたが、朝鮮の測量教育分野において次のような結果をもたらしたのである。

- 1) 森林法の制定により、測量の学問と技術が一般に十分に認識されるようになった。また、民間が全国各地に設立した私立測量学校、教科書、測量機器等を通じて、測量の学問と技術進歩が進んだ。
- 2) 私有所有者は自分自身の所有権を放棄した者も多かつたが、相当の関心を持つことになつた。林野の主要性に対しても認識が新たになつた。
- 3) 手数料規程と、資格証等の韓国では最初の制度が生じたと言える。
- 4) 私立測量学校の卒業生は日本の植民地支配時に、土地調査に多く参加して、その技術と経験を十分に発揮していた。言い換えれば、土地調査の事前準備・教育・実習であつたとも言える。

第4章 朝鮮林野調査事業の問題点の探究と分析

4.1 はじめに

(1) 研究目的と資料と先行論文

朝鮮の日本帝国主義(以下日帝と省略する)植民地時代であった1914年から1925年まで施行された林野調査事業に関して、既往の研究と異なる様々な事実を探究し、この事業が十分に達成できなかった原因などを指摘し、これを大韓民国の時代に補完した過程を明らかにすることが本研究の目的である。本研究を進めるに際し、『朝鮮林野調査事業報告書』(朝鮮総督府, 1938), 『朝鮮総督府林野調査委員会報告』(林野調査委員会, 1936), 同府同会例規(1933), 『林野調査終末報告書』(朝鮮13道, 1924)などの資料を用いた。

本林野調査事業に関する先行研究の中、論文としては權寧旭(1965)「朝鮮における日本帝国主義の植民地的森林政策」『歴史学研究』(No. 297)が最初であり、その後33年を経て姜英心(1998)の論文「日帝の韓国山林収奪と韓国人の抵抗」(梨花女子大学博士学位論文)の論文が出された。単行本著書としては、崔炳澤(2009)『日帝下朝鮮林野調査事業と山林政策』(プルン歴史), 李宇衍(2010)『韓国の山林所有制度と政策の歴史1600~1987』(一潮閣)がある。これらはいずれも林野所有権の創出と紛争及び日帝の掠奪性を主眼点としている。これに対し、本論文では林業政策、試験事業、経費、法規、未完成部分の問題点について分析しており、このような視点が既往の論文と大きく異なる。

4.2~4.5節の内容は朝鮮林野調査事業の中で相互に関連している。まず、4.2節では朝鮮総督府の政策の不備により、林野調査事業が大幅に遅延した状況について述べた。次に、法規を制定した後に事業を施行するという常道を無視して、不完全な内規によったり事業進行中に規則を制定したりしたため、事業進行に支障をもたらした経緯について4.3節で説明した。また、調査事業の従事者に対する賃金が低いことから離職者が多くなった状況を4.4節で述べた。最後に、看做林野図、未成筆林野図、特に未登録島嶼が多数あったことを4.5節で指摘した。

(2) 研究方法

『林野調査終末報告書』は、韓国安全行政部傘下の国家記録院に所蔵されている文献で、まだ学界では十分に研究されていない原初資料である。本研究ではこの資料を精読し、『朝鮮林野調査事業報告書』と比較検討して問題点を探究した。

上記両報告書に記載されていない点などについては、関係する韓国の各所管庁に文書または電話等で問い合わせ、それらの内容を分析・整理した。特に島嶼については調査内容の欠落や誤りが多く、国土海洋部、大韓地籍公社から新規登録、定位置の測量に関する資料を提供していただいて分析した。

4.2 林政の貧困と不備

(1) 林野調査事業と朝鮮総督府の政策不在

林野調査事業は1914年12月5日咸鏡南道咸興郡盤龍山の試験事業から始まり¹⁾、1925年4月17日平安北道渭原郡で終わっている²⁾。つまり林野調査事業は10年4ヶ月12日の期間を要している。道別の林野調査事業の着手および完了年月日は、各道の『林野調査終末報告書』(朝鮮13道の報告書13巻。但し、全国の報告書としては別に『朝鮮林野図調査事業報告書』がある。)に記されており、

表4.1に示すとおりである。なお、平安北道が一番遅くなった理由は、1923年4月19日に道庁で火災が発生し、内業中に使用していた書類が消失した³⁾ため、再度調査測量を実施したことによる。

調査施行の順序は次のとおりである。まず、申告期間告示林野所有者の申告書を提出する(図4.1)。次に、申告書によって図4.2の通り現在測量を施行する。その後、図4.3の通り林野台帳作製の草案林野調査書を作成する。これを従覧した後に林野台帳と林野図を作製する。完了後は図4.4の通り功労金を支給した。終了後は図4.5の通り各道は林野調査終末報告書を総督府に報告した。

表4.1 林野調査事業の着手および完了年月日

道名	着手年月日	完了年月日	道名	着手年月日	完了年月日
京畿道	1916.10.20	1924.12.11	黄海道	1917.5	1924.12
忠清北道	1916.10.22	1922.3.17	平安北道	1917.6.18	1925.4.17
忠清南道	1916.5.3	1921.5.12	平安南道	1917.5	1922
全羅北道	1918.7.7	1922.5.30	江原道	1917.4.19	1924.11.10
全羅南道	1917.1.30	1924.7.3	咸鏡北道	1917.4.11	1925.1.8
慶尚北道	1917.10	1924.7	咸鏡南道	1914.12.5	1925.1.28
慶尚南道	1916.11.15	1924.8.9	—	—	—

資料:各道林野調査終末報告書

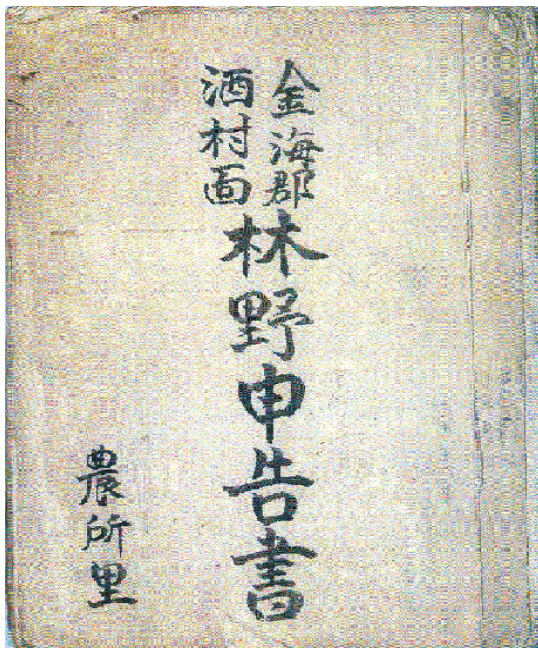


図4.1 林野申告書表紙 慶尚南道 金海郡 酒村面 農所里 林野所有者が提出した申告書綴

資料: 大韓地籍公社 地籍研修院 史料室



図4.2 林野調査測量 1920年初京畿道管内

資料:京畿道林野調査終末報告書, 國家記録院

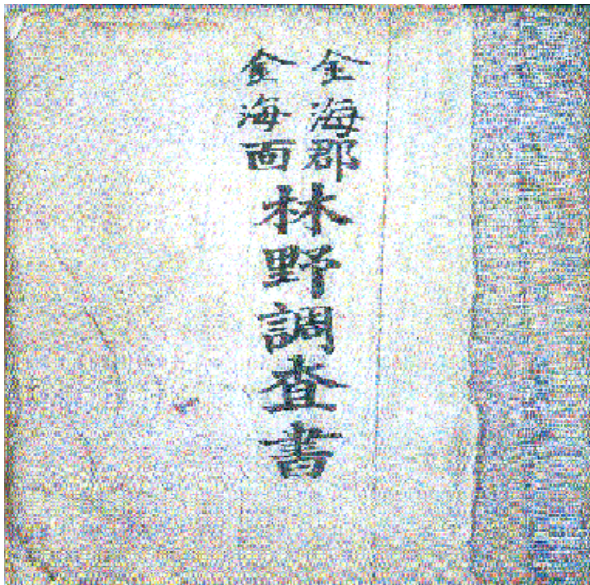


図4.3 林野調査書表紙 慶尙南道金海郡
林野調査書
資料:大韓地籍公社 地籍研究院 史料室

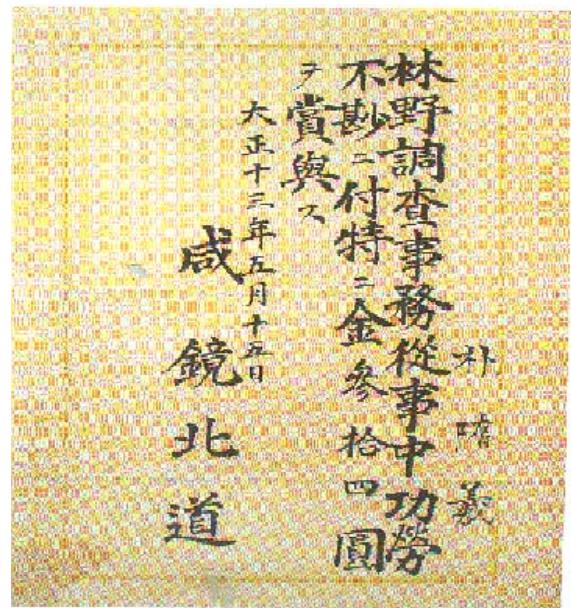


図4.4 林野調査功勞金授與状
(1924年5月15日)
從事者朴隋義 功勞不尠14圓を咸鏡北道が賞與す
資料: 地籍博物館

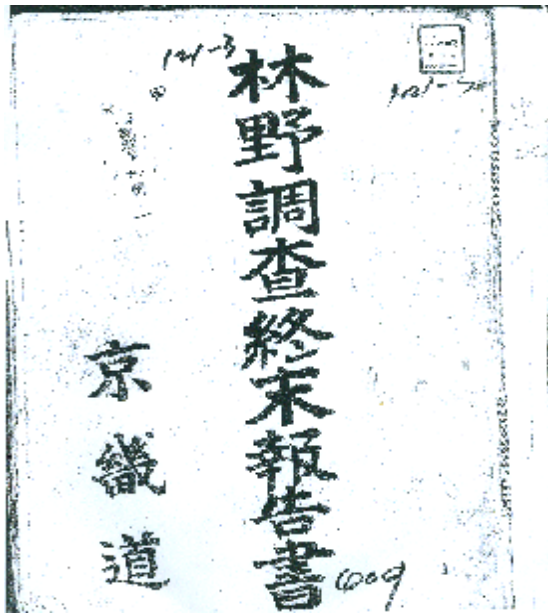


図4.5 京畿道林野調査終末報告書(1924年)

資料: 国家記録院

林野調査委員会の官制(朝鮮林野調査令ニ依り爲シタル査定ニ対スル不服, 申立シテ採決シ並査定及採決ニ関スル裁判を爲官制第一條)は, 1918年4月19日勅令第110号で制定され, 5月1日から施行されることになったが⁴⁾, 裁決業務が遅れたため1919年2月10日にやっと開始された⁵⁾. しかし, 林野調査委員会がいつ廃止されたかははっきりしていない. 1930年9月17日勅令第271号に委員会官制が変更されたが⁶⁾, これは人員を削減する内容だったので, その後相当の期間継続されたと思われる. しかし廃止されたことを示す勅令はないし, 『年度別部会度数表』の末尾に「1936年1月現在度数」が載っていることから推測すると⁷⁾, この時期に廃止されたと思われる. 林野調査委員会の廃止を1936年1月末とすれば, 林野調査

着手から21年1ヶ月を要したことになる. 林野調査委員会の官制上の期間は17年9ヶ月, 事実上の執行期間は16年11ヶ月, 林野調査事業期間と並行した期間は7年である.

『朝鮮林野調査報告書』には, 林野調査事業は1916年10月20日から1924年(末)まで8年2ヶ月⁸⁾と記載され, これが定説になっている. しかし朝鮮林野調査令付則第2項に「本令施行の前に道長官が行った林野の調査に関する手続き, その他の行為で朝鮮総督が指定した地域の中の林野は本令にしたがって行ったものと見なす」⁹⁾とされ, 林野調査令以前の事業を認めているので, 法以前の事業期間を切り捨てる理由はないだろう.

前述した事業の着手・完了年月日を見ると, 朝鮮林野調査令の発布以後事業を施行したのは, 全羅北道の1918年7月7日着手1ヶ所だけである.

「1919年以後 … 總督府ニ於テ全道ニ亘ル調査ノ計劃ノ大綱ヲ示サレ各道ニ依リ直接調査ヲ實施スルコトナリタリ」¹⁰⁾となっているが, 具体的な内容は記載されていない. これは「事業計画の中樞たる總督府には勿論専任職員を置かず」¹¹⁾と記されていることから, 当然な結果だと思われる.

「林野調査事業企劃當時は土地調査事業の終末期に際し本事業も土地調査局をして續行せしむべきや朝鮮總督府の直轄事業として施行すべきや … 關係當局に於て慎重研究協議結果… 機宜の便法として實行機關を2段機構と爲し調査及測量を府尹(今の市長)・面長の事業と爲し…」¹²⁾とした. ここで「土地調査」は朝鮮土地の調査及測量であり(朝鮮總督府土地調査局管制第一條), 又二段機構は道知事と府尹又面長である.

「當局者の最も腐心苦慮したる所は ① …求職者の比較的永續性を希望するは人情の常なるに一府面の事業は頗る短期間なるが爲自然適材を求めると雖假りに適任者を得たりとするも常に浮動的にして屢異動を免れざるべく ② 面長は…如特殊業務の指導監督に充分期待し難き實情に在るのみならず動もすれば取扱方區區に流れ各府面調査の統一を缺くの虞なき能はず ③ 査定官廳たる道に専任職員を配置し之が指導監督に當らしむと雖小數の職員は散在せる多數の各府面に對し是亦到底充分なる活動を望み難く ④ 其他事業上必要なる諸般の設備又は調査費の經

理等に關する不利不便甚少ならざる…」¹³⁾

腐心したことが後になって現実に現れた。当初からこのような課題がわかっていたのに、前者(即土地調査局又は朝鮮総督府)を捨てて後者(即苦慮した4項)を選択したのは失策だと言わざるを得ない。ちなみに林野調査の施行期間は1914年12月5日～1925年4月17日(3年8ヶ月間)と、期間は異なるが土地調査期間と重複する。

林野も土地の一部だが、何故別に調査測量したのか、その理由は度支部次官荒井賢太郎の要請で大邱財務局長川上常郎が著述した「土地調査綱要」に答えがある。これには以下のように記されている。

「…比際土地調査ヲ実施スルモ宜シク山林原野ヲ除外スベキナリ。斯如ク荒廢ニ歸シ近ク収ク利ヲ望ムヘカラサルテ山村原野対シ本調査ヲ及ホスハ毫モ実益ナキノナラス全面積大部分ヲ占メル山林原野ニ対シ本調査ヲ及ホスハ一、実益ナカシテ徒ニ經費ノ大部分ヲ空費スル愚ニ了ルベシ。故ニ當局現下ノ状態ニ於テハ主トシテ田畓等、利用地ニ対シ一ハ以テ権利安固ヲ与ヘ一ハ以テ租稅徵收ノ実益ヲ挙ケン事ヲ目的トシ本調査ノ範圍ヲ局限スルノ必要アルヲ信ス」(川上常郎「土地調査綱要」度支部、1909年李鎮昊訳註図名図書出版ウムル(井)2001年)

また朝鮮林野調査事業報告書の著者も「耕作地と異なり林野の調査作業頗る困乱なるもの之が実行には土地調査費に数倍する巨額の經濟を要するに拘らず當時林野に対する一般の認識及經濟状態は如新巨大なる犠牲を必要とせざり…」と記述した。

また林野台帳の林野と土地台帳の林野がある。また後述する介在地は当然に土地台帳に登録すべき田畓が林野内に介在したという理由で、林野台帳に登録された。以上のことが土地と林野と別々に執行した問題点である。

「林野」は林野台帳林野図に登録したものと土地台帳地籍図に登録したものがある。前者の縮尺は3,000分の1あるいは6,000分の1、後者は1,200分の1または2,400分の1である。後者は一名落山林野とも言う。その条件は①田・畓・垈・池沼・雜種地・社寺地・墳墓地・鉄道用地に囲まれたその面積が大略5万坪以内のもの、②周囲の大部分は農耕地、垈に囲まれて唯一部分だけ主の林野に接触していけれども、その部分が道路・河川・溝渠・城堞・鉄道線路によって事実上中断され、その面積が大略1万坪以内のもの、③地勢が平坦で容易に開墾ができる芝地などで、道路・河川・溝渠などによって主な林野と区画された1万坪以下のもの、④島嶼の面積制限は一般に約34坪以内だが、包囲または区画された範囲である。ただし、土地が湖海に接したものは、その部分が周囲の3分の2以上にまたがるものについては、約1,000坪以内である(李鎮昊:「韓国地籍百年史」IV旧用語辞典、大韓地籍公社、p.721, 2005年)。

(2) 試験事業の問題点

日帝が土地調査を施行することを決定し、予定筆数を調べる作業は1904年にさかのぼる。目賀田種太郎は大韓帝国に行く前の1904年8月29日、大蔵大臣の官邸で大韓帝国に行く財政顧問に21項目の調査方針を指示したが、「韓国の土地を整理して所有権を明確にする」(第4項)ことと「所要予算と予定筆数を調査する」¹⁴⁾(第21項)ことが、この調査方針の内容に入っている。

しかし、彼はこれを完成できず、1907年10月20日に日本に帰り、度支部(財政部)次官荒井賢太郎がこの方針を継承して1909年11月17日から1910年2月20日まで畑、田及び宅地に関する試験事業を行っている。農商工部と各道の試験事業一覧表は表4.2のとおりである。

1916年10月20日から京畿道富平郡¹⁵⁾府内面¹⁶⁾、多朱面¹⁷⁾、桂南面¹⁸⁾において林野調査試験測量

が施行された¹⁹⁾。土地調査の際もこの段階で試験事業が行われたが²⁰⁾、これは予算を見積もるに際

表4.2 農商工部と各道の試験事業一覧表(施行時期順)

順番	部・道名	試験年月日	内訳	根拠(林終報)
1	農商工部	1916.10.20	京畿道富平郡において	p.10
2	咸鏡南道	1914.12. 5	咸興邑背後盤龍山	p.205
3	忠清北道	1916.10.22	清州郡四洲面他5個面において	p.220
4	平安南道	1916	大同郡古平面, 西川面において	p.428
5	慶尚南道	1917. 2	東萊郡南面他6個面において	p.312
6	平安北道	1917. 6.18	博川郡において	p.832
7	咸鏡北道	1917.10.15	鏡城郡朱南面, 梧村面において	p.325
8	黄海道	1917	海州郡長淵面において試験調査	p.12
9	全羅南道	?	羅州郡において	p.5

して必要な予定筆数を調べるためであった²¹⁾。農商工部が試験調査を実施した富平郡をはじめ、他の各道でも試験調査を行っている。

実施された調査事業の一覧を表4.2に示す。富平郡において試験調査測量をした理由は、土地調査の場合と同じく、①高い山岳地帯がなく、②京仁鉄道が運行しているため交通が便利で、③特に鉄道沿いなので林野所有権の意識が高く、測量業務遂行上容易だったからである。しかし、高い山がないという条件の試験調査測量は、林野調査事業の場合には不適切である。又、山の付近には鉄道がないため交通も不便で所有権の意識も低い。土地とは反対の条件だが、何故同じ場所を標準地に選択したか、理解出来ない。試験調査測量の目的は、土地調査測量と同じように所要予算と予定筆数の把握、技術の習得にあるとみられるが、土地調査の場合は試験報告書²²⁾があったが林野にはこのようなものがなく、詳しい内容はわからない。

富平郡の試験測量の結果、調査所要筆数は1面平均1,000筆となり、全国12府、2,508面に対して2,520,000筆と見積もられた。比較的権利に対する意識が高い朝鮮南部から調査を開始し、順次朝鮮北部に拡大し、1917年から1922年(6年間)までに完成するように調査計画が立案された²³⁾。

3年間実施した結果、当初の計画に比べ最終的には959,000筆が増加した。調査筆数が全体で約325万筆になり、当初の計画を変更するしかなかった²⁴⁾。

表4.2以外の京畿道のようなところは、「林野ノ筆數ハ全然之ヲ窺知スルヲ由カカリシカ故ニ府郡廳ヲシテ比較的信頼シ得ヘキ各郡各面の森林保護組合、地籍届臺帳、證明登記臺帳、其他地主總代、區長等ニ就キ調査セシメ大体の概數ヲ得タリト雖之ヲ以テ直ニ計劃シ難ク3割及至4割ノ増加ヲ見込ミ15万6千筆ト豫定シタリ。然ルニ調査實施ニ迫ヒテハ各郡共筆數意外ニ増加シ更ニ5割及至6割ノ增多ヲ見ルニ至リ當初計劃ニ著シキ蹉跌ヲ來シタリ」²⁵⁾と記録されている。これは同じ京畿道において農商工部主管で試験調査が行われたが、その結果を全然活用せず、別の様々な資料を参照して予定筆数を決め、それに加算したが、調査を実施してみると予想以上に増加し、計画に齟齬が生じたことを示している。試験調査をした後の『林野調査終末報告書』には予定筆数についての記録がなくて詳しいことはわからないが、事業途中に林野内の介在地筆数も生じ、予想より増加して事業の遂行に支障をきたしたことがわかる。そのため、予算の追加、従事者の増員、及びそれに

伴う事業の実施期間の延長が生じた。

林野調査の場合は、土地調査より予定筆数を決めるのが難しい。まして前例もないし、参考資料もない状態である。従って、各道における調査では、多くの苦労を経験していることが推察される。

農商工部と各道の9ヶ所において試験事業が行われた。その結果、測量経験をj得るという一つの目的は達成したものの、予定筆数は不正確で、事業計画とその進行に大きな障害が生じたことは確実である。各道における試験調査の際、より広範囲でより正確に実施されていれば、このように約96万筆が増加するという大きな問題を起こすことはなかったものと推察される。

(3) 林野所有者の多大な経費負担

大韓帝国政府は1908年1月21日、森林法を改正しこれを公布した。その時はいわゆる日帝の総監府時代だったため日本人の道家充之が制定し、森林法第19条の民有林の地籍届出に規定した²⁶⁾。

「政府はこれを施行するために何の助成も用意していなかったため、民有森林所有者たちは測量費を自費で支払い、しかもその結果得られた地籍圖面は何の法的効力も持たず1918年の朝鮮林野調査令(第10條)によって白紙に戻ってしまったのである。」²⁷⁾

その時大韓毎日新報には「100圓の利益があると見込まれる土地に、測量のため400圓の費用を支拂うのは言語道斷の話で、國民には何の利益もない」²⁸⁾と掲載されていて、林野土地価格より測量費がはるかに高いことを指摘している。

1908年の旧韓末森林法に、民有森林測量に関する次の記述がある。「民有森林測量は個別に、また散發的に行われていた。最初は一定の手数料規定さえもない状態であった。民有森林所有者の多くは文盲者で代書業者に委任し、代書費と測量設計費を支出していた。」²⁹⁾ この文書は、民有林野の所有者は代書費と測量費に相当する経費を実際に支出したことを示している。面費負担額は表4.3のとおりである。

その10年の年後の1918年の『朝鮮林野調査令』には、林野調査事業に要する経費について次のように記載されている。「本事業(林野調査事業)に要する経費は調査測量及査定の二者に区分し前者を調査の主體たる府及び面の負擔後者を國の負擔とし其の府面の負擔に屬すべき経費は土地の所有者又は國有林野の縁故者(開墾又は造林した者)に之を賦課することとせり蓋し土地調査に於けるが如く全部を國の負擔とするの理想的なるは論を俟たざる所なりと雖當時の財政状態は到底之を容さざるものあり」³⁰⁾。

ここで国が負担する査定経費は、調査測量に要する測量、製図用器具、機械、図簿用紙類、府面監督費である³¹⁾。一方、面費負担額は以下に示す『京畿道林野終末報告書』林野整理調査内規第6條に規定されている。

表4.3 面費負担額 (単位:円)

1筆面積	1筆当たり徴収する金額	1筆面積	1筆当たり徴収する金額
1町歩以下	0.20	70町歩 以下	4.00
3町歩以下	0.40	100町歩 以下	5.00
6町歩以下	0.70	150町歩 以下	6.00
10町歩以下	1.00	200町歩 以下	7.00
20町歩以下	1.70	250町歩 以下	8.00
30町歩以下	2.30	300町歩 以下	9.00
40町歩以下	2.80	350町歩 以下	10.00
50町歩以下	3.20	400町歩 以下	11.00

資料 『京畿道林野調査終末報告書』別冊林野整理調査内規

「第6條 土地の所有者または縁故者に負担させる経費は次の範囲の中で道長官の認可を受けて府尹または面長がこれを徴収する. 400町歩以上は100町歩が増加するたびに1圓を足し, 100町歩未満が増加する場合には100町歩で計算する.」

一方、『慶尚南道林野調査終末報告書』は「林野調査令發布前調査ニ着手シタル地域ノ経費ハ本府(總督府)ニ於テ制定シタル林野整理調査内規ニ依リ徴収シタルモノニシテ…」³²⁾と記述されており, 前述した京畿道版の林野整理調査内規第6條と異なる内容となっている.

朝鮮林野調査令發布後は, 面林野割賦課規程準則を制定して第2條に以下のように規定した.

「第2條 前條 林野割ノ賦課額ハ林野1筆ニ付キ何十錢トス但シ一筆ノ地積四町歩ヲ超ユルモノニ在リテハ超過地積一町歩毎ニ二錢ヲ加徴ス³³⁾」

この準則には「何十錢トス一町歩毎ニ二錢ヲ加」とだけ書いてあるのみで, 何十錢がいくらなのか明示していないので, 前述した京畿道版の林野整理調査内規第6條の通り徴収したと思われる.

道別府・面経費の計は府面経費2,652,814円, 筆数3,445,063, 面積10,118町245, 1筆当たり経費は77錢である. これに対して国費から支弁された俸給, 調査費決算額は1,207,386円(31%)である. 府面経費は国費の2.2倍弱である. 林野所有者と国有林野縁故者は総費用, すなわち経費の69%弱を負担したのである³⁴⁾.

『朝鮮林野調査事業報告書』は, 「利害関係者は殆ど好感を以て之を迎へたる爲強制徴収に出づるが如き事例を生ぜず」³⁵⁾としている. 林野所有者は, 森林法施行時の出願費用に今回の林野調査令時の協議費, 林野割等, 林野所有者と国有地縁故者は多大な調査費を負担した上, 「一旦賦課徴収の後財界變動の影響を受け経費の膨脹を來し豫定経費に不足を生じたる賦課金」³⁶⁾も負担している. このように三重に負担した林野所有者が「好感を以て之を迎へたる」という報告は, 虚偽であると考えざるを得ない.

4.3 法規における問題点

(1) 林野関係法規

林野整理調査内規(1916年)以前に森林令が公布(1911年6月20日)され、同令第26条により隆熙(1908)法律第1号森林法は廃止された。また森林の中で国有と私有の区分規程が制定された(1912年)。この標準で「森林法第19条屈出ヲ為ササリシ森林山野ハ比の限ニ在ラス」即国有とする。1915年には国有林野区分調査内規を制定して、国有林野を要存・不要存林野を区分調査した。

表4.4に示すように、林野調査法規と森林法規をすべて整理した。この2つの法規はお互いに直接に関係があるからである。

また林野調査施行者である道知事は、別途規則・心得等を制定・施行した。本来、農商工部(後に殖産局)が一括して制定するのが妥当であると考えられるが、なぜそのようになったのかは明らかではない。道が施行した規則・心得等を表4.5に示す。

表4.4 林野(調査)関係法規(1911年～1943年)

順	法規	公布期間(官報)	種別・番号	出典
1	森林令	1911年6月20日	制令第10号	官報
2	森林令施行規則	1911年6月20日	訓令第74号	官報
3	森林山野及未墾地国有私区分標準	1912年2月3日	府令第6号	官報
4	国有林野区分調査内規	1915年2月9日	内規	
5	林野整理調査内規	1916年10月20日	内規	京畿道林野調査終末報告書
6	朝鮮總督府林野調査委員会官制	1918年4月29日	動令第110号	
7	朝鮮林野調査令	1918年5月1日	制令第5号	官報
8	同施行規則	1918年5月1日	府令第38号	官報
9	朝鮮林野調査令第3条ニ依ル申告心得	1918年7月27日	告示第182号	林野調査事業報告書
10	朝鮮林野調査令施行手続	1918年11月26日	訓令第59号	官報
11	朝鮮總督府林野調査委員会章程	1919年12月9日	訓令第51号	
12	林野台帳規則	1920年8月23日	部令第13号	
13	朝鮮總督府林野調査委員会事務分掌規程	1921年11月10日	内訓第1号	
14	朝鮮總督府林野調査委員処務規程	1922年9月20日	内訓第1号	
15	朝鮮特別縁故森林讓与令	1926年4月5日	制令第7号	官報
16	同施行規則	1926年12月25日	府令第87号	官報
17	林野測量規程	1935年6月12日	訓令第27号	

備考: 訓令・布令・告示・部令の前に「朝鮮總督府」は省略した。

表4.5 道施行規程・心得等

順	規程・心得・要項名	制定時期	種別番号	出典
1	林野調査委員会規程	1922年6月17日	江原道訓令第1号京畿道訓令第25号	江原・京畿
2	林野調査委員会規程	1918年12月10日施行		忠北
3	同事務分掌内規	1919年1月15日	忠北内訓第1号	忠北
4	林野調査測量員事務員採用心得			慶北
5	林野調査従事員勤務心得			江原
6	申告書作成心得			江原
7	野帳記入心得			江原
8	林野調査監督員及調査員心得			全南
9	林野調査実施及監督心得			平北
10	林野調査監督員外業心得			平北・慶南
11	測量手心得			慶南
12	内業従事員心得			平北
13	林野調査簿と林野図縦覧者心得			京畿・全南・咸北
14	林野總代心得			平北
15	申告書検査要領			平北
16	野帳検査要項			平北
17	原図検査要項			平北
18	調査書検査要項			平北
19	林野整理調査費取扱内規	1917年2月27日施行		慶南
20	林野整理調査心得	1917年2月27日施行		慶南
21	内業図書検査心得	1918年4月23日施行		慶南
22	林野調査検査員服務心得	1919年3月5日施行		慶南
23	異動整理事務取扱心得	1921年12月22日施行		慶南
24	異動地取扱心得	1922年3月20日施行		慶南
25	林野調査内業務取扱順序	1922年4月15日施行		慶南

表4.5を見たら道で制定施行した規程は25件で、最も多い道は慶尚南道の8件、規程がない道は忠清南道・全羅北道・黄海道・平安南道・咸鏡南道の5道(38%)である。制定施行日がない規程も15件あることから、全般に不備な規程と評価するほかはない。

(2) 林野整理調査内規

林野整理調査内規については、『朝鮮林野調査報告書』に「調査内規(草案)に基き一定の方式に準據し實行せるものにして…」³⁷⁾という箇所が出るだけでそれ以上の説明はない。

表4.6 林野整理調査内規一覧表

順序	種別	制定日	條項数	制定所
1	江原道版	なし	43	総督府(農商工部)制定, 林終報 p.153
2	平南版	1917.10.13	43	平安南道 制定, 林終報 p.484
3	京畿版	1917.10	69	京畿道で総督府内規を補完 林終報別冊
4	全南版	1917.9.20	34	題目林野調査實行方法内規 全羅南都林終報 p.15

資料 『林野調査終末報告書』(日本文), 国家記録院

各道林野終末報告書の中, 江原道版, 京畿版, 全南版に「林野整理調査内規」が載っている. 江原道版は制定日付がなく43條からなっている. 京畿版は1917年10月に制定され, 69條である. 黄海道は別冊に記したとされているが, その別冊は国家記録院に所蔵されていない. 平南に「1917年10月13日別冊と同様に林野整理調査 内規を定めて…」³³⁾ と記されているが, これは総督府農商工部ではなく, 平安南道で制定されたものである. 全羅南道においては, 題目は「林野整理調査實行方法内規」で, 34條が制定されて施行された³⁹⁾. これらのことを整理すると表4.6に示すとおりである.

江原道版の内規は, 平南版とかなり違う内容である. 平南版と江原道版の43條とは異なり, 京畿版は69條から構成されているので, 当然内容は違う. 『京畿道林野調査終末報告書』には「1917年10月道デ總督府案ニ基キ林野整理調査内規ヲ制定シ之ニ依リ實施シ」⁴⁰⁾と記されており, このことから京畿道の内規は, 総督府の内規を基につくられたことがわかる.

各道林野終末報告書の中で「朝鮮林野調査令制定の前には總督府農商工部において制定した林野整理調査内規により実行した。」⁴¹⁾と記録されている. しかし, 2.3の林野所有者の多大な経費負担の節で言及したのと同様に, 慶尚南道林終報には(p.492)江原道版にはない京畿版協議費第5條, 第6條により徴収したと記述されているので, どちらが農商工部内規なのかが判明できない. すなわち, 農商工部で江原道版内規を作った後, 京畿版内規を補完したのかどうかはわからない.

表4.6のうち平南, 京畿, 全南3道以外の10道では, 1916年10月20日から1918年5月1日に林野調査令が公布されるまで林野整理調査内規により調査測量が実施されている.

そうだとすると, 1914年12月5日咸鏡南道林野調査時から1916年10月20日林野調査内規制定時までの1年11ヶ月の間, どの法令に基づいて林野調査測量が実施されたのか記録が見当たらない. 実際には, この時もうすでに施行されていた土地調査令に準拠して実施されたと思われる. 以上述べた状況を図4.6に示す.

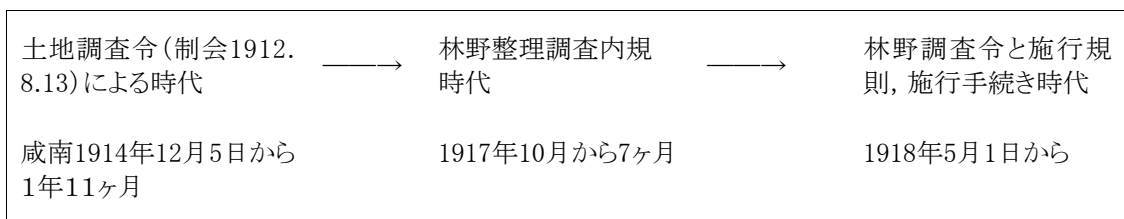


図4.6 林野調査の規準となる法規

(3) 林野内の林野以外の土地の調査条項制定遅延による混乱

林野整理調査内規はもちろん朝鮮林野調査令公布時においても、林野内、林野以外の畑、田、宅地などについては何の言及もなかった。ただ墳墓地に限って測量するようにした⁴²⁾。林野調査事業がかなり進行した後に、朝鮮林野調査令施行規則が改正され、林野以外の土地まで測量するように変更されたため、事業の進行上大きな混乱を招いた。

1918年10月25日朝鮮林野調査令規則中に改正された内容は以下のとおりである。

「朝鮮府令第104号 1918年10月25日

第15條 …林野内ニ介在スル林野以外ノ土地ニシテ土地調査令ニ依リ調査及測量ニ付之ヲ準用ス⁴³⁾ただし、之は林野調査令を指す。

これは法の常識上、朝鮮林野調査令「第1條林野の調査および測量は土地調査令によって行ったのを除いて本令による」のところで規定するべきだったと考えられる。法制定後6ヶ月も過ぎた後に改正したことは明らかにもう一つの失策である。介在地の事例は図4.7のとおりである。

一步遅れても林野以外の土地まで測量するように規定したことは良かったが、これによって進行中の事業に大きな支障をもたらしたことは否めない。黄海道では既調査地域を遡及し林野以外の土地測量を実施したため、煩わしくて複雑だったので計画を変更することになった⁴⁴⁾。慶尚南道では林野以外の土地の申告期間を再び公告し、臨時の調査班を特設し調査測量を実施した⁴⁵⁾。平安南道では当初は林野と林野以外の土地をすべて測量するようにしたが、林野と墳墓地だけを測量するようになり、施行規則が改正された後は当初と同じように施行した⁴⁷⁾。こうした混乱は上記の3道だけではなく、13道すべてに見られる。法令を完璧に制定しないまま施行した結果生じた明らかな失策である。林野以外の土地についても林野調査と同時に施行していたらこのような問題はなかつたらう。これらの林野以外の土地は山土地台帳、乙号土地台帳、別冊土地台帳において、番地の上に「山」を記入することになり「山3田」または「山3袋」と記されたので、山に登録された宅地という奇妙な土地が生じた。これらは後ほ土地台帳に登録されることになった。

山	地	台	帳	中	介	在	地	台	帳
全羅北道 沃溝郡(現 群山市)玉井里山17袋5反18歩 1921年9月30日査定, 1939年3月20日土地臺帳登録に依り抹消 土地臺帳209ノ1, 165坪 資料:群山市 民願課(金壯燮)									

図4.7 山土地臺帳中介在地臺帳

全羅北道 沃溝郡(現 群山市)玉井里山17袋5反18歩

1921年9月30日査定, 1939年3月20日土地臺帳登録に依り抹消
土地臺帳209ノ1, 165坪

資料:群山市 民願課(金壯燮)

4.4 従事者の待遇

(1) 低い職級と給与

林野調査事業の従事者の多くは、土地調査事業で判任官書記、技手として従事した者を再雇用した者であり、短期間の講習を終えた後、雇員として任命し事業を推進した。土地調査事業時を行う際には、臨時土地調査局養成所で8ヶ月～1年間の授業をうけ、雇員技手補(書記補)を経て判任官の技手(書記)に任命された⁴⁷⁾。従って、このことは林野調査事業を施行する上では、大変好都合なことだった。

『江原道林野調査終末報告書』の著者は、以下のように記述している。

「特ニ測量ニ至リテハ土地調査ノ細部測量ニ比スルトキハ著シク困難ニシテ常ニ峻嶺高峰ヲ辿リ三伏酷暑ノ喉喝ヲ慰セムトスルモ一掬ノ水ヲ得ル容易ナラス嚴冬ノ時高山ニテ峭料タル朔風ニ手足凍ルモ之ヲ避クルヲ得ス直接調査測量ノ衝ニ當ル調査員ノ労苦ノ甚シキ到底筆紙ノ盡スヘキニアラス

從テ監督ノ任ニ當ル者ノ老苦モ又著シトス然ルニ制度關係上調事員ハ面費支辨ノ職員トシ給與モ努メテ優待方針ハ執リタルモ經費ノ關係上厚キヲ得ス監督員ハ多ク雇員ニシテ然モ國家經費多端ノ爲ノ豫算豊富ナラス待遇薄ク土地調査時ノ職員ニ比スルトキハ著シキ相違アリ。」⁴⁸⁾

南朝鮮地方は比較的平坦地が多いが、江原道以北の地方は険峻な山岳が多く、測量に際し大変苦勞している。しかし、それに伴う報酬は逆に少なかった。

各道の『林野調査終末報告書』には、従事者の給料についての詳しい記録はなかった。各道の林野調査終末報告書の従事者の採用条項から引用して整理すると表4.7のとおりである。この表は国費雇員を除いた協議費面費支弁の従事者に限った。

表4.7をみると、月給は日本人の場合は63～80円、朝鮮人は35～69円であることがわかる。日給制は朝鮮人にのみ適用され、1円～2円50銭で各道間の格差が大きいことが明らかである。

「朝鮮總督府及所屬官署雇員給與規程」⁴⁹⁾第2條によると、「月給は日人70圓、鮮人35圓、日給は日人1圓、鮮人50銭を超エルコトヲ得ス」としている。表を見るとどこの道もこれをはるかに上回っていることがわかる。土地調査時の判任官書記や技手に比べると低いかもしれないが、雇員としては相当良い待遇を受けていたと思われる。しかし、雇員としての待遇それ自体が低いのである。

表4.7 従事者の給料

(単位：円)

道別	月給		日給		出所(林終報)
	日本人	朝鮮人	日本人	朝鮮人	
全羅北道	65	52			290p
咸鏡南道	63	35		2.50	230p
黄海道	80	69		2	63p, 282p
慶尚南道				2.50	374p
忠清北道				1	内業員 月給 70円227p
江原道	70	55			

備考：日給及び月給はその最高額を記載した。慶尚南道の場合、外業員には外業手当1日20銭、内業員には内業手当30銭、昇給は6ヶ月～1年は5銭～6銭、年末賞与は1年以上勤務した者は5銭～10銭、終末賞与金を記載した。なお、終末賞与は他の道でも記した。

(2) 事業完了後の再就職対策

土地調査が終わった後、多くの従業員は府郡島の郡書記または郡技手として任命された。朝鮮人判任官のうち官庁に転職した人員は1,127名とされているが⁵⁰⁾、著者が調べたところ340名⁵¹⁾に過ぎない。土地調査に従事した朝鮮人は、府郡以外の官庁に就職した人がいたとしてもごく少ない人員だったので、1,127名は誇張した数字だと思われる。

上記のように多くの従事者は道・府・郡に充当されたことから、これ以上採用する余地がなく、林野調査が終わった時は何の再就職対策もなかった。従って、従事者はいつも将来に対して不安を持ち、事業に関する意欲が低下したと推察される。

また、従事者の異動は非常に激しかった。江原道の場合、雇員26名のうち日本人16名、朝鮮人10名だったが、1年未満の者が18名(69%)、1年以上2年未満の者が1名、2年以上3年未満の者が6名、4年以上の者1名が転職、自進辞職(自己都合による退職の意)、減員などで辞職した⁵²⁾。平安南道の場合、国費監督員の一部は相当良い待遇をうけていたが、これに比べて協議費または面費従事者の待遇は、経費の関係上前者ほどではなかった。平安南道の年度別採用者数と退職者数は表4.8のとおりである。

1919年度には49名が採用されたが、同数の49名が退職している。1920年度、1923年度、1924年度は採用者数より退職者数のほうが多かったことから、この時期の低賃金による従事者の異動が頻繁だったことが推察され、事業の遂行進行が大変困難であったことが窺える。

表4.8 年度別採用者数及び退職者数

(単位:人)

年度別	採用者数	退職者数
1917	41	8
1918	35	29
1919	49	49
1920	31	34
1921	33	24
1922	19	15
1923	11	39
1924	9	11
計	228	209

資料:『平安南道林調査終末報告書』, pp.739-740

4.5 未完成部分と誤り部分の修正

(1) 50,000分の1の看做林野図

林野図の縮尺は、市街地周辺の付近のように経済的に特殊な関係がある地域は3,000分の1縮尺にしたが、その他の場合には6,000分の1にした⁵³⁾。

林野調査事業の当時、林野の価値が低い上、面積が広い奥深い山の中の林野一部に対して縮尺25,000分の1と50,000分の1地形図上に調査した林野を登録して、林野台帳を作成したが、この時林野図とみなした地形図を看做林野図という⁵⁴⁾。

所有者は国か道になっており、しかも奥深い山なので、境界の紛争などがないまま今まで来たが、韓国の政府によって1987～1990年までに完全に整備された。50,000分の1地形図を林野図とみなす地域は全北、慶北、慶南の68筆でその現況は、表4.9に示すとおりである。

表4.9 50,000分1地形図を林野図にみなして施行された地域

地域		筆数	面積(m ²)	備考
全羅北道	茂朱郡	33	150,780,541	徳裕山
慶尚北道	英陽郡	8	44,537,553	日月山
慶尚南道	咸陽郡	13	70,656,889	智異山
	山淸郡	2	40,101,155	
	河東郡	12	83,515,944	
	小計	27	194,273,988	
総計		68	389,592,082	

資料:忠清南道大韓地籍公社,『林野尺化事業研究報告書』(1/50,000地形図を林野図にみなした地域滅失林野図の復旧と1/6,000林野図の整備), 1993.58p

(2) 看做林野図と未成筆の完成

看做林野図のうち京畿道、全羅南道、全羅北道、慶尚北道に散在していた未成筆の部分は1979

年から1995年までの間に概ね所官庁の地形図に基づいて職権により図上に登録された。慶尚北道の英陽は実測により、京畿道の加平はGPSにより完成された。韓国の島嶼を除いた山部の林野調査

表4.10 看做林野図と未成筆林野図完結事項 (単位: m²)

施行地		筆数	面積	所有者	登録年度	登録方法	看做未成筆別	施行機関	備考
道	郡								
全北	茂朱	28	125,829,936	国(山林庁)	1990	図上	未成筆	大韓地籍公社	徳裕山
	長水	4	16,398,049	国(山林庁)	1987	図上	未成筆	所管庁	徳裕山
	南原	6	65,159,277	国(山林庁)	1979	測量	未成筆	所管庁	
全南	求禮	19	88,089,801	国(山林庁)	1990	図上	未成筆	所管庁	智異山
慶北	英陽	8	67,861,790	国(山林庁)	1989	測量	未成筆	大韓地籍公社	日月山
慶南	咸陽	12	21,181,041	慶尚南道	1989	図上	看做5 未成筆7	所管庁 非予算	智異山
	山淸	28	129,044,283	国(山林庁) 慶尚南道	1990	図上	看做6 未成筆22	同上	智異山
	河東	12	83,456,301	国(山林庁)	1989	図上	未成筆	同上	智異山
京畿	加平	1	4,935町.850 0	京畿道	1995	衛星測量	未成筆	大韓地籍公社	北面 赤木里 山1
総計		128							

資料: 著者が所管庁にファックスで問い合わせして作成(縮尺は登録後1/6,000)

測量は、1995年加平郡北面赤木 山1番地を最後に完了した。調査された内訳と登録年度は表4.10に示すとおりである。

(3) 島嶼の登録欠落と誤り

土地調査時、島嶼調査の規準を決め、「①1島ノ袋及耕地ノ總計見込面積10町歩若ハ2結負(新羅・朝鮮時代の面積単位1等級当たり1結の面積は2,986.6坪6等級は11,946.4坪のこと)未滿モノ②相當便宜ノ地點ヨリ毎月3回以上ノ便船アルカ又ハ臨時備船ノ便ヲ有シ且1航海2日ヲ越エサル程度ノ交通ノ便ヲ缺ノモノハ土地調査ノ施行セスト決定シタ」⁵⁵⁾。

土地調査時には「著名なるもの周圍300～500の島嶼を除外した。朝鮮島嶼の総数は実に3,305個の多数に達し此の面積386方里635を有し」⁵⁶⁾。1915年7月1日から1916年11月15日の間に225個の島嶼の調査を終了した⁵⁷⁾。3,305の島嶼に対して225の島嶼の調査はわずか7%弱に過ぎない。

ところが、林野調査の時は京畿道と全羅南道の場合、「①土地調査又ハ區分調査ヲ行ハサル島嶼ニシテ見込面積 50町歩未滿ノモノ但主要都市港灣又ハ他ノ調査地ニ接近スルモノ及交通便利スル島嶼ヲ除ク ② …50町歩ヲ越エルモ交通甚不便ナルモノは省略した」⁵⁸⁾。二つの道の内容が同一であることから、この規準は中央が制定したものと思われる。

一方、慶尚南道の場合は「有人島ト無人島トニ論ナク申告書ヲ提出シタルモノニ限り調査ヲ爲スコトシ …」⁵⁹⁾というように、京畿道と全羅南道の場合とは調査対象の規準が異なっている。

上述したように、島嶼調査の規準も一貫性がなかった。土地調査の時は10町歩未滿と交通が不

便な島嶼では調査しなかったし、林野調査の時は面積を増やして50町歩未満の場合は調査対象からはずされたことから、多くの島嶼が調査の対象から除外された。以上のことから、林野調査における島嶼調査測量の成果も不十分であることがわかる。

内務部(現行政安全部, 当時地籍課長金甲洙)は, 1978年25,000分の1航測図に基づき未登録の島嶼870を新規に登録し, 非正位置島嶼599を正位置で林野台帳と林野図に訂正し登録した。従来, 島嶼数は2,900であると推定されていたが, 870を加えて3,770になり, 北朝鮮の518を入れると合計4,288になった⁶⁰⁾。もちろん北朝鮮の登録は対象から除いたため, 北朝鮮の未登録島嶼と非正位置島嶼は相当な数量に達するだろう。南朝鮮だけで870の島嶼を新たに林野台帳と林野図に登録したことは⁶¹⁾大きな成果であり, 土地, 林野調査の時調査対象から除外された島嶼の数がこのように多かったことが判明した。しかし「航測図を利用して(省略)正確な成果基準に及ばなくて(省略)中央政府次元の統一した基準の策定が急を要する」⁶²⁾。

非正位置島嶼は前述したように599だが, これらは図根測量を省略して見取りしたことから, 形態だけ類似するだけで不正確である。しかも, それらの図も縮小して描写した。著者が海岸線の長い忠清南道瑞山郡地籍係長として勤務した時に発見した。

2007年現在島嶼4,410に北朝鮮の518を合計すると, 朝鮮半島の島嶼の総計はなんと4,928にもなる。ただし, 北朝鮮の島嶼の数は正確にはわからない。

国土海洋部主管で2009年12月21日から2010年1月30日まで全南, 慶南, 済州沿岸島嶼923個を調査測量し⁶⁴⁾, なお国土海洋部主管で2010年7月から同年12月までの6ヶ月間仁川, 京畿道, 江原道, 忠清南道, 全羅北道, 慶尚北道の海岸島嶼1,236を調査測量して⁶⁵⁾, 一部は林野土地台帳に登録され, 一部は登録中である。砂場を新規登録した例は図4.8, 位置及び境界の誤りを訂正した例は図4.9, 最近島嶼を新規登録した例は図4.10に示すとおりである。

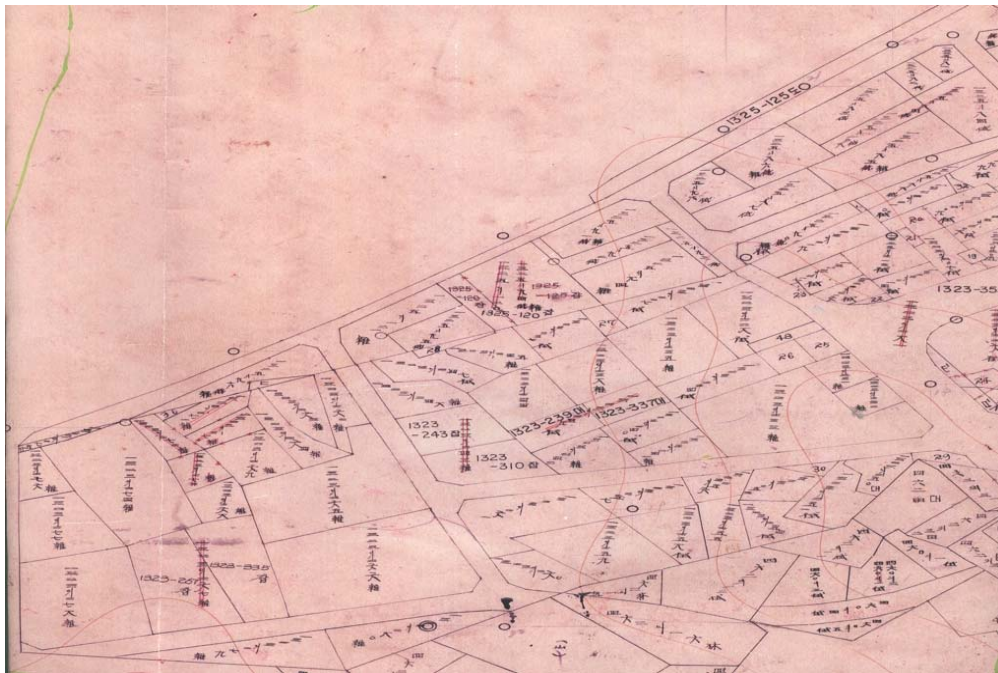


図4.8 位置及境界誤謬訂正圖 事例

忠清北道 泰安郡 遠北面 防葛里 盆店島 山234, 山235, 山234-1

1918年 査定,2004年4月21日 訂正登録, 縮尺1:6000,

鶴岩浦海水浴場前の海上に位置

面積234 林野8,430㎡→10,912㎡,234-1 林野37,289㎡→38,770㎡,235林野11,603㎡

資料:泰安郡 民願奉仕課 李聲鍾 係長

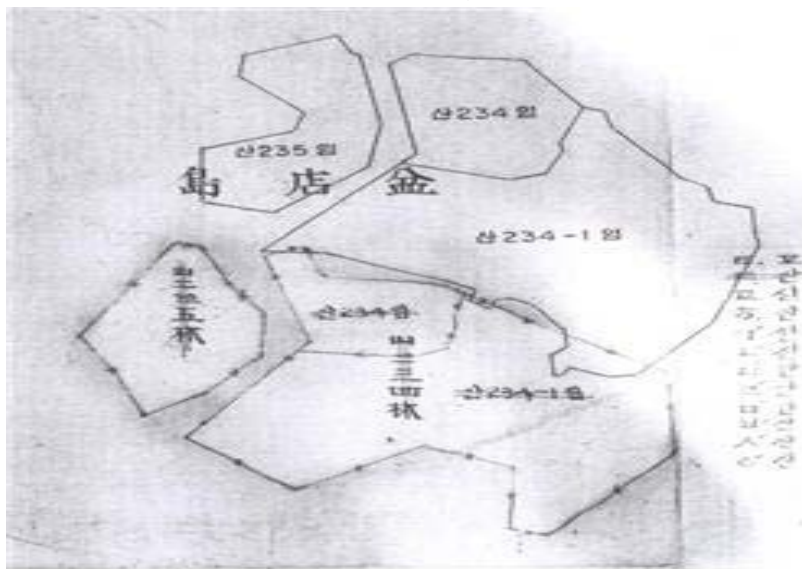


図4.9 砂場土地林野に新規登録した例

忠清北道 瑞山郡(現 泰安郡)所遠面 茅項里 濱池を1969年11月19日査定1324 4,442坪,

1325 10,006坪を國有に登録した圖面の一部. 左上空白は海面

現 萬里浦 海水浴場 測量者は著者 資料: 泰安郡 民願奉仕課 李聲鍾 係長



図4.10 新規登録した島嶼

全羅南道 莞島郡 郡外面 永豊里 地番907.48m²

2010年8月13日 一齊 調査 時 新規登録 907 地番地目は林野

資料:莞島郡 民願課 主務官 宋志英

1978年に登録された870を加えると、3,029の島嶼が調査登録されたかその作業が進行中である。調査対象は方針に従い1m²以上である⁶⁶⁾。この中で最も小さい面積は、慶尚南道巨濟市一雲面王林里(未登録)林野2-1同所林野13-6共4m²である⁶⁷⁾。2回にわたった測量島嶼合計は2,159である。なお、『大韓民国島嶼白書⁶⁸⁾』の数値は、個別に調査したもので、その数値は不正確である。

4.6 林野税の新設

1933年4月21日、道令第7号京畿道林野税賦課規則が公布された。その内容は以下のとおりである。

「林野税は林野台帳及土地台帳に登録せられたる林野に対し之ヲ賦課す(第1条)①保安林②模範林又は学校林③5段歩未満④砂礫地・湿地又は干潟地は林野税を賦課せず(第2条)林野台帳又は土地台帳に所有者として登録せられたる者より徴収す(第3条)林野税は林野の面積を標準とし左の等級別に税率ニ依り賦課ス」1段歩当りの税率は表4.11に示すとおりである。

「この規則は森林保護組合の廃止に随伴ひ従来組合に於て行ふ事となりたので…林野税は寧ろ新設ではなく単に組合費を道費に変更したのに過ぎない(京畿道發行傳單)」

林野調査事業は1925年初平安北道を最後に完成したが、何故8年の後1933年に林野税を新設したのか(土地は土地調査を完了した1918年地税を賦課した)、林野税は道税にしたが他道も京畿道と同じ規則を制定したのか、全国の林野税はどの程度賦課徴収したのか、などの資料は発見されておらず、今後の課題となっている。いずれにしても、林野調査施行の目的は、この林野税を賦課して歳入の増収を図ることにあると思う。

表4.11 一段歩当税率

地域等級	林野等級	一段歩当税率
1 等	特等	3 錢 3 厘
	上等	3 錢
	中等	2 錢 7 厘
	下等	2 錢 5 厘
中略		
6 等	特等	1 錢 2 厘
	上等	1 錢 1 厘
	中等	1 錢
	下等	9 厘(第 4 条)

附則 本令は昭和8年度分より之を適用す。

4.7 おわりに

日帝は林野調査事業を企画する際に、行政的対応と技術的対応に慣れた臨時土地調査局の組織を活用しないで、問題点があることを予想しながらも、既存の行政官署に担当させるという失敗をおした。5年5箇月間土地調査を同時に施行したにもかかわらず、お互いに連絡または協議がなかった。土地と林野は施行するための法令も異なり、従事者の職級と給料にも差異がある。また、前者は土地の所有者の負担はないが、後者の場合は相当の費用を負担した。さらに、試験事業を何回も行ったのに正確な成果を得られず、多大な時間と経費を投資したわりに効果がなかった。

土地調査はその面積が全国土の3割弱にもかかわらず、単独で大きな組織を設置し、莫大な予算を使って施行したので、林野調査は「当時の財政状態は到底之を容さざるものあり」というのでは説得力がない。

また法規もない状況で着手し、林野整理調査内規という内規で施行後1年半が経過した段階で、はじめて正規の法規を制定した。特に林野調査における林野以外の土地への対応については、事業がかなり進行した後で施行規則を改正して調査対象にしたために、事業の進行に大きな遅延と混乱をもたらした。もし、土地調査と林野調査を同時に施行していたら、林野調査における林野以外の土地調査の問題は発生しなかったと思われる。この原因は、一言でいうと林政不在とも言える。

日帝は1924年に林野調査を完成したと発表しているが、地籍図で林野図として分けたのと未成筆になった島嶼登録の欠落があったので、林野調査は未完成のまま終了したとみることもできる。このような未整備点を大韓民国政府が完成した。韓国政府は2011年地籍再調査に関する特別法を制定して(2011.9.16 制定, 2012.3.17施行), 座標だけ登録することになった。これから林野も任意の大縮尺として活用することになった。この際、林野内の河川を新規登録することが必要になるので、陸地部の面積が大きく増加することになった。

第5章 結論

日本は1888年ヨーロッパの測量技術を導入し、修技所を設置して教育をした。その卒業生が陸地測量部技師(手)になって朝鮮侵略の目的で地形測量を実施し、軍事密図を作成製したが、その時大韓帝国は測量に対して無知なので測量の必要を感じなかった。

統監府時代道家充之が森林法を制定し、民有地に限り測量をする規程を定めた。この際、測量による略図提出などを所有者に課した。その時代、韓国人には文盲者が多かったことから、申告書の作成や測量の実施のために多額の費用を支出した。しかしながら、これらの申告書と略図は有効に利用されることがなかった。

日韓併合後、土地調査と林野調査は別に施行された。この時、法規が十分整備されないまま、調査が実施された結果、諸種の問題が生じた。すなわち、当初予想した筆数が大きく増加したため、調査が大幅に遅延することになった。また、調査対象から抜け落ちた部分、特に島嶼は交通が不便という理由により調査測量から除外され、多くの島の調査が抜け落ちるという事態も生じた。しかしながら、韓国の土地が日本人の手によってほとんど完備した地籍公簿が作成されたことについては、評価することができる。

神は、自分の仕事を放棄する時は他人の手によってその仕事を遂行する。これは神の摂理である。ここで自分の仕事は「韓国の測量」を、他人は「日帝」を意味する。したがって、測量侵略をした日帝が決して悪いとは言えない。しかし今、韓国は2012年地籍再調査特別法を施行し、1兆3千億円を投じて2030年までに地籍再調査測量を実施して、世界第一の地籍先進国を目指し「自分の仕事」を熱心に推進している。

謝 辞

2000年からこの研究を開始し、日本の学術雑誌に3編の論文を投稿し、これをまとめて学位論文を作成しました。この15年間、多くの皆様からご指導を受けるとともに、資料提供や財政支援などお世話になりました。

長崎大学工学研究科長の石松隆和教授には、博士論文の作成にあたり懇切丁寧なご指導を賜りました。深く感謝申し上げます。また、工学研究科の蔣宇静教授および松田浩教授、多文化社会学部の連清吉教授、教育学部全炳徳教授、水産・環境科学総合研究科の杉山和一准教授にも、学位論文の校正や各種情報提供等において、ご協力をいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。又、林業経済研究所の大西純氏は2回目の論文の細かい所まで修正して頂いた。ご尽力に感謝する。

資料提供のお世話になった仁荷大学校歴史学李榮昊教授、韓国国土交通部地籍再調査企画団事業支援課長孫宗永氏、大韓地籍公社空間情報研究院姜相求博士、同公社地籍研修院史料図書専門委員李相宗氏、京畿道庁土地管理課地籍担任兪炳燦氏、鬱陵郡財務課李京起氏、忠清南道泰安郡民願奉仕課李聲鐘氏、全羅北道群山市民願奉仕課金状燮氏、全羅南道莞道郡民願課主務宋志英氏、地籍技術團森弘社長、趙柄鉉博士と日本語訳と原稿の電送をしていただいた洪殷淑氏、御助言をしていただいた地籍博物館学芸士李賢淑氏に感謝します。

最後に、学位取得のため祈願してくれた老妻沈相満、要約の英訳をしてくれた長男元植子婦慎英美、審査費を負担してくれた婿徐潤植、娘元玉、数回の長崎往復の旅費を負担してくれた次男元昶子婦李香に、心から感謝する。

参考文献(引用文)

第2章

- 1) 土木学会編:明治以前日本土木史, 社団法人土木学会, p.1463, 1936.
- 2) 金容雲, 金容局:朝鮮数学史1982年改正版, 悦化堂, p.51, 1982.
- 3) 倉住靖彦:大宰府, (株)教育社, pp.110-111, 1987.
- 4) 日本地学史編纂委員会:日本地学の展開(大正13年~昭和20年) <その2> -「日本地学史」稿抄-, 地学雑誌, Vol.110, No.3, pp. 362-392, 2001.
- 5) 外邦史研究グループ:外邦史研究ニュースレター, 平成14年度~16年度科学研究費補助金(課題番号:14208007)研究成果中間報告書, No.1, 2003~2006.
- 6) 外邦史研究グループ:外邦史研究ニュースレター, 社団法人国土地理協会2005年度研究助成「社会教育機関等への助成」中間報告書, No.4, 2006.
- 7) 小林茂:近代日本の地図作成と東アジア-外邦図研究の展望-, E-journal GEO, Vol.1 (1), pp. 52-66, 2006.
- 8) 韓相復:海洋学から見た韓国学, 海潮社, pp.8-9, 1988.
- 9) 前掲8), p.105, p.392.
- 10) 李鎮昊『増補 大韓帝國地籍及び測量史』, 土地, pp.39-47, 1991.
- 11) 参謀本部北支那方面司令部, 外邦測量沿革史<上巻>, p.50, 明治28年~39年, 1939.
- 12) 前掲9)付録1『測量外侵年表』, 図書出版パルンキル, pp.987-1001, 1999.
- 13) 前掲 10) p.10.
- 14) 海上保安庁水路部編:水路部八十年の歴史, 水路部創設八十年記念事業後援会, 1952.
- 15) 海上保安庁水路部業務百年史編纂室編:日本水路史, 日本水路協会, 1971.
- 16) 南榮祐:日帝の韓半島測量侵略史-朝鮮末日帝強占期, 法文社, p.35, 2011.
- 17) 大韓民報, 1909年10月26日.
- 18) 牛越国昭:対外軍用秘密地図のための潜入盗測, 同時代社, pp.150-151
- 19) 光岡雅彦:朝国古地名の謎, 学生社, p.8, 1982.
- 20) 南榮祐:旧韓末韓半島地形図, 成地文化社, 1997.
- 21) 韓国書誌学者:李鍾学翁所蔵 彼の死後水原博物館に寄贈
- 22) 陸地測量部:陸地測量部沿革誌, p.146, 1921.
- 23) 前掲10), pp.39-40, 1895.
- 24) 前掲18), p.239,346
- 25) 外邦測量の沿革に関する座談会, 建設省国土地理院所蔵, p.6, 1936.7.25.
- 26) 前掲11), p.2
- 27) 前掲25), pp.29-34
- 28) 前掲11), p.106
- 29) 前掲11), pp.104-105
- 30) 前掲11), p.2.
- 31) 前掲11), p.205
- 32) 前掲18), pp.293-294

- 33) 前掲11), p.332
- 34) 前掲11), p.262
- 35) 前掲11), p.332,1899.7.6
- 36) 前掲16), p.65
- 37) 日本の県知事に該当する地方官僚
- 38) その時の慶尙南道觀察使(所在地は晋州)は李根鎔(1899.8.24～1900.7.22在職)官報
- 39) 前掲11), pp.270-271
- 40) 日本の市長に該当する地方官僚
- 41) 三五会報第5号, 1906年
- 42) 前掲11), p.164
- 43) 皇城新聞, 1907年3月20日.
- 44) 前掲11), p.130
- 45) 前掲11), p.101
- 46) 前掲11), p.241
- 47) 前掲11), pp.140-141
- 48) 前掲11), pp.140-141
- 49) 前掲11), pp.192-193
- 50) 高尾新右衛門編集, 元山發達史, 啓文社印刷, p.225, 1916.
- 51) 前掲11), pp.183-185.
- 52) 豊田四郎: 統軍亭度額由来, 豊田四郎の孫である豊田太郎提供
- 53) 特許院案本, 豊田太郎提供
- 54) 前掲11), pp.81-82.
- 55) 朝鮮総督府臨時土地調査局: 朝鮮土地調査事業報告書, p.525, 1918.
- 56) 官報, 1910.3.5.
- 57) 李鎮昊: 韓国地籍百年史, 人名・用語辞典, 大韓地籍公社, p.287, 2005.
- 58) 前掲11), p.2
- 59) 前掲11), pp.205-206
- 60) 前掲11), p.464
- 61) 堤慶蔵: 土地測量法, 仙台税務研究所, p.94, 1904.
- 62) 隆熙年間<度支部聘傭外国人姓名案>国立中央図書館
- 63) 李鎮昊: 韓国地籍百年史, 人名・用語集, 大韓地籍公社, 2005.
- 64) 三五会報第5号, 陸地測量部, 1906.
- 65) 梁泰鎮: 韓国邊境史研究, p.221, 法経出版社, 1989.
- 66) 陸地測量部発行, 著者が所蔵
- 67) 崔仁辰: 韓国報道写真史, 悦化堂, pp.63-64, 1992.
- 68) 高宗実録1898年, 高宗32年, 旧曆(陰曆)1898年3月26日, 勅令第53号
- 69) 量地衛門処務規程
- 70) Allen: Korea, Fact and Fancy, p.205, 1898.
- 71) 皇城新聞, 1901.12.6.
- 72) 「大韓帝国に於いて米国量地技師巨廉を本國量地技師に雇聘する合同」1898年ソウル大学校

奎章閣所藏 獨立新聞,1899.3.11, Krumm.初任給300圓, 毎年50圓昇給, 契約5年目は500圓,
当時の勸告の大臣の年俸は4000圓(月333圓)

- 73) 官報, 1899.5.2(6名), 12.29(4名), 1900.10.2(2名), 10.3(1名), 合計13名
- 74) 官報, 1899.6.7.
- 75) 官報, 1906.7.24.
- 76) 官報, 1907.8.16.

第3章

- 1) 岡衛治:朝鮮林業史, 朝鮮林業協會, p.299, 1945.
- 2) 岡衛治:韓国末期の林業創始時代, 朝鮮林業逸誌, p.107, 1933.
- 3) 朝鮮独立の重視, 文化の形成, 維持発展に関して民族性の見地を叫ぶ主義
- 4) 官報, 1908.1.24 漢文と韓国語を混用, 当初の本文では「申告」, 日本語訳では「届出」.
- 5) 官報, 1908.4.25
- 6) 官報, 1911.1.20 同日字, 森林令第26條.
- 7) 李鎮昊:韓國地籍史, 図書出版バルンキル, pp388-393, 1999.
- 8) 内閣記録局, 1908.6.30《職員録》.
- 9) 道家充之:韓国時代の森林に関する思い出話, 朝鮮山林會, 朝鮮林業逸誌, pp.13-14,1933
- 10) 根岸賢一郎, 丹下 健, 鈴木誠, 山本博:演習林46, 東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林, pp.57-121. 2007.
- 11) 京郷新聞, 1908.6.19
- 12) 大韓毎日申報, 1908.9.4.
- 13) 上掲新聞, 1908.9.5.
- 14) 上掲新聞, 1908.10.2.
- 15) 権寧旭:朝鮮における日本帝国主義の植民地的森林政策, 歴史学研究, No.297, pp.1-17, 1965
- 16) 高乗雲:日米の朝鮮經濟侵略史, 雄山閣, p.13, 1995.
- 17) 前掲16), p.143
- 18) 前掲16), p.198
- 19) 斎藤音作:朝鮮林業逸誌, 朝鮮山林會, p.197, 1933.
- 20) 度支部會報, 1909.6.4
- 21) 湖南學報第2號, 湖南學會, p.41, 1908.7.25
- 22) 皇城新聞, 1908.10.24
- 23) 大韓毎日申報, 1908.10.20, 論説「地方人士の測量」
- 24) 皇城新聞, 1908.4.28 広告
- 25) 四標:四票・四表とも言う。朝鮮時代土地の図面中土地の境界をあきらかにするための東西南北四周接境地の地目, 字號(日本では字番號). 地主の姓名を記載した量案(土地臺帳)又は単独図面である。但し, 耕地以外の場合には, 道・丘・浦・吐(溜池)と記入しており所有者名は省略, 起源は統一新羅の時の眞聖女王5(891)年。土地調査令第4條には 住所・姓名・土地の所在・地目・字番號・四標を申告せよと規定したが土地調査後消滅した(李鎮昊:韓國地籍百年史IV 舊用語辭典).
- 26) 大韓毎日申報, 1909.11.16
- 27) 度支部會報, 1908.12.18

- 28) 大韓毎日申報, 1909.5.16
- 29) 皇城新聞, 1909.3.12
- 30) 上掲新聞, 1910.8.20
- 31) 山林課起案文書, 1911.9.26 地籍報告事務員に訓達の件, 國家記録院
- 32) 朝鮮林野調査報告書:朝鮮總督府農林局編纂, p46, 1938.
- 33) 前掲32), p.46
- 34) 權寧旭の前掲論文15)と高乘雲の前掲書16)は共に「これは全体林野面積の7分の1弱しか達してない」と記述した. 上記の統計に依拠すると45分の1強である.
- 35) 前掲32), p.46
- 36) 前掲32), pp.191-192
- 37) 國家記録院, 1911.5.12 農商工部山林局林政課起案文資料, 地籍報告竝ニ私有山野証明報告取扱方ノ件
- 38) 國家記録院, 1911.9.6 農商工部森林山野地籍報告整理 順序ニ關スル件の起案文を要約資料
- 39) 前掲15), p.4
- 40) 朝鮮林野調査委員會編纂:朝鮮林野調査委員會例規高等法院判決, 民上第100號, pp149-150, 1911.6.17
- 41) 國家記録院 官通牒第23號, 1912.1.16 農商工部長官ヨリ各道長宛 京畿道ヲ除ク資料, 舊森林法第19條, 地籍届ニ關スル疑義ノ件
- 42) 土地調査例規第5輯:朝鮮森林山野所有權ニ關スル指針臨時土地調査局, p.227, 1913.
- 43) 官通牒 第250號:土地調査例規第5輯, 地籍届出ニ關スル件, p.213, 1913.
- 44) 朝鮮總督府官報・官通牒第2號, 1912.1.9 地籍届出ノ森林山野ニ關スル件, 政務總監ヨリ 各道長官宛
- 45) 官報, 1912.1.15 森林山野ノ所有權査定ニ關スル件, 忠清北道知事ガ農商工部長官宛ニ質疑文ニ對シタ回答文
- 46) 朝鮮總督府農林局編纂法令第5號:朝鮮林野調査報告書, 1938.
- 47) 朝鮮總督府官報, 1926.4.5
- 48) 韓國財務報告第5回:亞細亞文化社影印, p.657, 1910.11
- 49) 韓國財務報告第2回:經濟編5, 亞細亞文化社, p.480, 1988.
- 50) 柴田榮吉(しばたえいきち)1884年東京山林学校入学, 1888年東京農林学校卒業, 1891~1895年帝国大学助教授, 以降不明
- 51) 皇城新聞, 1919.3.25 広告
- 52) 前掲49), p.480
- 53) 黄玟著, 林亨澤譯:梅泉野録下, p.453, 2005
- 54) 前掲53), p.573
- 55) 大韓毎日申報, 1909.2.4 広告
- 56) 前掲55), 1908.6.22 広告
- 57) 前掲55), 1908.11.14 広告
- 58) 前掲55), 1910.4.8 広告
- 59) 大韓毎日新聞, 1908.12.12 広告

- 60) 皇城新聞, 1909.3.30 広告
- 61) 前掲60), 1909.6.22 広告
- 62) 前掲53), p.573
- 63) 前掲60), 1909.3.12
- 64) 京畿高等學校に改編(1911.11.1)現京畿中高等學校
- 65) 李鎮昊:韓国地籍史, バルンキル, p.879, 1999.

第4章

- 1) 咸鏡南道林野調査終末報告書(以下林終報), p.205
- 2) 平安北道林終報, p.8
- 3) 前掲2), p.124
- 4) 朝鮮総督府林野調査委員会:同委員会例規, p.1, 1923.
- 5) 林野調査委員会:朝鮮総督府林野調査委員会報告, p.8, 1936. 李鎮昊訳註韓国地籍百年史資料編Ⅲ, 大韓地籍公社, ソウル, p.600, 2005.
- 6) 朝鮮総督府官報, 1935.9.28
- 7) 前掲5) 前者p.74, 後者p.632
- 8) 朝鮮林野調査事業報告書:朝鮮総督府農林局, p.1, 1938. 本文には9年だとしている.
- 9) 前掲8), pp.24-25
- 10) 黄海道林終報, p.18
- 11) 前掲8), p.13
- 12) 前掲8), p.11
- 13) 前掲8), pp.11-12
- 14) 目賀田種太郎(1904)韓国に就任付打合事項, 日本国立国会図書館
- 15) 富平郡が富川郡に名称変更
- 16) 現仁川広域市桂陽区管内
- 17) 現仁川広域市桂陽区, 南東区, 素砂区, 遠美区管内
- 18) 現ソウル特別市九老区, 京畿道富川市
- 19) 度支部:土地参考書 土地調査試験報告, 1909. ;李鎮昊訳註:韓国地籍百年史資料編Ⅲ, 大韓地籍公社, ソウル, pp.167-189, 2005.
- 20) 李榮昊:日帝の朝鮮植民地土地調査の起源富平郡土地試験調査, 韓国学研究18, pp.261-300, 2008.
- 21) 大韓民報, 1910.10.30.
- 22) 前掲19) 後者, 李鎮昊訳註
- 23) 前掲8), p.19
- 24) c p.20
- 25) 京畿道林終報 p.15の次 ; 李鎮昊訳註:大韓地籍公社, p.809, 2005.
- 26) 李鎮昊:朝鮮林野調査と日本人官僚 隠れた資料をさがして, 山林, 1521号, p.32, 2011.
- 27) 李鎮昊:大韓帝国時代の森林法がもたらした朝鮮の初期測量とその教育等に関する研究, 林業経済 Vol, 65, No. 5(No. 766), pp.17-29, 2012.8.
- 28) 大韓毎日申報, 1908. 9. 5
- 29) 前掲27), p.21
- 30) 前掲8), p.117
- 31) 前掲8), p.121
- 32) 慶尙南道 林終報, pp.492-493
- 33) 前掲32), p.494
- 34) 前掲8), p.120, p.123
- 35) 前掲8), p.119
- 36) 前掲8), p.119

- 37) 前掲8), p.24
- 38) 平安南道 林終報, p.484
- 39) 全羅南道 林終報, p.15
- 40) 京畿道林終報, p.21 ; 前掲19)後者, p.812
- 41) 前掲40), p.21
- 41) 江原道林終報, p.21, 忠北林終報, p.222, 全北林終報, p.289, 全南林終報, pp.4-5, 慶北林終報, p.108, 慶南林終報, p.312, 黃海道林終報, p.25, 平北林終報, p.831, 京畿林終報, p.10
- 42) 前掲10), p.182
- 43) 官報, 1918.10.25
- 44) 前掲10), p.185
- 45) 前掲32), p.377
- 46) 前掲38), p.500
- 47) 李鎮昊: 韓国土地調査事業中教育に関する研究, 文化歴史地理, 第22巻, 第2号(通巻14号),
2010.8
- 48) 江原道林終報, pp.117-118
- 49) 1914年5月25日朝鮮総督府訓令第21号
- 50) 朝鮮総督府臨時土地調査局: 朝鮮土地調査事業報告書追録, p.157, 1919.
- 51) 李鎮昊: 韓国地籍史, 正しい道, p.243, 1999.
- 52) 前掲49), pp. 23-24
- 53) 前掲8), p.39
- 54) 朴基洙: 林野・地籍図同一縮尺化事業研究報告書, 大韓地籍公社忠南支社, p.54, 1993.
- 55) 朝鮮総督府臨時土地調査局: 島嶼調査標準1915年6月4日制定局訓令第11号,
土地調査例規第1輯 一般関係例規, p.275
- 56) 臨時土地調査局: 朝鮮総督府 朝鮮土地調査事業報告書追録, p.145, 1918.
- 57) 著者不明: 朝鮮総督府臨時土地調査局測地課業務顛末書, pp.174-175
- 58) 前掲25), p.17
- 59) 前掲32), p.319
- 60) 金甲洙: 地籍行政学概論四訂版, 新羅出版社, pp.101-102, 1997.
- 61) 林野というのは森林および原野を成している樹林地, 竹林地, 岩石地, 砂利地, 砂土, 湿地, 荒蕪地などを言う。柳炳燦, 地籍学解説, 韓国地籍研究院, 2005年166p. このため林野は土地台帳, 地籍図, 林野台帳と共に登録された。済州道, 鬱陵島のような島嶼は広大なので土地(田畝), 林野として区分して登録した。獨島は2005年GPS測量後, 林野91筆, 畝3筆が, 雑種地7筆, 計101筆を登録した(鬱陵郡庁地籍係長金京起)。
- 62) 金昌基: 島嶼の正位置登録方案に関する研究, 地籍, 第37巻, 第2号, p.172, 2007.
- 63) 大韓地籍公社: 未登録島嶼事業施行, 内部報告書, 付録 pp.65-187, 2010.
- 64) 国土海洋部, 未登録島嶼及び海岸辺未登録土地処理推進現況
- 65) 国土海洋部例規, 154号, 第5条, 2010.
- 66) 大韓地籍公社: 土事業前行(島嶼新規登録)
- 67) 木浦大学校島嶼文化研究・院(申順洗教授), 行政安全部, 2011.

付 録

林野整理調査内規

この資料は第四章朝鮮林野調査事業の問題点と探求の分析と関係である。1916年10月20日頃農商工部で制定した内規であるから1918年5月1日朝鮮林野調査令迄7箇月施行した規定である。この内規は林野調査令の母体になった。出處は京畿道林野長終末報告書のなかにある所蔵は韓国国家記録院。東京大学大学院農学生命科学研究科林政学研究室竹本太郎博士が地籍博物館に訪問した時初めて見ると 言ったから日本にも無い珍しい資料なので紹介する。

林野整理調査内規

第一章 總則

第一條 整理調査ハ本内規ニ依リ道及郡監督ノ下ニ府尹又ハ面長之ヲ施行スヘシ

第二條 整理調査ヲ施行スヘキ地域ハ道ニ於テ豫定ノ上之ヲ公示シ一定ノ期間ヲ定メテ土地ノ所有者又ハ縁故者(大正元年府令第十号第一條第二号及第五号乃至第八号に該當スルモノヲ指稱ス以下倣之)ヲシテ申告書(国有地ニアリテハ通知書以下倣之)ヲ提出セシムルト共ニ其ノ土地ノ疆界ニ標杭ヲ設置セシムヘシ
未墾地ノ借受人ハ縁故者ニ準ス

第三條 府尹又ハ面長ハ土地ノ所有者又ハ縁故者ノ申告書ヲ取纏メ測量手ヲ傭入シテ調査及測量ヲ爲シ林野図及林野調査簿ヲ作成シ申告書添附ノ上之ヲ道長官ニ 進達スヘシ但シ第10條但書ノ場合ニ在リテハ林野図ヲ省略スルコトヲ得

第四條 府尹又ハ面長ハ各里洞毎ニ一名又二名ノ地主總代ヲ選定シ調査ニ関スル事務ニ従事セシムルコトヲ得

第五條 調査ニ要スル左記各号ノ経費ハ土地ノ所有者又縁故者ノ負擔トスヘシ
測量手ノ手當又測量人夫賃
図根作成ニ要スル助手ノ手當
林野図及林野調査簿作成 竝膳寫料
地主總代及面吏員ノ手當
国費支辨ニ屬セサル消耗品, 間繩及其ノ他ノ雜費

第六條 土地ノ所有者又ハ縁故者ニ負擔セシムヘキ経費ハ左記ノ範圍内ニ於テ道長官ノ認可ヲ受ケ府尹又ハ面長之ヲ徴收スヘシ

一筆ノ面積	一筆ニ付徴收スヘキ金額
一町歩以下	・円 二〇
三町歩同	・四〇
六町歩同	・七〇
一〇町歩同	一・〇〇
二〇町歩同	一・七〇
三〇町歩同	二・三〇
四〇町歩同	二・八〇
五〇町歩同	三・二〇

七〇町歩同	四・〇〇
一〇〇町歩同	五・〇〇
一五〇町歩同	六・〇〇
二〇〇町歩同	七・〇〇
二五〇町歩同	八・〇〇
三〇〇町歩同	九・〇〇
三五〇町歩同	一〇・〇〇
四〇〇町歩同	一一・〇〇

四百町歩以上八百町歩ヲ増ス毎ニ一圓ヲ加ヘ百町歩未滿ヲ増ス場合ニハ百町歩トシテ計算ス

第七條 府尹, 面長, 調査及測量ヲ終了シタルトキハ第五條ノ經費ニ付直ニ決算書ヲ作成シテ道長官ノ承認ヲ受ケ費用ニ不足ヲ生シタルトキハ前條ニ準シテ土地ノ所有者又ハ縁故者ヨリ追徴ヲ爲シ剩餘ヲ生シタルトキハ道長官ノ許可ヲ受ケ之カ處分方法ヲ定ムヘシ

第八條 測量手ハ道ニ於テ募集シ一週間以上必要ナル科目ニ付講習ヲ行ヒ成績良好ナル者ヨリ之ヲ採用スヘシ

第九條 整理調査ニ於テ調査及測量ヲ爲スヘキ土地ハ林野及林野ニ介在スル其ノ他ノ土地トス 但シ地籍圖ニ登載セル土地及干瀉地ハ此ノ限ニハラス

第十條 區分調査ヲ爲シ要存豫定林野ト決定セル箇所及第一種不要存林野ト決定セル箇所ニシテ大正元年府令第十號第一條第六號及ハ第八號ニ該當スル縁故者ヲ有セサルモノニ 對シテハ區分調査ノ結果ニ依リ林野調査簿ニ登録シ及林野圖ニ記載スヘシ但シ五萬分一ノ區分調査圖ヲ有スル箇所ニ在リテハ其ノ區分調査圖ヲ以テ林野圖ニ代用シ特ニ林野圖ヲ作成スルニ及ハス

第十一條 同一里洞内ニ於テ所有者又ハ縁故者ヲ同シクスル同地目ノ一團地ハ之ヲ一筆トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ別筆トナスコトヲ要ス

- 一 道路, 河川, 溝渠, 堤防, 城堞, 鐵道, 線路, 水道線路等ニ依リ區劃ヲ爲シタルモノ
- 二 所有權ニ關スル證明又ハ登記ヲ經タルモノ及現ニ典當權設定ノ證明又ハ登記アルモノ
- 三 紛爭ニ係ルモノ
- 四 國有地ニシテ所管ヲ異ニスルモノ
- 五 國有林野ニシテ甲種又ハ乙種要存豫定林野若クハ第一種不要存林野等取扱ヲ異ニスルモノ
- 六 前各號ノ外特ニ別筆ト爲スヲ適當ト認メタルモノ

林野ノ地目中未墾地ニ對シテハ特ニ之ヲ分割スルコトヲ得

第十二條 徑路又ハ溪流等ニ依リ切斷セラレ所有者又ハ縁故者ヲ同シクスル同一地目ノ土地ニシテ一筆トシテ取扱フヲ便ト認ムル場合ニ在リテハ一筆トスルコトヲ得

- 一 團地ニ數種ノ地目混在スルトキハ其ノ一地目ノ面積カ全面的ノ二割未滿ニシテ面積一畝歩未滿ノモノニ限り之ヲ大ナル地種目ニ併合スルコトヲ得

第二章 申告書ノ整理

第十三條 申告書記載ノ所有者又ハ縁故者ノ住所氏名ハ民籍簿又ハ登録簿ト一致セシムヘシ

第十四條 申告書ハ里洞別ニ之ヲ提出セシメ里洞別ニ編綴スヘシ但シ紛争ニ係ルモノハ其ノ謄本ヲ以テシ原本ハ第二十八條ノ紛争地調書ニ添附スヘシ
紛争ニ係ル申告書及其ノ謄本ニハ「何某ト紛争」又ハ「國ト紛争」等紛争ノ區分當事者名等ヲ上部欄外ニ朱記シ二筆以上ヲ聰記シタル申告書又ハ紛争ノ爲特ニ分筆シタルモノニ付テハ基ノ假地番ヲ冠記スヘシ

第十五條 申告書ニハ實地調査ノ順ニ從ヒ假地地番ヲ附スヘシ
一筆トシテ申告シタル土地ヲ二筆以上トシテ調査シタル場合ニハ分筆シタル個所ニ相當スル假地番ヲ附スルモノトス

第十六條 申告スヘカラサル土地ヲ誤リテ申告シタルモノニ付テハ其ノ申告書ノ取消又ハ撤回ヲ爲サシムヘシ

第十七條 和解ノ爲申告ヲ取消又ハ訂正ヲ要スルモノニ付テハ申告者ヲシテ抹消又ハ訂正ノ捺印ヲ爲サシムヘシ

第十八條 第二十一條ニ依ル無申告地調書ハ申告書ニ準シ取扱ヲ爲スヘシ

第三章 調査

第一九條 申告セル土地ニ付テハ各個所毎ニ左記各號ノ事項ヲ實查シ野帳ヲ携帯シ必要ナル事項ヲ之ニ記入スヘシ

地 目

等 級

林 相

國有私有ノ區分

所有者又ハ縁故者

縁故地ニ對スル處分見込

第二十條 調査ハ地主總代及利害關係者又ハ其ノ代理者立會ノ上之ヲ施行シ成ルヘク同時ニ測量ヲ行フヘシ

既ニ決定セル國有地ノ疆界ヲ踏査スル場合ニハ圖面其ノ他必要書類携帯ノ上之ヲ爲スヘシ

第二十一條 申告漏ノ土地ヲ發見シタルトキハ申告地ニ準シテ第十九條各號ノ調査ヲ行ヒ所有者又ハ縁故者判明セサルトキハ無申告地 調書ヲ作成スヘシ

無申告地調書ハ申告書ノ様式ニ準シテ作成シ餘白ニ調査ノ狀況ヲ記入シ調査員之ニ認印ヲ爲スヘシ

第二十二條 地目ノ區分ハ土地調査令ニ依ル

未墾地ノ地目(小地目未)ハ之ヲ林野トス

竹林ノ地目(小地目竹)之ヲ林野トス

共同牧野ノ地目ハ之ヲ林野トス

開墾中ニアル林野ノ地目ハ之ヲ林野トス

度支部又ハ土木局等所管ノ土地ト雖現ニ林野ノ状態ヲ爲ス箇所ハ其ノ地目ヲ林野トシテ調査シ野帳備考欄ニ何々所管ト記スヘシ

第二十三條 河畔ノ草生地及洲ノ類ニシテ時々浸水スル區域ハ特殊ノ場合ヲ除クノ外之ヲ河川ノ區域トスヘシ

第二十四條 林野ノ等級ハ次項ノ方法ニヨリテ之ヲ調査シ其ノ他ノ土地ニ付テハ土地調査ノ例ニ依ルヘシ

林野ハ調査區域タル一府面ヲ通シテ交通ノ便否ヲ四種ニ區分シ尙左記地況ノ區分ニ依リ調査箇所カ其ノ何レニ該當スルヤヲ見込ニテ定メ各頭書ノ點數ヲ合計シ其ノ和ヲ以テ調査箇所ノ地位ノ等級トス但シ土壤ノ性質, 深淺, 又ハ樹木ノ生育等ニ著シク良否アル場合ニ在リテハ一級ヲ上ケ又ハ下クヘシ

特ニ地位優秀ナル林野ニ對シテハ別ニ特一, 特二(特一ヨリモ特二ヲ上級トス)等ノ等級ヲ附スルモノトス

交通ノ便否	地況ノ區分
1 便	0 未墾地
2 稍便	1 除地少シ(全面的ノ凡二割未滿)
3 稍不便	2 除地稍多シ(凡二割以上五割未滿)
4 不便	3 除地多シ(凡五割以上)

前項未墾地トハ田, 畚, 垜又ハ庭園等トシテ容易ニ利用シ得ル見込アル箇所ヲ謂ヒ除

地トハ岩石地, 地隙, 崩壞地又ハ流砂地等ニシテ利用困難ナル箇所ヲ謂フ但シ土石又ハ鑛物ヲ採取スル土地等ハ除地ニアラス

第二十五條 林野ノ國有私有ノ區分ハ明治四十五年訓令第四號ニ依ルヘシ但シ未墾地ニ付テハ土地調査ノ規定ニ依ル

第二十六條 區分調査又ハ處分調査ヲ行ヒタル國有林野ニ對シテハ其ノ疆界ニ依リ調査ヲ爲スヘシ

第二十七條 區分調査ノ際除外シタル部落林豫定地ニ對シテハ面又ハ里洞ヲ緣故者ト爲スヘシ

第二十八條 紛爭ハ城ルヘク之ヲ和解セシメ和解スルコト能ハサルモノニ對シテハ第一號様式ニ依ル紛爭地調査ヲ作成スヘシ

紛爭和解シタルトキハ重要ナル事件ニ限り當事者ヲシテ和解書ヲ作成セシメ之ヲ當該申告書ニ添附スヘシ

第二十九條 緣故地ニ對スル處分見込ハ規定ニ依リ讓與, 無料貸付, 又ハ有料貸付ノ三種ニ區分スヘシ

第四章 測量

第三十條 測量ハ平板測量トス其ノ順序左ノ如シ

- 一 圖根ノ作製
- 二 補點測量
- 三 里洞界測量
- 四 一筆地ノ測量

第三十一條 本府ヨリ支給スル原圖用紙ヲ使用シ地籍圖ヲ縮圖シテ圖根ヲ作成スヘシ地籍圖ヨリ移記スヘキモノ左ノ如シ

- 1 地籍圖ニ登載セル土地ト其ノ他ノ土地トノ疆界

- 2 道, 府, 郡, 面, 里洞界
- 3 河川, 湖海
- 4 道路, 鐵道
- 5 圖根點
- 6 三角點
- 7 前各號ノ外測量ノ基點又ハ基線トナスニ適當ナル地物又ハ疆界線等

2,3,4及5ハ整理調査ヲ施行スヘキ區域ヨリ著シク遠隔セル部ハ之ヲ省略スルヲ妨ケス7ハ

縮圖ヲ要スル地籍圖一枚ニ付平均凡一箇所以上ノ割ヲ以テ記入スヘシ

5及7ノ外ハ着墨ヲ爲シ(水ハ藍色, 道路ハ朱色, 三角點ハ朱色二重圈, 其ノ他ハ墨)地籍圖ノ區域ハ淡塗赭ノ色綠ヲ施シ以テ整理調査區域ト混同セサル様ニスヘシ

第三十二條 縮尺ハ市街地, 市街地附近又ハ特ニ疆界ノ複雑ナル面里洞ニ在リテハ三千分一其ノ他ノ地域ニ在リテハ六千分一ト爲スヘシ

林野一筆ノ平均見込面積一町歩未滿ナル面里洞ハ三千分一ノ縮尺ト爲スヘシ

第三十三條 圖根ハ各里洞毎ニ之ヲ作成スヘシ但シ市街地其ノ他特殊ノ場合ニ在リテハ數里洞ノ分ヲ一枚ノ原圖紙内ニ記入スルヲ妨ケス

縮圖ハ地籍圖ノ圖郭カ相接合スル様配置ヲ爲シ縮圖器械ヲ用ヒ原圖用紙ノ適當ナル位置に順次ニ記入ヲ爲スヘシ

縮圖器械ハ毎日特ニ檢定ヲ行ヒ然ル後作業ニ着手スヘシ

第三十四條 林野ノ區域廣クシテ地籍圖ニ依ル圖根ノミニテハ一筆地測量ノ基準ト爲スニ不充分ナリト認メタル場合ニ在リテハ一筆地ノ測量ニ先チ凡五百間以内ノ間隔ニ補點ヲ

設ケ各點ノ位置ヲ正確ニ測定スヘシ

第三十五條 隣接里洞界ノ接合ヲ計リ兼テ一筆地測量ノ基準トスルカ爲一筆地測量ニ先チ里洞ノ疆界ヲ精密ニ測定スヘシ但シ調査上必要ナキ部分ニ付テ此ノ限ニアラス

區分調査圖ヲ以テ林野圖ニ代用スル要存豫定林野ノ里洞界ハ特ニ之ヲ測量スルニ及ハス

第三十六條 里洞界ノ測量ハ其ノ疆界線ニ沿ヒ複規道線法ニ依リ測定スヘシ但シ附近ニ三角點, 圖根點又ハ其ノ他正確ナル既知點アル場合ニハ之ニ依リ三方向以上ノ交會法ヲ以テ測定スルヲ妨ケス

里洞界測量中ハ附近ニ於ケル既知點ニ依リ時々點檢ヲ行ヒ道線法ニ在リテハ成ルヘク一十間以内ノ距離ニ於テ既知點ニ連絡セシムヘシ

第三十七條 測量ヲ爲シタル里洞界ノ分岐點其ノ他一筆地ノ測量上圖根トシテ規視スルニ適當ト認ムル地點ニ規板又ハ標旗ヲ設クヘシ

第三十八條 一筆地ノ測量ニハ左記事項ヲ記入スヘシ但シ所有者又ハ緣故者氏名ニ付テハ區域狹少ニシテ記入シ難キ場合ニ限り之ヲ省略スルコトヲ得

イ 一筆地ノ疆界線及道路, 河川, 鐵道

ロ 地目

ハ 假地番(アラビア數字)

ニ 所有者又ハ緣故者氏名(緣故者氏名ニハ括弧ヲ附ス)

ホ 道, 府郡, 面, 里洞界

へ 隣接府郡, 面, 里洞名(同一郡内ニアリテハ面, 里洞名, 同一面内ニアリテハ里洞名ノミヲ記シ他ノ府郡ニ接スル場合ニアリテハ其ノ府郡名ノミヲ記ス)

區分調査圖ヲ以テ林野圖ニ代用シ里洞界ノ測量ヲ爲ササル要存豫定林野ニ對シテハ其ノ區域ニ相當スル適當ナル位置ニ地目, 假地番等ヲ記入スヘシ

第三十九條 一筆地ノ疆界線ハ道路法交會法, 光線法又ハ縱橫法ニ依リ之ヲ測圖スヘシ一筆地ノ面積過少ニシテ圖根ノ縮尺ニテハ正確ニ其ノ原形ヲ圖示シ難キ箇所ニ對シテハ別ニ六百分一又ハ千二百分一ノ縮尺ヲ以テ餘白ニ圖示シ此ニ前條ノ事項, 箇所, 符號(イロハ順)及縮尺ヲ記載シ原位置ノ分ニハ箇所符號ノミヲ記入スヘシ

第四十條 一筆地ノ形狀ハ現形ト差異ナカラシムル様適當ニ測點ヲ配置シ直線ヲ連續ニ依リテ之ヲ現示スヘシ

屈曲六尺以下ナル部ハ之ヲ直線ト看做ス但シ前條第二項ノ場合ニアリテハ三尺以下トス

第四十一條 道路及河川ハ實測ノ上直線ヲ以テ記入シ別ニ一筆地ノ境界線ヲ記入スルニ及ハス徑路又ハ溪流等ハ曲線ニテ記入スヘシ徑路又ハ溪流カー筆地内ヲ通過スル場合ニアリテハ一形ノ符號ヲ以テ兩側ノ土地ノ聯絡ヲ示スヘシ

第四十二條 交會法ハ三方向以上(距離百間以内ノ前方交會又ハ側方交會ハ二方向ニテモ可ナリ)ノ交會ニ依リ交角ハ三十度以上百五十度以内ナラシムヘシ
交會法ノ圖上誤差ハ示誤三角形ニ内接スル圓ノ直徑二厘以下ナルヲ要シ其ノ中心ヲ以テ點ノ位置ヲ定ムヘシ

第四十三條 道路法ノ圖上誤差ハ \sqrt{n} 厘以下ナルヲ要シ左式ニ依リテ各點ニ配賦スヘシ

$$d_1=e/n, d_2=2e/n, d_3=3e/n$$

n ハ總邊數, e ハ誤差, d_1, d_2, d_3 等ハ第一點, 第二點, 第三點等ニ配賦スヘキ改正數トス

第四十四條 光線法ノ距離ハ百間以内縱橫法ノ橫距ハ十間以内トスヘシ

第五章 原圖ノ整理及林野圖ノ調製

第四十五條 原圖ハ規定ノ符號及定色ニ依リ着墨スヘシ但シ假地番及地主名ハ着墨セス其ノ儘存置スヘシ

第四十六條 原圖ハ謄寫ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ得ス但シ里洞界及測量者ノ異ナル地界ニ對シテハ前ニ測圖セルモノヲ謄寫シテ用フルヲ防ケス此ノ場合ニ於テ若シ實地ト符合セサル箇所アルトキハ雙方打合ノ上修正ヲ加ヘ互ニ之ヲ一致セシムヘシ

第四十七條 圖面ニ記入ヲ要スル符號又ハ文字ニシテ本内規ニ於テ特ニ規定セサルモノニ付テハ地籍圖ニ準シ記入スヘシ

第四十八條 一筆地ノ疆界ハ三毛線ヲ以テ描クヘシ

第四十九條 河川, 道路ハ定色ヲ以テ複線ハ三毛線, 單線ハ六毛線ニテ描キ, 複線ノ河川ハ其ノ中ヲ定色ニテ着色スヘシ

第五十條 數里洞ヲ合シテ原圖ヲ調製スル場合ニ在リテハ一分五厘乃至二分ノ字大ヲ用ヒ每圖面ニ於テ里洞界ノ兩端ニ其ノ名稱ヲ書スヘシ

第五十一條 隣接ノ府郡, 面, 里洞名ハ一分五厘乃至二分ノ字大ニテ書スヘシ

第五十二條 一里洞ノ原圖數枚ニ跨ルトキハ番號ヲ附スヘシ

番號ハ東北隅ヨリ起リ北ヨリ南ニ進ミ西南隅ニ終ル様順次ニ附スヘシ

第五十三條 前八條ノ作業終リタル各筆ノ土地ニ地番ヲ附シ日本數字ヲ以テ之ヲ圖面ニ記入スヘシ但シ道路、河川、溝渠、堤防、城堞、鐵道線路、水道線路ニハ地番ヲ附セス

整理調査ニ依ル地番ハ總テ數字ノ上ニ山ノ字ヲ冠シ以テ地籍圖ノ地番ト區別スヘシ
地番ハ一里洞ヲ通シ一端ヨリ起リ順次連續シテ之ヲ附スヘシ

第五十四條 一筆地カ二葉以上ノ圖面ニ分記セラレタルトキハ地目及所有者又ハ緣故者氏名ノ記入ハ其ノ内主タルモノニ止メ他ハ單ニ假地番及地番ノミヲ記シ之ニ括弧ヲ附シ以テ其ノ一部ナルコトヲ示スヘシ

第五十五條 地番ハ之ヲ附シタル後ハ分割、併合又ハ追加ヲ要スル場合ノ外枝番ヲ附シ又ハ缺番ト爲スコトヲ得ス

枝番ヲ附スルトキハ原地番ニハ「ノ一」ノ符號ヲ附シ他ハ順次「ノ二」「ノ三」等ノ符號ヲ附スヘシ

第五十六條 一里洞ノ原圖ノ調製ヲ終リタルトキハ原圖ノ右肩ニハ所在府郡、面里洞名ヲ記入シ左下ニハ測量終了ノ年月日及測量者氏名ヲ書シ尙適當ナル位置ニ磁針ノ方位ヲ圖示スヘシ

第五十七條 林野圖ハ薄美濃紙ヲ用ヒ一里洞又ハ一府ヲ一枚ニ作成ス但シ區域廣大ナル場合ニアリテハ凡三尺四方ヲ標準トシテ數枚ニ分寫スヘシ

第五十八條 林野圖ハ凡テ原圖ヲ謄寫シテ之ヲ調製スルモノトス但シ着墨ヲ爲ササル部分及圖郭外ノ文字ハ之ヲ謄寫スヘカラス

第五十九條 一里洞又ハ一府ノ謄寫終リタルトキハ其ノ上部餘白適當ナル位置ニ字大四分乃至八分、字隔二分乃至四分ヲ以テ「何郡何面何里洞林野圖」又ハ「何府林野圖」ト書シ其ノ下方又ハ左下方ニ字大二分乃至三分、字隔一分乃至二分ヲ以テ「縮尺六千分之一」又ハ「縮尺三千分之一」ト書スヘシ

林野圖數枚ナルトキハ各葉ニ前項ノ如ク書シタル外第五十二條ニ準シ各番號ヲ附シ字大二分乃至三分、字隔一分乃至二分ヲ以テ前項「何里洞林野圖」ノ下方ニ「何枚ノ内第何號」ト書シ尙各切圖ノ適當ナル餘白ニ連絡圖ヲ記スヘシ

磁針ノ方位ハ林野圖一枚毎ニ適當ナル位置ニ之ヲ圖示スヘシ

第六十條 林野圖ハ副本ヲ作成シ之ヲ府又ハ面ニ保存スヘシ

第六章 調査簿 作製

第六十一條 調査簿ハ第二號様式ニ依リ里洞別又ハ府別ニ作製シ地番ヲ附シタルモノニ限り登載スヘシ調査簿記入ノ順序ハ地番順トシ面積以外ノ記事ハ野帳ヨリ移記スヘシ

區分調査圖ヲ以テ林野圖ニ代用シ里洞界ノ測量ヲ爲ササル數里洞ニ跨ル要存豫定林野ノ面積ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第六十二條 面積ハ面積計算器ヲ使用シ三回以上計算ノ上左記ノ較差範圍内ニ於ケルモノ三箇ノ中數ヲ採リテ之ヲ計算スヘシ但シ讀度一ニ滿タサルモノニ對シテハ三斜法ニ依リテ計算スヘシ

讀度百マテハ一

讀度二百マテハ二

讀度二百以上ハ二百毎ニ一ヲ加フ(二百ニ滿タサル端數ニ對シテモ同シクートス)

第六十三條 面積ハ歩ニテ計算シ畝未滿ハ切り捨テ畝位ニ止ムヘシ但シ一畝歩未滿ノ土地ニ對シテ歩位ニ止メ歩未滿ヲ切り捨テ歩未滿ノ土地ニ對シテハ歩ニ切り上クヘシ

第六十四條 一里洞ノ調査簿ノ記載終リタルトキハ筆數及面積ノ合計ヲ爲シ第三號様式ニ依ル集計表ヲ作成シ末尾ニ附スヘシ但シ面積ヲ登載セサル要存豫定林野ニ對シテハ筆數ノミヲ合計シ集計表ノ裏面ニ其ノ國有林名ヲ列記スヘシ

第六十五條 調査簿ニハ各里洞(府チ除ク)毎ニ假表紙ヲ附シ表紙ノ中央ニ字大二分五厘其ノ半ノ字隔ヲ以テ里洞名ヲ書スヘシ

一面ノ調査簿完成シタルトキハ各里洞ノ分ヲ一冊ニ合綴シ厚紙ノ表紙ヲ附シ其ノ中央ニ字大五分乃至七分,一分五厘乃至二分五厘ノ字隔ヲ以テ「何郡島何面林野調査簿」ト書シ初葉ニ目次ヲ附シ各里洞毎ニ筆數及面積ヲ編纂順序ニ從ヒ列記シ且前條ニ準シ面ノ集計ヲ末尾ニ附スヘシ但シ調査ヲ行フヘキ土地ナキ里洞ニ對シテハ其ノ里洞名ヲ目次ノ終リニ列記シ筆數記入欄ニ「調査地ナシ」ト記入スヘシ

調査簿ニ面積ヲ登載セサル要存豫定林野ニ對シテハ區分調査圖ニ依リ當該面ノ面積ヲ計算シ之ヲ面ノ集計表ニ加算スヘシ但シ其ノ國有林名ヲ集計表ノ裏面ニ列記スルヲ要ス

第六十六條 府ニ在リテハ一ノ里洞ニ準シテ調査簿ヲ作成シ前條第二項ニ準シ表紙ヲ附スヘシ但シ集計表ノ作成ニ付テハ前條第三項ヲ適用スルモノトス

第六十七條 林野調査簿ハ副本ヲ作成シ之ヲ府又ハ面ニ保存スヘシ

第七章 報告

第六十八條 道長官調査區域ヲ定メタルトキハ其ノ府郡, 面名, 測量ノ縮尺及調査着手豫定期日ヲ報告スヘシ

第六十九條 府尹又ハ面長, 調査終了シタルトキハ道長官ニ宛テ調査終了ノ届出ヲ爲シ第三條ノ圖書類ノ外尙左記圖書類ヲ添附進達スヘシ

原圖

無申告地調書及和解書

紛爭地調書

野帳

整理調査一覽表(第四號様式ニ依ル)

野帳記入心得

一 野帳ハ調査ノ順序ニ從ヒ一筆地毎ニ記載スヘシ

二 文字ハ凡テ明確ニ記シ數字ハアラビヤ數字ヲ用フヘシ

三 地番ハ一里洞ノ調査ヲ了ヘタル後之ヲ附シ地番欄ニ山字ヲ省略シ單ニ番號ノミヲ記入スヘシ

四 假地番ハ實地調査ノ順序ニ從ヒ一里洞毎ニ新ニ之ヲ附スヘシ

五 地目ハ土地調査令第二條ニ準シ土地ノ現狀ニ依リ記載スヘシ但シ未墾地又ハ竹林ニ付テハ地目ヲ林野トシ其ノ下方ニ(未)又ハ(竹)ト附記スヘシ

傾斜十五度以下ノ無立木地ハ之ヲ未墾地トス

六 林相欄ニハ林野ニ對シ立木度(完全ナル立木度ヲ十分ノ十トシ十分率ヲ以テ示ス)

及平均樹齡ヲ記スヘシ

七 地籍屈ノ有無欄ニハ舊森林法第十九條ニ依ル地籍屈ノ有無ヲ「有」又ハ「無」ト記スヘシ

八 證明又ハ登記欄ニハ土地家屋證明規則，土地家屋所有權證明規則，不動産證明令 又ハ不動産登記令ニ依ル證明又ハ登記アルモノハ其ノ種類，番號，年月日ヲ記スヘシ

但シ種類ハ證明及登記ノ區別竝ニ所有權ト典當權ノ區別トス

九 私有又ハ緣故理由欄ニハ私有林野ニ對シテハ明治四十五年訓令第四號左記各號ニ 照シ其ノ該當スル番號ヲ「私有標準第何號」ト記シ緣故林野ニ對シテハ大正元年府令第十號第一條第二號，第五號乃至第八號ノ中其ノ該當スル番號ヲ「緣故標準第何號」ト記スヘシ其ノ他ノ土地ニ對シテハ記入スルニ及ハス

一〇 國，公，私有區分欄ニハ國有地ハ「國」公有地ハ「公」私有地ハ「私」ト記スヘシ，
面有林，里洞有林，公立普通學校林及郷校財産等ハ公有トス

一一 申告有無欄ニハ林野整理調査申告書提出ノ有無ヲ「有」又ハ「無」ト記スヘシ

一二 所有者又ハ緣故者住所ハ何道何郡(府)(島)何面何里(洞)ト書シ調査地ノ屬スル府郡島ナルトキハ府郡島以上ノ記載ヲ省略スヘシ

一三 住所氏名ハ申告書ト一致セシムルヲ要ス但シ申告書ナキモノハ民籍簿又ハ登録簿ト一致セシムヘシ

團體又ハ共同ノ所有若クハ緣故ニ係ルモノノ住所ハ其ノ事務所所在地又ハ代表者ノ住所ヲ記スヘシ

一四 處分見込欄ニハ未處分ノ緣故林野ニ付大正元年府令第十號第二條及大正三年官 通牒第九十四號ニ依ル處分上ノ見込意見ヲ有料貸付ハ「有貸」無料貸付ハ「無貸」讓與ハ「讓」ト記スヘシ但シ部落ノ緣故林野ニ對シテハ之ヲ記スルニ及ハス

一五 區分調査ヲ爲セル未處分ノ國有林ニ對シテハ其ノ國有林名及要存不要存ノ別ヲ備考欄ニ記スヘシ

一國有林ヲ數筆ニ分割シタルトキハ備考欄ニ「何國有林ノ内」ト記スヘシ

一六 紛争地ニ對シテハ備考欄ニ「何某紛争」ト記スヘシ

一七 貸付處分ヲ爲セル國有林野ニ對セテハ備考欄ニ「貸付中」ト記スヘシ

一八 讓與又ハ賣却ニ依リ私有トナリタル林野ニ對シテハ備考欄ニ「讓與」又ハ「賣却」ト記スヘシ

一九 備考欄ニハ前記ノ外必要ト認ムル事項ヲ記載スヘシ

ニ〇 野帳ノ上部欄外ニハ所在面里洞名及一里洞毎ノ枚數ヲ記入スヘシ

ニ一 一里洞ノ野帳ノ記入終リタルトキハ之ヲ原簿ヨリ分離シ編綴ノ上監督者ニ提出ス様式ハ省略ス

竹島(独島)の測量と登録に関する日韓の関係文献

竹島(独島)の測量と登録

韓国政府は1961年4月1日「独島」を25,000分の1航測図によって地目は林野, 建設部(国土海洋部の前身)所管国有として林野台帳・林野図に初めて登録した。1968年3月13日慶尚北道鬱陵部登記所は海運港湾庁所管国有に保存登記し, 2008年7月1日更正登記した。

2005年4月25日から13日間政府地籍測量代行機関である大韓地籍公社(空間情報研究院)姜相求博士責任下でGPS測量を施行縮尺1,000分の1, 101筆(島は91箇所)187,594m²を更に地籍公簿に登録した。島嶼正位置測量の一環である。その中最初の林野台帳は図4.11, 「独島」全体の図面は図4.12, 独島山20(西島)の登記簿謄本は図4.13に示すとおりである。

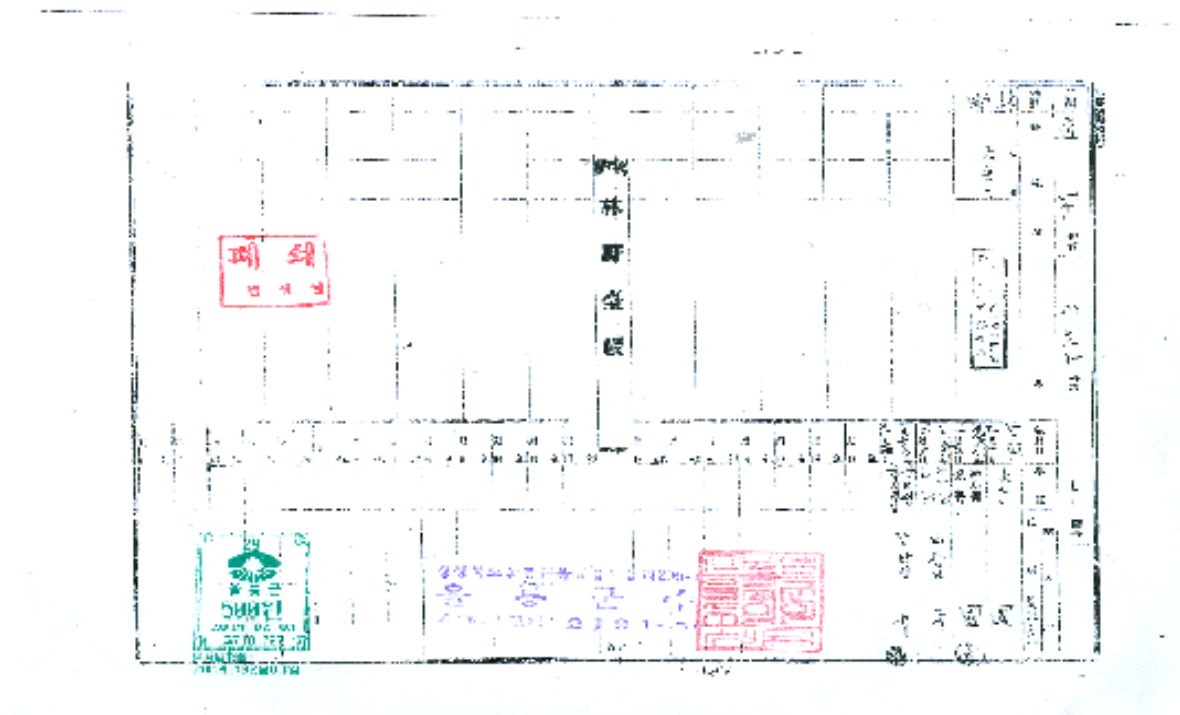


図4.11 最初の獨島 林野 臺帳 1961年4月1日
鬱陵郡 道洞 (現 獨島里) 山 67 林野6町5200歩
資料:鬱陵郡 財務課 地籍係 金京起 係長

参考までに竹島・独島に関する日・韓国の資料を紹介する。

韓国

勅令第41号1900年10月25日

議政府議政臨時署理賛政内部大臣李乾夏

鬱陵島を鬱島に改称して島監を郡守に改正する件

第1條 鬱陵島を鬱島に改称して江源道に付属せて島監を郡守に改正して官制中に編入する。郡等は5等にする。

第2條 郡庁位置は台霞洞と定めて区域は鬱陵全島と竹島・石島を管轄する。(官報1900年10月27日, 第2条石島は独島の旧名)

日本

島根県告示第40号

北緯37度9分30秒東経131度55分隱岐島ヲ距ル西北85哩ニ在ル島嶼デ竹島ト称シ自今本縣所属隱岐島司, 所管ト定メラレル。

島根県知事 松永武吉<独島聯(所謂島根県第40号の独島編入の虚構性検討学術大会)>2013年12月6日, ソウル歴史博物館大講演. 印刷物 上の学術大会で李相泰博士は調査結果島根県第40号の原本はないと発表した。

韓国

大韓民国民法, 1958年2月22日法律第471号施行1960年1月1日

第258條

②無主物の不動産は国有にする。

第186條不動産に関する法律行為に因する物件の得失変更は登記するのみその効力が生じる。

日本

日本民法明治29年4月27日法律89号制定

第239條

② 無主物の不動産は 国庫の所有に属する。

日本不動産登記法

第1條「登記すべき権利及び事項」

登記は不動産の表示又は不動産所有権に関する権利の設定・保存・移転・変更・処分 of 制限若くは消滅に付き之を為す(韓国は国有にしたが、日本は県有にした)。